

[illegible]

割賦販売法の抜本的改正を求める意見書(高知
県議会(第二三八五号))

割賦販売法の抜本的改正を求める意見書(高知
県安芸市議会(第二三八六号))

割賦販売法の抜本的改正を求める意見書(高知
県四万十町議会(第二三八七号))

割賦販売法の抜本的改正を求める意見書(福岡
県議会(第二三八八号))

割賦販売法の抜本的改正を求める意見書(福岡
県北九州市議会(第二三八九号))

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書(佐賀
県議会(第二三九〇号))

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書(佐賀
県白石町議会(第二三九一号))

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書(長崎
県議会(第二三九二号))

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書(長崎
県諫早市議会(第二三九三号))

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書(長崎
県西海市議会(第二三九四号))

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書(長崎
県南島原市議会(第二三九五号))

割賦販売法の改正を求める意見書(宮崎県日向
市議会(第二三九六号))

割賦販売法の改正を求める意見書(宮崎県門川
町議会(第二三九七号))

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書(鹿児島
県議会(第二三九八号))

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書(鹿児島
県さつま町議会(第二三九九号))

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書(沖縄
県南城市議会(第二四〇一号))

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書(沖縄
県本部町議会(第二四〇二号))

クレジット被害をなくすための法改正を求める
意見書(岩手県議会(第二四〇三号))

原子力発電所の安全確保についての意見書(宮
城県議会(第二四〇四号))

原油価格の高騰に関する対策を求める意見書
(長野県議会(第二四〇五号))

地域間格差是正に向けた企業立地促進策を求め
る意見書(鳥取県議会(第二四〇六号))

中小企業の事業承継円滑化や充実・強化に関す
る意見書(石川県小松市議会(第二四〇七号))

浜岡原子力発電所の徹底した安全確保を求める
意見書(静岡県議会(第二四〇八号))

浜岡原子力発電所の徹底した安全確保を求める
意見書(静岡県議会(第二四〇九号))

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一号)

電気用品安全法の一部を改正する法律案(内閣
提出第二号)

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に
基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務
を課する等の措置を講じたことについて承認を
求める件(内閣提出、承認第二号)

○東委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、消費生活用製品安全法の一部を改正
する法律案及び電気用品安全法の一部を改正する
法律案の両案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として経済
産業省大臣官房商務流通審議官寺坂信昭君、経済
産業省大臣官房審議官本庄孝志君、経済産業省貿
易経済協力局長安達健祐君、経済産業省産業技術
環境局長石田徹君及び経済産業省商務情報政策局
長岡田秀一君の出席を求め、説明を聴取いたした
いと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○東委員長 御異議なしと認めます。よって、そ

のように決しました。

○東委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。近藤三津枝さん。

○近藤三津枝 自由民主党の近藤三津枝です。

本日は、消費生活用製品安全法並びに電気用品
安全法の一部改正法案について質問させていただきます。

昨年春の中古電気用品の販売をめぐる混乱
は、中古品販売業者に大きな影響を与えたとともに、
国民の関心を集めたところであります。

現在、高齢化が進む中で、地球環境保全のため
にも資源循環型社会を構築することの重要性がま
ずまます高まっております。一方で、経年劣化によ
る電気製品などによる重大事故が発生してござい
まして、これらに配慮して、製品の安全、安心を確
かなものとしてほしいとの国民の声も高まってお
ります。

このような状況の中で、今回の電気用品安全法
の一部改正では、新法と旧法の技術基準、そして
安全性が同等であることを確認した上で、PSE
制度の見直しを行い、中古品販売について規制を
緩和する方針を示されました。また、消費生活用
製品安全法の一部改正につきましては、経年劣化
による重大事故の発生のおそれのある製品を特定
保守製品と位置づけ、消費者に適切な保守のため
の情報提供をするなどの措置を講じる法案を政府
が提出されたことは時宜を得た対応だと考えてお
ります。

本日は、二つの法案の考え方、具体的な法制度
の運用などについて、提案を含め、御質問をさせ
ていただきます。

まず、消費生活用製品安全法の一部改正につ
いて質問をさせていただきます。

今回の法改正のポイントの第一は、経年劣化、
すなわち、長年製品を使用することによる品質等
の低下が安全上の支障を来し、重大事故につなが
るおそれのある製品を特定保守製品として位置づ

けたところにあると思っております。この特定保
守製品には、ガス瞬間湯沸かし器、ふろがまな
ど、住宅に据えつけられた大型の製品九品目が政
令に指定される予定と聞いております。特定保守
製品として指定しようとしている九製品の選定基
準をまずお聞かせください。

一方で、据えつけ型でない身近な製品、例えば
扇風機などは、改正案の特定保守製品に指定され
る予定がないとお聞きしていますが、その理由を
お聞かせください。

また、この法案で言います特定保守製品とは別
に、長期使用によりまして重大事故の発生のおそ
れのある身近な製品について、経済産業省として
具体的にどのような対策を考えておられるのかも
お聞かせください。

○寺坂政府参考人 お答え申し上げます。

今御質問のございました特定保守製品でござい
ますけれども、事故の発生のリスク、そういう観
点から、特定保守製品につきましては、経年劣化
によりまして重大事故、火事とか死亡等ございま
すけれども、そういう重大事故発生の確率が高い
ものを指定する予定でございまして、

今お話ございましたように、具体的には、現時
点におきましては、ガス瞬間湯沸かし器、ガスふ
ろがま、石油ふろがま、FF式の石油温風暖房
機、石油給湯器、浴室乾燥機、それからビルトイ
ン型の食器洗い機等、都市ガス用とLPガス用も
ございまして、全部で今九品目を予定している
ところでございます。

お話がございました扇風機等の品目でございま
すけれども、こういった品目は重大事故の発生の
確率は高くはないということで、特定保守製品と
しては指定することは今考えてございませぬけれ
ども、ただ、一方で、こういった製品は残存台数
が非常に多いために、事故の発生件数、これは一
定程度あるわけでございます。したがって、

こういった製品につきましても何らかの対応が必
要というふうに考えてございまして、特定保守製
品のような点検通知等、そういったものの義務づ

けには至らないものも消費者による自主的な保守を促進することが重要であるというふうに認識をしております。

具体的には、こういう扇風機等につきましては、例えば継続して何年間使用すると経年劣化による事故のリスクが高まるおそれがありますといったような、そういう経年劣化リスクに関しまして表示を義務づけることによって対応をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○近藤(三)委員 ありがとうございます。

ただいまの御答弁のように、特定保守製品だけではなくて、身近な製品の経年劣化による重大事故を防止するための情報提供についても充実を図りたいと思っております。

今回の消費生活用製品安全法の第二のポイントは、先ほど申し上げました特定保守製品に点検時期などの表示をするともに、所有者に対し所有者情報の提供を求め、その情報に基づき製品の点検や保守に関する情報を直接所有者に提供することにあると思います。

所有者情報に基づき、点検時期などの通知だけではなく、特定保守製品に重大事故が発生した場合には、所有者に直接速やかに事故の発生を伝え、第二、第三の事故の回避に努めるべきであると考えておりますが、この点について本法ではどのような措置が講じられているのか、お伺いします。

○寺坂政府参考人 今回の法案に関しましては、事故の未然防止を図る、そういったことをねらいとしているものでございますけれども、ただいま御指摘ございましたような、事故が発生した場合に、これができるだけ早く所有者の方にお伝えをするということも大切なポイントだというふうに考えてございます。

したがって、重大事故が発生して、製造事業者等が回収等の対策を迅速に行うために、こういう具体的な所有者情報の把握というものを前提といたしまして、これを活用したいというふうに

思っております。

したがって、特定保守製品でありまして、今後販売されるものにつきましては所有者情報の把握が可能となるわけでございます。ですから、事故が発生した場合には、その事故の拡大防止のために、所有者情報を活用した事故情報の周知が積極的になされるということを期待しているところでございます。

そういった観点から、今回の改正法案におきましては、特定製造事業者等は、リコール情報といった点検通知事項以外の事項についても通知するよう努めることと手当てをしているところでございます。

○近藤(三)委員 所有者情報の有効活用によって重大事故の回避に努めていただきたいと思います。一方、私の同僚の自民党議員も指摘されていますが、所有者情報の取り扱いにつきまして、法三十二条の八から十三に定めがありますように、情報管理の徹底を呼びかけ、法本来の目的であります製品の安全性の確保の観点が全うされま

すように、よろしく御対応いただきますようお願いいたします。

次に、特定保守製品の引き渡し、所有権の移転などの際の円滑な引き継ぎ方法についてお尋ねさせていただきます。

建て売り住宅やマンションなどの場合、ガス湯沸かし器などの特定保守製品の設置者がハウスメーカーであったり、また不動産会社などの仲介者の場合が想定されます。また、住宅の転売などによりまして製品の所有権が移転することも予想されます。このような場合でも所有者、すなわちエンドユーザーへの本制度の周知徹底、特定製造事業者の所有者情報の把握が徹底されますように、法の第三十二条の五や三十二条の八などに定めがあります。使用期限の比較的長い特定保守製品は、所有権の移転などの際の措置がきちんとされませんと、本法の有効性を損なうことにもなりかねないと思えます。

このような点におきまして、具体的にどのような

な対応を政府として行い、法の効果を上げようとしていらっしゃるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○寺坂政府参考人 点検通知などを行うこととされております製造・輸入事業者が所有者情報をあらかじめ把握しておくためには、消費者によりその所有者情報が確実に連絡されることが重要でございます。このため、販売時におきまして販売業者が果たすべき役割が重要と認識しております。

販売業者がその説明義務や所有者票の取り次ぎ協力といった役割をきちんと果たせるように、説明すべき内容を製造・輸入事業者が所有者票にあらためて記載いたしますとともに、関係省庁や関連団体とも連携しながら、各種説明会の開催等によりまして、こういった制度の内容につきまして周知徹底を図ってまいりたいと考えてございます。

また、引越越し等によりまして所有者情報が変わる場合があるわけでございます。そういう変更に当たりましては、その新たな所有者の方のみならず、その安全意識を持っていたら、その所有者情報を提供していただくことが原則だというふうに考えてございます。

これに加えて、不動産取引業者等の関連事業者がその売買の仲介の際に買い主に提示、説明することとなっております。そういったものの中に特定保守製品の存在を記入していただきまして、適切な情報提供を行う等の協力がなされるよう、これも関係省庁とも連携しながら対応いたしまして、消費者の行動を促し、実効性を確保してまいりたいというふうに考えてございます。

○近藤(三)委員 所有権の移転などによりましても本法の制度が生かれますように、関係機関との連携をよろしくお願いいたします。

さて、今回の消費生活用製品安全法の改正では、一問目で質問をさせていただきましたように、扇風機、ブラウン管などの買いかえが一般的で所有者の移転も容易である身近な電化製品につきましては、本法の特定保守製品に指定すること

は考えられていませんということは認識しております。しかし、製造者が期待する以上に長期間にわたり製品が使用され、経年劣化が生じたり、重大事故が発生することも考えられます。このような製品の安全性に関する情報などを素早く的確に利用者に伝えるシステムをさらに充実する必要があるかと思われます。

そのためには、我が国の最先端を行くITの技術を使用し、問題の製品のトレーサビリティを高める工夫が考えられるのではないかと思っております。例えば、製品に製造番号などの情報が埋め込まれたICタグの添付を推進してはどうか。そして、所有者は製品に張られたICタグに書き込まれた情報を読み取ることができる携帯電話をかざすことにより、製造メーカーとインターネット上で情報のやりとりができるシステムを構築してはどうでしょうか。

そのような、製品に添付されたICタグと製造メーカーとの電子的なやりとりが可能になりますと、消費者は製品の欠陥情報を独自で入手することができ、適切なメンテナンス時期を自身で知ることができるようになるのではないかと考えられます。消費者の自主的な危険防止に向けた活動が盛んになりまして、結果として、現状よりも製品の安全性が向上するのではないかと考えられます。

例えば、今回の電気用品安全法の改正で、法の対象となっておりますリチウム電池、製品本体に内蔵される付属品でありまして、消費者にとりましては、どのような電池が組み込まれているのかわかりづらいという現状なんです。その製品を携帯電話にかざすだけで情報を的確にキャッチすることもできるようになると考えております。

このようなICタグを製品に添付する企業活動を政府としても後押しすることは、IT先進国の日本にふさわしいイノベーションであり、ユビキタス社会の構築にも一役買うものと考えております。政府としては、製品安全情報の提供、製品のト

レーサビリティーなどの観点から、消費者が利用できるＩＣタグの製品への添付を促し、これを手軽に読み取り、メーカーなどと通信を行うことができる携帯電話の技術開発、そして、普及を促す施策を推進していくことも重要ではないかと考えておりますが、この点について、政府の見解を伺わせてください。

○岡田政府参考人 ただいまのＩＣタグの活用に関する御質問についてお答えをさせていただきますと存じます。

製品安全の確保のためには、メーカーが製品の所在を把握して、消費者に対して安全性に関する情報を直接提供することができ体制を構築することが極めて重要だと思っております。

メーカーが製品の所在を把握する方法としては、現在のところ、消費者がユーザー登録はがきをメーカーに送る仕組みが中心となっておりますけれども、登録率は極めて低い状況にとどまっておりますので、適切な情報提供が必ずしも行えておりません。

消費者によるユーザー登録を促進することを目指して、経済産業省では、製品などに添付されたバーコードや、今御指摘のＩＣタグを携帯電話で簡単に読み取ることができるようになることにより、メーカーに簡単にユーザー登録ができるシステム構築を進めることにしております。来年度に研究開発と実証実験を行うというところで、現在予算要求をさせていただいているところでございます。

ＩＣタグは、バーコードよりも傷や汚れに強く、より高い読み取り精度を実現することができ、将来的には、すべての製品にＩＣタグが添付され、そして、新製品だけでなく中古製品にもＩＣタグが添付されて、メーカーが所有者を把握できるシステムが構築できるように努力をしてまいりたいと思っております。

○近藤(三)委員 ありがとうございます。

御答弁いただきましたように、ＩＣタグなどを活用した実証実験を積み重ねることによりまし

て、技術水準を高め、一日も早い実用化を期待いたしております。

次に、今回の法改正に伴う特定保守製品に対する劣化対策制度を国際的にも普及していただきたいという観点から、質問をさせていただきます。

本法案の第三十二条の四の第五項により、輸出用の特定保守製品につきましても、製品情報の表示として所有者の添付の義務は適用されないこととあります。一方で、日本製品が、アジアそして世界におきまして、製品の品質、安全性についてさらに信頼性を高めていくためには、特定保守製品の指定による制度を国内製品だけではなく世界市場にも適用していくことにより、結果として、市場競争による事実上の国際標準、すなわちデファクトスタンダードとしていくことは国際貢献にもつながると思っております。

製品の経年劣化などによる重大事故防止の本制度を政府から企業側に呼びかけることによつて、国際市場にも広げていく、このような考え方にについて、政府の見解をお聞かせください。

○中野副大臣 海外向け製品につきましては、輸出先のそれぞれの安全規制にゆだねることが適切であるということで、本改正法では対象外としたしております。

ただ、他方、本制度の導入を契機として、日本のメーカーが安全を重視し、販売後における製品の長期使用時の保守サービスを見据えたビジネスモデルに今後転換をして、海外でのビジネスについても同様の発想で展開をしていくことが期待をされます。言ってみれば、日本の製品は売り放しではないのだ、安心、安全という大きな付加価値をつけることが重要なのだということであろうかと思っております。

さらに、今回の経年劣化対策は、世界的にも先駆的な取り組みであると認識しております。経済産業省としては、よその国の範となるような着実な制度運用の実施に努めるとともに、例えば、製品安全当局による国際会合などの場において一生懸命PRあるいは紹介する、こういうこと

で取り組まさせていただきたいと思っております。

○近藤(三)委員 ありがとうございます。ぜひ、国際的な安全性の向上という国際貢献の観点からも、積極的な取り組みを期待させていただきます。

次に、電気用品安全法の一部改正案について伺いさせていただきます。

これまでの電気用品安全法の対象となる製品は機器本体に関するものでしたが、今回、法の対象となりますリチウム電池は、本体の付属品です。消費者には携帯電話などの製品本体にリチウム電池が使用されているかわかりづらく、かつ、不安全な現象が生じた場合の付属品であるリチウム電池と製品本体との事故に対する責任関係の明確化も問題になるかと思われま。

この点に関して、今後政府としてどのような対応をされるお考えなのか、政府の見解をお聞かせください。

○本庄政府参考人 お答えいたします。

一般的に、製品の欠陥によりまして重大事故が生じる等、危害の発生拡大を防ぐための緊急性が認められる場合には、消費生活用製品安全法に基づきまして事業者に対して回収責任を課すことができま。この場合、回収責任を負う者は、当該製品の欠陥について責任を有し、また当該者が回収を行うことが効率的であるという者が対象になるわけでございます。

御指摘のございました、リチウム電池が搭載された携帯用電子機器の場合につきましては、通常、機器メーカーが電池メーカーに對しまして、当該機器に適合するための規格の指示も含めて製造させていることが多いわけでございますので、いわば電池を含めた製品全体に対して機器メーカーが責任を有していることが多いと認識しております。

したがいまして、このような機器について重大事故が生じ、危害の防止命令をかける必要が出た場合には、当該機器メーカーに対して回収命令を

かけるのが一般的ではないかというふうに思います。

○近藤(三)委員 ありがとうございます。

我が国のリチウム電池生産の国際シェアは六割を占めるというふうになっております。リチウム電池というのは、電子機器の小型化、高性能化に欠かせない要素であり、この部門で高い国際シェアを我が国が引き続き保持していくことは、産業戦略上も大変重要なことだと考えております。だからこそ、リチウム電池の安全性を損なうことが再び起きま。と、我が国のものづくりの世界的な信頼を大きく失墜させることにもなりかねません。

今回の法改正では、リチウム電池などの充電器のしつかりとした、安全に十分配慮した技術基準を国が定めることにより、民間企業の安全性と効率性の高いリチウム電池の技術開発を促すべきではないかと思っております。

さらに、一歩踏み込みまして、例えば、次世代航空機開発、そして次世代原子炉開発のように、国がリチウム電池の技術開発をリードし、安全性の高い効率的なリチウム電池開発を手がけていくべきではないかと考えておりますが、政府の見解を伺わせてください。

○本庄政府参考人 お答えいたします。

先生御指摘のとおり、リチウム蓄電池、これは我が国の将来の有望な分野というふうに考えております。そのために安全をきっちり守つていただきたいということございまして、本改正法案におきまして蓄電池を電気用品安全法の安全規制の対象とすることにより、さらに政令でリチウム蓄電池を規制対象にして、安全を確保するための技術基準を省令で定めることに予定をしております。

具体的には、事故の未然防止のため、仮に電池内部で高熱になるなどの異常な状態が生じたとい。たしましても、発火、発煙しないような技術基準をしつかりと定めてまいりたいと思っておりますが、大事なことは、技術基準を定めるに際しては、今後

の技術開発を阻害しないということが肝要だといふふうに考えております。

したがって、御指摘のとおり、各事業者によつて我が国の蓄電池についての安全かつ効率的な開発が引き続き行われることを期待しているところでございます。

さらには、将来を見据えまして、先生御指摘のとおり、リチウム蓄電池を、携帯電子機器用としてのみならず、他の分野、例えば自動車といったような分野におきまして活用する等の、国によつて技術開発が促進することが極めて重要な課題というふうに認識しております。国家戦略の一環としてしっかりと進めていきたいというふうに思っております。

○近藤(三)委員 ぜひ強烈なバックアップをお願いいたします。期待いたしております。

さて、本日は、消費生活用製品安全法の一部改正につきましては、特定保守製品のトレーサビリティを徹底すること、そして、特定保守製品に指定されない製品に対しまして、ITを活用したトレーサビリティの充実を図ることなどについて、提案を含め政府の見解を伺わせていただきました。また、電気用品安全法の一部改正案につきましては、リチウム電池の安全対策に対し、技術基準の策定や技術開発などを通じて国のリーダーシップを期待することを質問させていただきました。

最後に、本日の質疑を通じ、経年劣化などを原因とする国民に身近な製品による重大事故を未然に防止するため、今後の対応方針について、経済産業大臣の御決意をお聞かせいただけますでしょうか。

○甘利国務大臣 製品の経年劣化による事故をどう未然に防止していくかというのは、我々にとつてのいわば長年の懸案事項でありました。今回、世界に先駆けて法改正をするわけでありました。恐らく、私の知る限り、世界じゅうで経年劣化に対する法整備がきちんとできているという国はまだないんだというふうに思っております。そこで、

安全、安心行政のしっかりとした範たる国であることとを世界に知らしめるためにも、今回の法案の提出をしたわけでありました。

もちろん、これは輸入業者それから製造事業者だけできちっと回っていくわけではありませんから、これはもう事業者以外、国あるいは消費者が三位一体、四位一体となつて取り組んでいくという必要があるかと思ひます。

法に記載をしている、あるいは法が期待している実施体制をきちっと確保して、安全、安心の構築のためにしっかりと資するような法律として運用されるよう、これからもしっかり目配りをしていきたいというふうに思っております。

○近藤(三)委員 ありがとうございます。

甘利大臣から力強い御決意をお聞かせいただきました。製品仕様により国民の安全を守り、国際的にも信頼性の高いものづくりにより我が国の国際的な貢献がさらに推進されますよう、引き続き甘利大臣にリーダーシップをおとりいただくことをお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○東委員 近藤三津枝さんの質疑は終了いたしました。

次に、赤羽一嘉君。

○赤羽委員 公明党の赤羽でございます。

きょうは、議題となつた本件につきましては同僚の高木美智代議員がこの後質問いたしますが、その前に一点だけ、前回ちよつと質問できなかったもので、質疑をさせていただきたいと思ひます。

まず、家電製品のコン包、緩衝材に使われております発泡スチロールの処分について、ちよつと議論をしたいと思ひます。

この発泡スチロールは、二〇〇五年の統計で見ますと、年間十七万トンが回収対象として出ています。そのうち、実は三割がリサイクルされていんです。二割強が埋立処理、約一〇%が焼却、こういった状況になっているというのが一つあります。

今、家電製品を買ってテレビなんかを搬入すると、大抵が、買った人は、持って帰ってくれと。ですから、町の電器屋さんとか量販店、販売店が処理しているというのが現状なんです。量販店が処理している場合、どうも家電メーカーがリートを出してその費用は見ていますね。ところが、小売店の場合、メーカー側もある意味では自分たちが処理しろということで、町の電器屋さんがその処理をせざるを得ない。

テレビの薄型化なんかによりまして、昔の発泡スチロールとは違って、最近はどうも手で割ることができないぐらい頑丈なものになったりとか、その処理というのは大変困つていて、結局、町の小売店が処理をするときは、費用の問題もあつて、リサイクル化をするというよりも、埋め立てとか産業廃棄物として処理せざるを得ないのが現状だというのが事実としてある。

これは、ちよつと矛盾というか、法の考え方の違いなんです。もしその発泡スチロールを、買った消費者が自分で処理をするといった場合は、産業廃棄物じゃなくて一般廃棄物扱いになりますから、容器包装リサイクル法の対象になります。家電メーカーは再商品化しなきゃいけないという義務が生じるんです。だけれども、販売店が処理をするときは、家電メーカーには義務が生じないんですよ。

私は、この考え方を少し整理する必要があると思うし、町の電器屋さんの声を聞いていますと、この費用負担と手間が大変だと。その結果、循環型社会に対して前に進まない原因になっているということもあり、私は、これは、相当大きな声でもありますので、ぜひ大臣にも直接この声も聞いていただきたいです。循環型社会をつくるというのは経済産業省の思いでもあると思ひます。

また、加えて、前回質問で、中小企業対策をというのを訴えたんですが、中小企業の中でも、やはり小売店とか、商店街に対する対策というのはなかなか手が打てない、その中で苦しんでいる。

町の電器屋さんは、毎年、年間約千軒廃業しているというデータも出ています。今後、地デジ対応で、高齢者世帯に地デジの設定をするなどというのはいきなり町で電器屋さんがやらなきゃいけないというようなときに、環境省と共管になると思ひますけれども、この点は少し対策を考えて、私自身は、家電メーカーがやはりそれ相應の責任を負うのが筋なのではないかというふうに思ひます。

家電メーカーも全く何もやっていないというわけじゃなくて、試みとして、家電メーカー七社と発泡スチロール再資源化協会がかつて覚書をして、エプシー・プラザというものを介して再資源化が進められている。そういう仕組みがあることはあるんですが、いろいろな事情があつて、これはなかなかうまく進んでいない。

ですから、ぜひ大臣の方から、この家電メーカー大手七社が対象になるかと思うんですが、呼んで、この問題を他人任せにするなど。やはり家電メーカーが自分たちの責任として最終的に処理するということを、私は知恵を出すべきではないかというふうに思ひますが、この点について、一点だけ大臣の御所見を伺いたしたいと思います。

○甘利国務大臣 御指摘のとおり、処理が二つのルートになつてしまふ。つまり、お話のとおり、消費者が買って持ってきてそのまま行政のルートに乗せると一般廃棄物で、これは容リ法の対象として分別回収されて、そういうルートに乗つかつていく。ところが、小売業者に持っていくと、これと言つと、これはまた別ルートになる。

私も、家内と買い物と一緒にすることがあるんですが、さすがにテレビは裸にして持って帰るものではないんですけれども、持って帰れるものは中身と保証書だけ持て、あとはいいですという買い物形態が多いですね。そうすると、財政的力のあるところともかくとして、小さい町の小売店は、この対応に極めていろいろな負担を強いられるということになります。

メーカーができるだけ、一方で、ごみが少なく

なるような工夫というのは前提として必要なんですけれども、ゼロというわけにはいきませんから、これをどうするか。御指摘をいただきましたので、関係者として協力をして、どうすべきか検討していきたいというふうに思っております。

○赤羽委員 では、ぜひよろしく願いたいと思います。

それでは、高木委員にかわります。

○東委員 次に、高木美智代さん。

○高木(美)委員 おはようございます。本委員会で初めて質問に立たせていただきます。

これまで、大臣初め経済産業省の皆様に、多くの勉強と、また貴重な経験をさせていただきました。今後とも、経済産業行政のために微力を尽くしてまいりたいと思っております。

そこで、まず、この法案審議に入ります前に、一点、地域活性化につきまして大臣に御質問をさせていただきます。

実は、三日前、我が党の地域活性化推進本部の一員といたしまして、青森に行かせていただきました。ここは、御存じのとおり、月例有効求人倍率が今〇・四九というところでございまして、まさに景気がまだまだ低迷しているという地域でございまして。県挙げて、財政再建団体転落の危機感に包まれておりました。

現地の強い要望といたしまして、政府が元氣な地方を応援するその方針はいけれども、元氣が出ないところをぜひ応援してもらいたい、こういうお声がございまして。実は、青森も二次産業が少なくという地域でございまして。企業誘致のために八百社回りました。しかし、雪が深いからとか猿しかいないとかシカしかいないとか、そういうことを言われながら、反応は大変厳しかった。そういう偏見を覆すことができませんでした。かといって、誘致するための上積み予算もない。もう何にもないんですというのが皆様のお声でござい

その後、黒石市を訪ねました。ここは、

六月に既に非常事態宣言を出しております。町の起債二百三十九億円、毎年償還二十二億円、給与もカットしました。でも、次の連結決算で恐らく夕張の後を追うようになると思っています。最後のところの子の金のこけしも一億七千万で手放さなければいけない、でも焼け石に水です。そういう悲痛なお姿でございました。

私は、こうした青森であるとか高知、また北海道、沖縄等々、政策のメニューはかなり地域活性化に向けてそろった感がございます。ただ、それを使う知恵と工夫、何よりも現地のやる気が出ない、元氣が出ない。ここを元氣が出るような政治のエンカレッジ、それは、私はやはり、現地に足を置いて、もう一段何ができるか、また、その地域の活性化のための知恵と一緒に考えていくという、その取り組みが必要なのではないかと思

きょうも新聞報道で、政府の取り組みとして地域活性化策が既に行われるとあります。「地域再生のカリスマである『地域活性化伝道師』の派遣も検討。」とあるのですが、私は、やはりここは、経産省におりましたときに、大臣の卓越した知恵、アイデア、そしてリーダーシップ、こういう本当に多くのことを学ばせていただきました。ぜひ、甘利大臣みずから、こうした青森であるとか高知であるとか、そういうところに直接足を運びいただきまして、現地の方たちの御意見、そしてまた、もう一歩こうしてもいいという、特別債の使い勝手等々、それは当然各省庁にまたがるわけですが、やはりそうしたリーダーシップを私は心からお願ひしたいと思ひながら、帰ってまいりました。

こういう地域活性化につきましての大臣の御決意、そしてまた御所感をお伺いしたいと思ひ

○甘利国務大臣 ばらつきのある、特に財政力指数の厳しいところの地域をどうやって底上げしていくかというのは、喫緊の課題であります。十月の五日に大臣特命プロジェクトチームを設置した

しまして、私が陣頭指揮に立つて、十一月中を目途に地域経済再生の施策のパッケージを取りまとめるべく、今検討を進めているところでござい

さきの国会に、企業立地促進法、地域資源活用促進法という地域振興二法を提出いたしました。この認定作業もどんどん進んでいるわけでありま

す。あわせて、元氣がない地方というのは、企業数が少ない、だから立地をさせるというのがあるんですが、その地域の産業たる農業をどう振興していくかというのが根本的な問題でもありま

す。農業と商工業の連携、農業を産業政策として見るとどうという視点が重要か。これは、経産省から農水省へのお手伝いもできるのではないかと

思っております。もちろん、地場にある小規模零細企業の底上げ等も重要な課題であります。これをしっかりとした施策のパッケージとして取り

まとめたというふうに思っております。

また、現場を見る、現場に接することが何より大事と。御指摘のとおりだと思います。私も、今まで全国各地で地域の方々の声を聞くという機会を幾つもやっております。今般、福田総理からすべての閣僚に対して、必ず地域を回って地域の声を拾い上げていくという指示も出ておりますし、私もさらに地域回りの日程を今調整中であります。しっかりと地域の声を聞いて施策に反映したいというふうに思っております。

○高木(美)委員 世界の資源外交等あらわれ、大変お忙しい御日程でございまして、ぜひとも積極的な、もう一段の、経産省挙げてのお取り組みをお願いさせていただきます。

それでは、法案につきまして、まず、電気用品安全法の一部改正につきまして質問をさせていただきます。

このいわゆるPSE法につきましては、電気用品安全法への改正、平成十一年に成立をし、十三年から施行、設けられた五年間の経過措置期間が昨年の三月末、終了いたしました。こうした周知期間があつたにもかかわらず、終了直前の昨年二

月、消費者や中古品販売事業者から大きな動揺と不安の声が寄せられたことは大変記憶に新しいところでございます。経過措置延長を求める声に対しまして、経産省は、延長は行わない方針を堅持し、検査機器の無料貸し出し、無料出張検査サービスなどを実施いたしました。こうした努力は多

今般の見直しにおきまして、旧法適合製品と新法適合製品と技術基準は同じであり、安全性も同等であることが確認されたということから、PSEマークなしで販売可能なように法改正をする、こういう流れでございまして、これではPSE制度そのものが何だったのかと言わざるを得ない、そうしたそりを免れないと思っております。五年間周知してこなかった責任、そしてまた、実態把握がなされなかった責任は問わざるを得ないものでございます。昨年の制度開始に向けてま

じめに対応してきた事業者の方や個人の方たちが、不公平にならないように配慮をしていかなければならないと思っております。

こうした一年前の混乱がなぜ引き起こされたのか、何を反省し、どのような措置を講じられたのか、当初のPSE制度導入の経緯等を含めまして、今回の問題をどのように大臣が総括しておられるのか、御認識を伺わせていただきます。

○甘利国務大臣 電安法の新法と旧法で、新法では出荷時全品検査をするという義務が課せられる、旧法ではそれがなかったものでありますから、それに該当することをせよと。

実は、中古品というものが、メーカーの在庫部分を対象として想定していたところ、それ以上に中古品流通の方がむしろ重大な問題であった、そこへの思いが足りなかったのじゃないかというふうに考えております。周知徹底もなされていなくて、経過期間が過ぎた時点で中古事業者が、これはもう一大事ということで、業の存続にかかわるような事態じゃないかという指摘を受けたわけであり

中古流通部分の経済に占める割合が極めて大き

えは旧電気用品取締法施行以前に製造、輸入された製品など、旧法表示のないピンテージ品がまだ市場には存在することを踏まえまして、この制度自体は引き続き継続していきたいというふう

に考えているところでございます。

○高木美委員　さらに、中古品市場が急速に拡

大しておりまして、最近十年間で商品販売額が約二倍に増加していると言われております。中古品の安全性確保のために、中古品安全・安心プログラム、これを、経産省が導入を検討されていると聞いておりますが、その概要について説明を求めます。

○本庄政府参考人 お答え申し上げます。

今先生御指摘のございました中古品安全・安心プログラムにつきましては、ことしの五月二十九日から産業構造審議会製品安全小委員会におきまして、今後の製品安全施策の見直しの検討を行つ

ていただいた際に、先生から御指摘ありました市場規模が伸びております中古品についても、消費者がより安全、安心に中古電気製品を購入できるような検討をしたらどうかということで、審議会でも検討していただいたものでございます。

この中古品安全・安心プログラムにつきまして
は、あくまでも中古品販売事業者の消費者の安
全、安心に向けた自主的な取り組みというのが基
本というふうに考えております。したがいまし

て、安全、安心確保に向けた中古品販売事業者の

取り組みを業界団体などが認証するというのが基本的な仕組みでございまして、国といたしましては、こういった動きに對しまして、例えば中古品販売事業者の取り組みの規範となるべくガイドラインをつくつたり、あるいはこの制度が将来でございました際の普及広報面での支援をしていくこととしておるわけでございます。

具体的な内容でございますけれども、現在のところ検討していただいている状況でございますけれども、中古品販売事業者の方が、製品が正常に作動するかなどの一定の検査の実施でございますとか、保証書を添付するといった安全、安心に係

そこに重ねて、今回の法改正に至ったその経緯と目的をお伺いしたいと思います。

○山本(香)大臣政務官　御指摘いただきましたとおり、昨年の臨時国会におきまして、事故の再発、拡大防止を目的といたしまして、重大事故の報告、公表制度を整備させていただいたところでございます。

一方で、本年二月に起きました瞬間湯沸かし器に係ります死亡事故等は、製品の経年劣化が主たる理由でございます。製品の市場出荷後における

ます事故の未然防止が重要な課題と認識されるに至ったところであります。

次に、目的というところでございますけれども、本制度は、事業者と消費者と国が三位一体となりまして、製品の長期使用に伴う経年劣化に起因する重大事故を未然に防止することを目的としているものでございまして、具体的には、消費者に保守情報を適切に提供するとともに、点検の通知や応諾を製造・輸入事業者に求める制度、これを創

○高木(美)委員　ありがとうございます。

法案審議の際に、事故情報に関しまして、内閣府所管の国民生活センターとの連携、PIO—NETだったでしょうか、警察、消防などの関係機関との連携、情報共有体制を確立すべきとの御指摘が多くございました。

○中野副大臣 御指摘のとおり、消費者保護の観点から、関係省庁との間で製品事故情報を共有す

る、そして相互に活用を進めていくということは大変重要だと考えております。

昨年来、そういう意味で、事故処理とかあるいは現場検証をつかさどる警察庁、あるいは消火、救急車などを担当する消防庁などとの間で製品事故にかかわる連絡会合を開催するなど、関係省庁との連携強化を図っているところであります。今後とも引き続き情報交換を緊密にいたしてまいり

たいと思っております。

また、お話のありました内閣府の国民生活センターが管理するいわゆるPIONEER、全国消費生活情報ネットワークシステムへの接続は極めて重要な問題だと認識をいたしております。一刻も早く経済産業省とも接続されることを期待いたしておりますけれども、何とか年内にも、こう考えておりますので、しばしの御猶予をいただければと思います。

○高木(美)委員 今、年内というお話でございました。ぜひともこうした製品安全の問題、早い御対応を心より重ねてお願い申し上げます。

続きまして、今回の法案の中に、設計標準使用期間を表示するとしております。消費者は、当然、製品を選ぶ際に、比べてみて安く長く使える方を選ぶというのが当然の心理でございます。

企業にとりましては、この標準使用期間をどのように設定するか、表示するか、これは販売戦略上の大きな問題であると思えます。標準使用期間の設定が適切になされるということが、この有効性の前提であると思えます。表示された期間と実態が乖離したものになれば、訴訟になったり、さまざまな影響も考えられます。

この適正な設定のためにどのような仕組みを考えていらっしゃるのか、お伺いをいたします。

○寺坂政府参考人 消費者の方に適切な情報提供を行うということが、消費者御自身で適切な安全保守を進めていく上で大切な前提となるものでございします。

そういった観点から、各製造事業者等の標準使用期間の設定に当たりましては、その算定の根拠となります基本的な基準を省令で定めまして、各社の設定が適切になされるようにしてまいりたいと考えてございます。

また、各社の標準使用期間の設定の根拠を記載いたしました書面、これを製品に添付することも求めることとしております。

さらに、今後、そういった標準使用期間につきまして、例えば事業者によりまして標準的な使用

条件の仮定に差が生じないように、業界の自主基準とかあるいはJIS、そういったものを活用いたしまして、標準的な使用条件につきましてその明確化などを図っていくというふうにしております。

こうした取り組みによりまして、標準使用期間が適切に設定されていくことを期待しているところでございます。

○高木(美)委員 続きまして、点検実施の実効性の確保について伺わせていただきます。

この点検についての通知ですけれども、これは、製造・輸入事業者の方の責務となっております。しかしながら、通知を受けて点検を実施するかどうかは所有者の判断にゆだねられておりまして、努力義務にとどまっております。当然、費用が有料で自己負担であり、後払いであるということから、果たして通知を受け取っても要請されるかどうか、また、製品が故障しない限り続ける可能性も高いものがあります。

こうした料金支払いの負担感に加えまして、果たして点検をしていただけたらその先何年もつかという点も不明でございますし、さらに、メーカーが買いかえの促進を意図して点検費用を不当に高く設定するという点も考えられます。

適正な点検費用の設定を担保し、点検率を高めしていくための実効性ある対策はどのように講じられるのか、答弁をお願いいたします。

○寺坂政府参考人 御指摘のように、適正な点検料金の設定というものは大切な課題でございます。

本制度におきましては、その適正な点検料金の設定等、そういったものを担保するために、点検を行うべき製造業者、輸入事業者が、点検料金を設定いたしました。これをあらかじめ公表する。その公表に当たりましては、その適切性の判断が行われ得るように、基準をこれも省令で定めることとしてございます。

料金の設定の考え方ににつきましては、点検料金が著しく不当な水準で設定されている場合には、

国は、必要な措置をとるようその事業者に対しまして勧告を行い、その後も引き続き是正されない場合には行政命令、そういった措置をとることができるとしております。

こうしたことによりまして、点検料金が、例えば買いかえ促進といったものをねらいとして不当に高く設定されること、そういったことがないように努めてまいりたいと考えているところでございます。

○高木(美)委員 それでは最後に、こうした重大事故に遭遇している年代が高齢者でもあり、また、単身世帯の方たちは保守管理意識が低い、こうしたデータが出ておりますが、そうした世帯が増加する傾向にもございます。

今回の法改正につきましては、国民への周知徹底が大事であると思えます。それが国民の生活、命の安全を守ることにつながると思っております。そういう意味では、表示のあり方、また制度の説明に当たっては、わかりやすい、このわかりやすいということとをぜひコンセプトにしたいと思っております。

事故の未然防止に向けました大臣の御決意を伺わせていただきまして、質問を終わりたいと思っております。

○甘利国務大臣 御指摘のとおり、事故の発生確率というのは、高齢者であるとか単身世帯で多いという数字が出ております。

そこで、何よりも表示にはわかりやすい、注意喚起しやすいような工夫が必要だというふうな思っておりますし、単に表示するだけではなくて、政府や地方自治体を通じて広報活動であるとか、消費者対象のセミナーを継続的に開くとか、あるいは消費者団体を通じて情報提供とか、いろいろなツールを使って高齢者世帯や単身世帯に注意喚起がいくように取り組んでいきたいというふうな思っております。

○高木(美)委員 ありがとうございます。

○東委員 長 これにて高木美智代さんの質疑は終

わりました。

次に、田村謙治君。

○田村(謙)委員 民主党の田村謙治でございます。

この委員会で初めて質問をさせていただきます。民主党のトップバッターでもございますので、基礎的なことを含め、既に与党側のやりとりもありましたけれども、重なることもありまして、質問をさせていただきたいと思えます。

私は、今回は、消費生活用製品安全法について主に質問をさせていただきたいと思えます。

昨年の十一月に改正をして、そしてまた今回、一年後に改正をする、随分間隔が短いわけですが、それでも、その改正をする理由をまた再度御説明ください。

○甘利国務大臣 昨年成立をさせていただいた消費生活用製品安全法の改正案でありますけれども、これは重大製品事故の報告、それから公表制度の創設をしたわけであります。

ただ、私どもがずっと思い悩んでいたというか抱えていた課題の一つに、経年劣化にどう対応するかという課題がありました。経年劣化を主因とする重大事故が発生をしたということを受けまして、世界に先駆けて、経年劣化等による重大製品事故の発生を未然防止を図ることを目的としたわけでありました。

具体的には、消費者に保守に関する情報を提供する、それから製造事業者等においては点検を実施する体制を整備するというものであります。

前回の改正とあわせて、消費者の安全確保に一層万全を期していきたいというふうに考えております。

○田村(謙)委員 今大臣がおっしゃったように、世界に先駆けてということでありまして、その点、大変迅速な対応はすばらしいことだと思えます。

経年劣化に係る事故を未然防止するというところで、新たな取り組みでありますので、これからさまざまな課題について取り組んでいかなければい

けないんだと思いますけれども、具体的に、個別に質問をさせていただきます。

まず、今回の対象というのが、特定保守製品というふうに第二条第四項に定められておりますけれども、具体的にはどのような製品を想定しているのでしょうか。

○寺坂政府参考人 お答えいたします。

特定保守製品につきましては、安全に関します事故のリスクという観点から、経年劣化により重大事故発生確率が高いものを指定するよう今考えてございます。

具体的には、都市ガス用、LPガス用のガス瞬間湯沸かし器、同じく都市ガス用、LPガス用それぞれのガスふろがま、それから石油ふろがま、FF式の石油温風暖房機、石油給湯器、浴室乾燥機、それからビルトイン型の食器洗い機、そういった九品目を予定しているところでございます。

○田村(議)委員 今御説明いただいたように、結局、対象品目というものがいわゆる設置型、組み込み型の製品に今回は限られているという御説明を伺いました。

ただ、その一方で、経年劣化の事故といえますと、扇風機などでも最近事故がありますし、テレビや冷蔵庫、長年、長期間使用されて事故があるというケースも報告をされているというふう聞いております。確かに、重大事故の発生率を基準にするというのはわからなくもないんですが、今回、そういった可搬性のある製品について対象から除外した理由をお伺いします。

○寺坂政府参考人 先ほどお答えいたしましたように、今回、対象品目として考えております品目は、重大事故の発生確率が高いものを考えているところでございます。これは、結果におきまして設置型、組み込み型の製品に限られる、そういう形になってございます。恐らく、設置型、組み込み型の製品の場合、なかなか使用なさっている方の目が行き届きにくいとか、そういった要素もあつて発生確率が高いということかと思ひます。

けれども、制度といたしまして、初めから持ち運びのできる製品を排除している、そういうものではないでございます。

したがって、持ち運びのできる可搬型、そういった製品でありまして、経年劣化による重大事故発生確率が高いといったような状況変化とあるいはデータ、そういったものがあります場合には、今後、指定することも含めて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○田村(議)委員 確かに、重大事故発生率というのが備えつけ型、組み込み型の製品において高いというのデータが示しているところであると思ひますけれども、例えば、ごく最近、八月にも扇風機の経年劣化による火災の死亡事故が発生をしている。それは三十七年前のものをずっと高齢者の方々が利用していて、それによって火災が発生して死亡なさったという事故があつたと聞いております。

そういった三、四十年前の扇風機がまだに、確かに、そもそも販売台数が約七百万台で、現在使われているのは六、七千台、そういう意味では、割合としては、事故発生率は非常に低いのもしれませんけれども、ただ、そういう事故が起きる件数を考えた場合には、決して看過できないものではないかというふうに考えるんです。

確かに、それを排除するものではないというふうにおっしゃつておられました。そこも早急に考えるべきだと思ひますが、その点はいかがでございますか。

○中野副大臣 特定保守製品は、経年劣化による重大事故の発生確率が高いことから、事故の未然防止のため、点検の実施が必要かつ効果的であります。こうした観点から、今般の法改正により、点検実施のサポート体制の整備を事業者に求めるということになるわけでありまして。

ちなみに、経年劣化による重大製品事故発生率というこのことでありますけれども、一年で一p m以上ということで特定保守製品目を予定させていただきますところでありまして。

一方、ほかの製品については、経年劣化に係る重大事故発生確率が高くないことから、現時点では特定保守製品の対象としていないところでありまして。

しかしながら、今先生から御指摘をいただきましたように、扇風機などのように、経年劣化に係る重大事故発生確率は高くはないものの、一定数の重大事故が発生している製品については、経年劣化が原因となっているものもございまして。

このような製品については、特定保守製品と同様の義務を課さずとも、消費者みずからの行動を促すことにより事故の未然防止を図ることが可能であると認識をいたしております。したがって、こうした製品については、一定のリスク表示を求めることとしたところであります。

今後、さらに、経年劣化による重大事故の発生確率が高い製品が明らかとなった場合には、特定保守製品の対象とすることも検討いたしてまいりたい、こう考えておるところであります。

○田村(議)委員 さらに対象を広げるとか、あるいはリスク表示を義務づけるといったようなことを考えていらっしゃるということ、それは大変いいことではないかというふうに思ひます。

確かに、事故発生率が低い、一p m以下のもの、扇風機、冷蔵庫というのは本当にたくさんありますので、そこまで対象を含めた場合にどのようにかバーするの、その安全を確保するの、この点は極めて困難だというのは私も十分理解をしております。

今回、特定保守製品に關してだけでもこのような法改正を行うというのは大変すばらしいことだと思ひますけれども、重ねてになりますが、やはり事故の件数ということで考えますと、特に扇風機とか、ある程度特定される、特定保守製品ではなくてそれ以外のものでも特定される製品について、経年劣化の事故というものが徐々に多発をしてきているという状況にあるわけでありまして、その点についての対応を急いでいただきたいと思ひます。

例えば、リスク表示と今おっしゃいましたけれども、今回、特定保守製品と同じような、ほぼ同様の表示というものを、今後の新製品、新たに製造するものということでありますけれども、表示を義務づけるというたような対応というのはお考えにはなつていらっしゃるのでしょうか。

○寺坂政府参考人 表示に關しましては、標準使用期間とかそういったもの等、必ずしも同一ではございせんけれども、例えば扇風機などの場合には、一定年数、具体的な年数で、十年とかあるいは十五年、二十年とか、そういった年数を経過いたしますと重大事故の発生リスクが出てきますといったような趣旨の表示を考えていきたい、求めていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、対象品目につきましては、特定保守製品の方は先ほど申し上げましたとおりでございます。それ以外の重大事故の発生件数の多いもの、こういったものにつきましては、これからこういった製品を対象にするのか、扇風機等そういったものだけなのか、もう少し広げる必要があるのか、こういったことにつきましては、関係の審議会、専門家の方の御意見も伺いながら具体的に検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○田村(議)委員 さらに御検討を進めていただくということ、ぜひそれは少しでも急いでいただきたい。

先ほど、与党側の質問で、ICTタグというようにならに進んだ話がありましたけれども、まず今の範囲でできることという意味では、そういった表示を義務づけるということは、それほど困難ではないのではないかなというふうに思ひますけれども、今後検討を進めていくというのは、役人答弁の場合には、検討を進めると言つてそのまま棚上げにする場合と、実際に真剣に検討なさつて早急に進める場合、いろいろ温度差があるわけでございますけれども、その点は、別に事務方で結構なんでございますが、それなりの思いをもう少し

はつきりとおっしゃっていただけないでしょうか。

○本庄政府参考人 お答え申し上げます。

この法案が成立、施行後直ちに着手したいというふうに思っております。

○田村(謙)委員 確かに、期限いつまでということとは言いえないと思いますが、ぜひとも直ちに着手をしていただいて、一日も早くそういった方向性を確定していただいて、また、頻繁な法改正でも、それはこの委員会としては歓迎だと思えますので、迅速なる検討を進めていただきたいということを重ねてお願い申し上げます。

それから、ちょっと通告はしていなかったのですが、もし教えていただけたらなんですけれども、消費者の意識向上、あるいは、先ほどの御答弁でも、消費者の側からの行動を促す、確かにそういった消費者側のマインドや行動というのは非常に重要になってくるわけなんですけれども、それについて、もちろんホームページでいうのは私も存じ上げておりますが、さらに新たな取り組みなども考えていらっしゃるようでしたら教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○本庄政府参考人 お答え申し上げます。

ことしの三月から既に実施させていただいておりますけれども、毎月第二火曜日、これは、火に注意という日でございますので第二火曜日を選んでおりますけれども、第二火曜日に製品安全点検セミナーを開催いたしております、消費者の方にも御参加いただいて、製品の安全な使い方についての注意喚起をさせていただいているところでございます。

また、昨今、扇風機のような事故が起きましたことにかんがみまして、全国の御家庭にどのように注意喚起、情報提供するかということで政府部内で検討してまいりました。総務省さんの御協力を得ながら、全国の市町村を通じて、各家庭に配付されます回覧板を通じて、消費者の

皆様への製品の安全な使い方等についての注意喚起の情報提供をさせていただくこととしております。

○田村(謙)委員 消費者は、電気製品は大体安全に使えるものだというふうな誤解というか、そういう安心を持って使っている人が多くて、なかなか、そういう意識というのを高めるのは大変困難も伴うと思いますけれども、ぜひともそういった広報とか、消費者の認識を高める活動というものにも注力をしていただきたいというふうに思っています。

今回の改正、新しい制度というのは、多くの人が関連するわけでありまして、製造事業者、輸入事業者、販売事業者、関連事業者、多くの人を巻き込んで、特に製造事業者や輸入事業者には、膨大な製品所有者情報を長期的に管理して、さらには点検時期を連絡して、さらには要請に応じて修理などを行うといったようなことを新たにしなければいけないという意味でも、システムや人件費を含め相当なコストがかかるというふうに考えるわけでありまして、それはどの程度の規模になるのかというのには、イメージとしてお持ちでいらつしやいますでしょうか。

○本庄政府参考人 お答え申し上げます。

本制度につきましては、経年劣化による重大事故発生のおそれが高い製品につきまして、事業者、消費者、国が三位一体となって事故の未然防止に取り組むものでございます。

そのため、先生からも御指摘ございましたけれども、製造事業者、輸入事業者に対して、標準使用期間の表示ですとか点検時期の通知といったことについての一定の負担をお願いしているところでございますが、また消費者には、点検費用の負担をお願いすることになっているところでございます。

どれぐらいのコストかという御質問がございました。全くの机上の空論かも知れませんが、けれども、一つの試算として、事業者の負担として数十億円程度かかるという試算もございます。

○田村(謙)委員 確かに、製品の安全性を確保するというのは、今回の改正案の趣旨というのは大変すばらしいものだと思いますけれども、その一方で、企業もさまざまなコスト削減努力を続けていく中で、今回新たなコスト負担をお願いする、義務づけるということになるわけでありまして、それが、電機メーカーも、なかなか厳しい経済情勢、経済情勢というよりも国際競争の中で大変いろいろな苦労している中で、今回新たなそういった負担を課すということは、企業の方では、例えば国際競争力とかそういった意味で足かせになるという意見もあるように聞いていますけれども、その点については、いかがでいらつしやいますでしょうか。

○本庄政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、製造事業者等に対して新たなコスト負担を求めるものでございますけれども、この制度の検討に当たりましては、産業構造審議会製品安全小委員会に製造事業者等の代表の方も参加していただいております。また、審議会とは別の場で、事業者団体とも意見交換を重ねておりまして、本制度につきましては、重大事故の未然防止を図るためには業界としても真剣に取り組んでいく、そのための応分のコスト負担はやむを得ないと考えているというふうなお考えをいただいているところでございます。

○田村(謙)委員 ぜひ、確かに企業も新たな負担になるわけでありまして、それによってより日本の電気製品の安全性、ひいては信頼性が高まって、それが国際競争力につながる、そういういい循環が生まれればいいなというふうに私も願っているところであります。

さて、今回のこの制度、まさに製品の所有者の情報というものを事業者が把握することというのが大きなキーになっているわけでありまして、けれども、今後、この法改正が施行されて、対象となる事業者あるいは関連事業者、その法にのっとって努力をしていくわけでありまして、なかなか、個人情報保護法といったようなものがあって、ある

意味で国民の意識というのもプライバシーだという意識が大変高まっている中で、そういった所有者情報というものをちゃんとしっかりと収集するといふのは、そう簡単ではない面もあるのではないかなというふうに想像するのであります。

今回のこの法改正を施行した後に、所有者情報の収集といったようなことをとだけ、それだけに限りませんが、対象となる企業がその対象となる製品についてどれだけしっかりと情報収集をするか、あるいはどのように法令を遵守しているかというものをどのようにフォローアップしていくか、お考えなのか、その点を教えてください。

○中野副大臣 お話のとおり、本制度が社会に定着していく、そして、事故の未然防止に実効が上がるというためには、製造・輸入事業者が所有者情報が適切に返送されることが重要だと認識をいたしております。

こういった認識のもとで、法施行後は、所有者情報の収集状況を初めとして、点検の実施状況などにつき、製造・輸入事業者から報告を受ける等の方法により状況を確認することを考えております。

その上で、所有者情報の収集状況や点検の実績が製品の出荷台数と比べて著しく低いような場合には、消費者が所有者情報を提供するための取り組みを事業者が怠っていないかということについて調査し、その結果を踏まえ、適切な対応をすることといたしております。

ちなみに、今、所有者の方で私がこの製品を買いましたとはがきを送ってくださいと販売者がお話をするようでありまして、数%にとどまっております。

今回の法施行、そういう意味でもしっかりと事業者の方に改善指導をしたい。もう一つつたからいいということではなくして、後は法の趣旨にのっとっていかに運用していくかが大事だ、こう認識をいたしておりますので、御指摘の点、しっかりとやらせていただきます。

○田村(謙)委員 今お答えいただいたように、ま

さに法施行後のフォローアップ、どのようにしつかりと対象の業者が実施をしているかという、報告を受けるのは報告書を受けたいと思いますけれども、その運用をしつかりと調査、場合によつては調査をする。そういった意味で、かなりしつかりとした、相当、対象業者は、対象の製品も多いわけでありまして、フォローして調査をしていくかなりの人員を含めた体制整備というものが政府側にも必要だと思ふんですけれども、その点についてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○寺坂政府参考人 お答えいたします。

御指摘のとおり、法施行後の体制をしつかり整えるということも大切な課題でございます。一方で、行政の効率化、そういった大きな要請もございます。そういった全体の要請の中で、できるだけ人員を効率的に配置しながら、法施行の体制に抜けがないよう、しつかりやってまいりたいと考えてございます。

○田村(謙)委員 済みません、この御質問は明確には通告はしておりませんでしたのでお答えにならないかもしれませんが、確かに経産省さんも地方部局を持つていらっしゃる、その地方部局が主にそれを担当するというようになりますか。

○寺坂政府参考人 製品安全を初めといたします消費者行政につきましては、私ども、地方の経済産業局にございます消費安全担当部局、この役割は非常に大きいものと思っております。

地方だけということではございませんで、私ども本省の方も当然でございますし、あるいはその他の自治体の消費者相談室等々の窓口もあるわけでございますけれども、地方部局の役割も非常に大きいものというふうに考えてございます。

○田村(謙)委員 中央政府の地方部局というのはいろいろと、まさに必要性を含めて、別に経産省のどこかの地方の部局丸ごと要らないという話を私はしようと思つてはいるわけではありませんが、その部署によつては、本当に必要性がある

のかと言われるようなところも、別に経産省さんに限らず、いろいろな省庁の地方部局で多々あるのではないかとこのように私も認識をしております。そういった意味で、今回の、世界に先駆けこの制度について、かなりの人員を割いて、しつかりとした体制を整えるというのは私は大変いいことなのではないかなというふうに思います。

よく省庁の壁、省庁ごとの縦割りとこのように言われていますけれども、さらに省庁の中でも、その局ごとの、大きくくなくずいていらっしゃるというの、大きな局ごとの、部署ごとの壁があるというの、私は財務省におりましたので十分認識をしておりますところでありまして、経産省さんであつても、地方の部局の担当の人員を簡単に要することではない、なかなかそれは難しいということ、は、さまざま、それ自体大きな問題だということに私は思つております。

今回のこの制度、施行するに当たつて、そういった人員の配置、今担当している人間に頑張れと言つただけではなくて、さらにその人員配置を中に変えていくといったようなことも含めて、ぜひともそこはしつかりとと考えていただきたいと思ふんですけれども、いかがでしょうか。

○寺坂政府参考人 大変重要な御指摘と考えてございます。

私どもは直接その業務を担当するところでございますので、その必要な人員を、人事当局その他、そういったところに強く求めて、体制がしつかり整うようにやってまいりたいと思ひます。

○田村(謙)委員 その点は明確に通告しておりますのでしたので、副大臣にはお伺いをしませんが、そういった人員配置というのは、結局、まさに省庁間のやりとりだけではほとんど変わらないうちに終わつてしまふ。なかなか人員の増強ができないというのは、例えば金融庁でもそうでしたし、こういった監督、フォローアップに係るような人員というのはやはり事後規制という意味で大変重要なことだというふうに私も思つております。

すので、その点はぜひとも、大臣、副大臣の強い認識を持つてリーダーシップをとっていただきたいなというふうにお願ひを申し上げます。

若干時間がまだ残つておりますので、個別の話でありますけれども、今回、先ほども若干質問がありましたけれども、まさに既販品ですね、中古品とも言われているもの、それは、今回のこの改正案についてはどのように適用されるのか教えてくださいますか。

○寺坂政府参考人 お答えいたします。

既販品にしましては、中古品と申しますか、既に売られておつて、御使用がされておつて、その方がずつと使つておる、そういう場合の既販品というものもあるかと思ひますけれども、そういった既販品にしましては、現実には、現在、所有者の所在情報、そういったものが把握されておりません。

もともと、その製品への、今回表示を求めております使用期間とかそういったことが表示はされていないわけでございます。そういう意味での点検実施といった販売後の対応を視野に入れて業者から販売されたものではないというふうに考えてございますので、その製品への表示とか、あるいは点検の時期が来ましたという通知、そういったものを事業者が課すということではできないというふうに判断をしております。

ただ、一方で、今申し上げましたような既販品についての事故を少しでも少なくするということは非常に大切な課題でございますので、製造・輸入事業者に対しては、そういった既販品も含めて、消費者に対する事故情報その他の情報提供や、それから事業者自身が点検の実施体制の整備に努める、そういったことについての一定の対応を求めていくこととしております。

具体的には、製造・輸入事業者は、既販品にしまして、点検に関する情報提供、それから相談体制の整備、こういったものを行うとともに、点検を要請されます消費者に対しては適切な対応ができるよう、できるだけ人員、マニュアル、

そういった整備等、こういったものについての体制を整えていただくことをお願いしたいというふうに考えてございます。

○田村(謙)委員 やはり、これから五年、十年の間に発生する事故というのは、既に中古品ですとか、いわゆる既販品の経年劣化によるものがほとんどというか、すべてだと思ひますので、なかなか困難が伴うとは思ひますけれども、今おつしやつていただいたような努力を続けていただくとともに、利用者に対する周知、意識向上も引き続きさらに努めてくださいますようお願いを申し上げます。

○東委員長 田村謙治君の質疑は終了いたしました。次に、近藤洋介君。

○近藤(洋)委員 民主党の近藤洋介でございます。同僚議員に引き続きまして、消費生活用製品安全法、電気用品安全法の改正案につきまして質問をいたします。質問の機会をいただきまして、感謝を申し上げます。

両法案の改正の方向につきましては、私も基本的に賛同するものであります。しかし、電気用品安全法の改正につきましては、今回の改正の経緯について幾つかの問題点があつたのではないかと考えております。

この点につきましては、今後の経済産業行政のあり方、また、これは経産省に限らず、霞が関といひますか、役所で働く方々の評価のあり方も含めて幾つかの問題提起ができるのではないかとと思ひますので、まずこの点について御質問させていただきます。

今回の電気用品安全法の改正では、技術基準に適合していることを示す認証マーク、いわゆるPSEマークがついていない電気用品について、現行法では販売は原則認められないわけでありまして、今回の改正で、マークなしでも電子楽器等については認めるような改正をされた、こう

いうことだと理解しております。このPSEマーク、電気用品に限らずですけども、マークなしでも認めるように変えた、こういうことであります。

PSEマークをめぐることは、昨年に、電子楽器、またいわゆるビンテージ物と呼ばれる中古楽器が対象となったわけですが、このことについて販売業界への周知が大変おくれたこともあり、販売店側は大変混乱をし、そしてその結果、国会でも審議をされ、経済産業省は周知徹底策なり救済策を打ち出されました。当時の大臣は二階大臣でありましたが、きょう質問されます川内議員も含め、私もこの件について議論させていただきます。

当時の対策として、経済産業省は、いわゆるビンテージ物の販売について特別承認を実施して、申請のあったモデルについては販売できるようにしたということとあわせて、さまざまな対策を打っていますね。PSEマークの貼付に当たって、絶縁検査機器の無償貸し出しであるとか無料出張であるとか、さらには講習会、広報活動、さまざまな対策を打っております。

まず最初にお伺いしたいのですが、当時の対策としてこうした手を打っておりますけれども、総額どの程度の経費がかかったのか、まずお答えください。

○中野副大臣 先生初め委員会の先生方に、あるいはまた国民の皆様にも大変御心労を煩わせました。

今先生から御指摘をいただきましたように、平成十八年の三月末に次のようなことを措置いたしました。

お話しいただいたとおり、ビンテージの販売の措置と、中古販売事業者等から申請のあった電子楽器等に関し、一万六千八百九十九モデルについて、電気用品安全法二十七条に基づき大臣承認を実施した。あるいは、今お話しいただきましたような絶縁耐力検査機器の無償貸し出し、これは七百五十五回の貸出実績があります。あるいは、絶縁耐

力検査の無料出張検査、これは二十六回の実績です。それから、講習会の開催、全都道府県で開催をいたしておりますが、約二千八百人の参加をいただいております。また、リーフレット百万枚、あるいは新聞広告による広報、全国五紙一斉広告であります。あるいは、全都道府県で百三回の中古販売事業者の皆様方との意見交換会を進めました。

これらの総経費でありますけれども、八千九百万円の支出を行っているところであります。

○近藤(洋)委員 この八千九百万円というのは、原則として、確認ですけれども、百万枚のパンプレット代であるとか、あと、あわせて無料貸し出しの機器代であるとか新聞広告代、いわゆる実費であるということでしょうか。

○中野副大臣 お説のとおりでございます。

○近藤(洋)委員 そうだとすると、こういった人件費は、もちろんこれはお役人がやられるわけですから、かかっているわけではないわけでありまして、いわゆるこの人件費、これだけの講習会であるとかまたさまざまな手当てを打つに当たって割られた人員というのがあるわけでありまして、この辺はもちろん役所の全体のプールの中で行われるわけですが、こういったものも加味すれば、恐らく実質的には億円台のお金がかかったのだらうなと想定されるわけです。

私は、この額が大きい、少ないを議論するつもりはないんですが、そうした大活動もした結果、役所としては、産構審の中の小委員会、製品安全小委員会ですか、こちらの方で再度チェックをした。した結果、旧法に適合した中古品は問題がない、安全上問題がない、そういう結論を得て今回の改正に至った、マークなしでも販売ができるようにした、こういう経緯だと受けております。役所としては、こうした混乱を受けて、甘利大臣は九月に、五名の幹部職員に対して嚴重注意の処分を下しております。この嚴重注意処分は何をもつて嚴重注意をしたのか、その理由をお答えいただけますか。

○甘利国務大臣 いわゆる今回の法改正に伴うことばたは、幾つかの配慮すべき点への配慮を怠ったという点があると思うんですね。

一つは、新法、旧法の技術基準、安全にかかわる基準に相違がないということの確認がなかったということ、それから、PSEについて、メーカーが在庫をはいっていくというまでの対応ということに目が行って、実は中古品流通が相当な規模を占めているということにきちんと意識をはせることができなかった、そういう見落とし点があったわけですね。しかも、周知期間への対応が徹底していなくて、そして、いよいよ法施行の段になって、これは大変だという中古販売事業者からの陳情で事がかなり重大であるという認識に至った。もうもう反省すべき点はあったわけでありまして、そうした点にきちんと、消費者行政を預かる立場から、あるいは製品安全行政に携わる立場から、注意をしていればちゃんとできたであろう部分の見落としが随分あったということで嚴重注意をしたわけでありまして。

結果として、新法、旧法の安全基準に違いがない、これは一万五千品ぐらいの検査をした結果、問題がないということがわかって、わかった以上は早急に対処しようということ、どなたも申しましたけれども、今回の法改正に至ったということとあります。

○近藤(洋)委員 さまざまな要因があるという御答弁でございましたが、大臣は九月十一日の大臣記者会見で、この件について新聞社から問われた際に、今の御答弁のとおりでもあるんですけれども、メーカーに対する対応に関心の中心が行ってしまつて、商品を販売する事業者に対する周知徹底を欠いたということがあるということ、これをまず第一の理由に挙げています。事務方の事前のお話からも、まず基本的には周知ができてしまつたことがその理由であるという、基本的な理由として。

したがって、処分者の方は、その当時の担当、この法案制定時の担当が中心になっているんで

しょう、また二年前の施行の時期の担当が中心になられている、法案施行時の担当者、両方が処分されている、こういうことを会見でおっしゃっています。

具体的には、これは公表されていらつしやいますから問題ないと思いますが、現在の望月資源エネルギー庁長官、また原子力安全・保安院長、現在の平岡原子力安全・保安院審議官、また谷みどり現在の経済産業研究所上席研究員等々の、当時の制定者と施行時の責任者の方々がそれぞれ処分されている、こういうことでよろしいわけですね。うなずいていただいたので、そう、こういうことだと思えます。

その上で伺いますが、嚴重注意という処分により、受けた職員の方は、実際これは国家公務員法の処分ではなくて内規ということでありましてけれども、どのようなペナルティーを受けるんでしょうか。お答えいただけますか。

○中野副大臣 先生御指摘のとおり、内規上の処分でございます。厳しい順からいえば、訓告、嚴重注意、注意、こういうことになるわけでありまして、この処分は嚴重注意処分ということになります。処分された職員の人事、あるいは昇給、あるいはボーナスの支給の査定の際の参考材料として考慮されることになる、こういうことであります。

○近藤(洋)委員 嚴重注意を受けると、賞与、ボーナスが若干減額される可能性がある、こういうことですね。

もう一度確認のために伺いますが、最近、役所にさまざまな不祥事、スキャンダル等々出ておりますけれども、今回は全くそういうケースでは、いわゆるそういう不祥事やスキャンダルという話ではないわけでありまして。

こういう、いわゆる本業の職務に関する失敗で今回のような嚴重注意を下したケースというのは余り聞かないんですが、いかがでしょうか。

○中野副大臣 先ほど来御議論いただいておりますパロマ工業製のガス瞬間湯沸かし器による一酸

化炭素中毒事故等に関して、長期にわたり、製品事故に係る情報の収集、そして分析体制が十分でなかったことが大きな要因の一つであるとして、体制整備の責任者である松井商務流通審議官と広瀬原子力安全・保安院長に対し、厳重注意処分を行った例があります。

○近藤(洋)委員 まさに今回の法案の、もう一個の法案の、問題になったパロマの件について下しましたが、それ以外は最近では余り見られない、こういうことでございますね。ですから、ある意味で非常に珍しいケースだと思いませんか。ですから、あえて議論させていただきます。

そこでお伺いしたいのですけれども、私は、どうも今回の厳重注意の理由がいま一つずとんと腑に落ちない部分があるんです。というのは、基本的には周知徹底がちゃんと配慮がなされなかったということが第一の理由にならているわけですが、これも、さまざまな理由のうちの第一、こういうことであります。しかし、確かにそれとありであって、経産省がPSEマークの対象に中古電子楽器が含まれると公にしたのは昨年の二月十日、いわゆる施行のわずか二カ月前、このときにどおんと発表した。これは大騒ぎになった。これは、ある意味で当然ではあるんですね。これ自体はまじったと思えます。

しかし、事の本質は、この小委員会でも明らかにしたとおり、従来の規制でも問題のなかったものを規制の対象にしまったというこの一点が本質なんだと思うんですね。やる必要がない規制をやった、しかも、五年間の経過措置があるわけですから、この五年間の間、放置し続けた、ここにむしろ問題があるわけであって、周知がなかったのもまじったけれども、そもその規制がまじった。

それも五年間の経過措置があったわけだから、その間に調べればいいものを、やってしまったというところなのではないかと思うわけであって、もし処分をするならば、その間の不作為を問うということですから、この五年間の担当者を押しな

べて厳重注意にしなければいけない。

入り口と出口だけでやられても、何となく右代表で、エネ庁長官と保安院の院長は最高責任者なんだから厳重注意だ、こういうのもあるかもしれないが、それはそれで一つの責任のとり方といえども、とり方かもしれないけれども、やるのであれば、もしこういう形でのものをやるのだとすると、その間の担当者を押しなべて対応するというのが筋だと思のですが、いかがでしょうか。経済産業省の御見解を伺いたいと思います。

○寺坂政府参考人 私が理解しておりますのは、先ほど御答弁申し上げましたように、法律改正をいたしまして、法律改正から実際に経過期間の期限が切れる昨年の三月までの間、この間におきまして、この制度の運用といたしましうか、周知と申しまじうか、そういう職にあつた者、ですから、入り口と出口といいますが、初めと終わりの当然入ってございませうけれども、その間におきましても、この製品安全に關します職責にあつた者につきまして今回の対象になつてゐるというふう

に理解をしてゐるところでございます。○近藤(洋)委員 少なくとも、御説明では、当時と、制定時と現在の担当者という記者会見をされているんですね。今の審議官の御答弁は若干違つてゐるのかなと思つてゐるんですが、ちよつとどうなのかなと思つてゐるんですが、要するに難しいんですよ、処分するということ。こういう問題についてだれを責任者にするのかというのはい。だけれども、難しいことについてあえて今回踏み切つてゐるから伺つてゐるんですね。

これは、甘利大臣、僕は大事な問題だと思つてゐるんですよ、役所のあり方論として。要は、幾ら処分をしても、けしからぬから処分だ、減給だといふのも一つなんですけれども、これでなかなか私は改善しないと思つてゐる。私は、失敗を責めるよりも、トヨタじゃないですけど、カイゼン努力とかカイゼンを評価する仕組みの方に切りかえた方がよいのではないかと、こう思つてゐる。

要するに、役所の仕事のあり方として、一度決まつたものを、もうとにかくきつと動かす、これは当然、役所ですから、行政ですから、当然の仕事であるんです。それはそれでいいんですけども、ただ、一方で、一度成立した法律であつたとしても、一度決まつたルールであつたとしても、やはりちよつとこれはおかしいな、ちよつとこれはまじいなといふものについては、仮に施行前であつたとしても、やはり変えていくとかそういうカイゼン努力をした者に対しては評価をしてやる、また、一度使われてゐる予算であつても、もう無駄だと思つたら、削つた者に対して、それを提言した役人に対しては評価してやる。そういう評価をすることをすると、これはがらつと霞が関の風土も変わると思つてゐる。

まずは法律を幾らでも多くつくれば、例えば役人の評価基準として、法律をどんどんつくつた人間が優秀なんだ、予算を獲得した人間が優秀なんだといふのが大概霞が関の評価基準ですけれども、そうじゃないよ、一度ある法律も見直した方がいいよといふような、そういう評価基準を設けてあげて、かつ、その上で評価する、表彰する、こういうことが必要だと思つてゐる。

そこで、お伺いしたいんですけれども、今、経済産業省にそもそも、まあ国家公務員法上の処分もありますし内規の処分もありますけれども、内規でもいいですけども、表彰制度というのはあるんですよ。永年勤続を除いて、職員を表彰しますよといふ制度はあります。これは一応通告してゐるので、大臣でも副大臣でも、どちらでも結構です、お答えください。

○甘利国務大臣 そういう制度があるとは承知しております。○近藤(洋)委員 そうなんです、ないんです。ぜひつくられたらいいと思つてゐる。私は、サラリーマンを十一年間やつていました、大臣もサラリーマンをやられていましたけれども、新聞記者でしたけれども、編集局長奨励賞とか編集局長賞とか社長賞とか、こういうものは

どんな会社でもあるんですね。どんな事業会社でもあると思つてゐる。そうすると、うれしいものがあります。別に、給与に対して反映されません。金一封一万円か五千円ぐらいしかもらえませんが、履歴に反映されるのはたしか社長賞ぐらいだったような気がしますが、局長奨励賞ぐらいだったらどうしてこないんです。だけれども、うれしいものであります。

例えば、役人を表彰すると。甘利大臣賞でもいいですよ、エネルギー長官賞でもいいです、副大臣賞でもいいですけども、そういう表彰制度みたいなものをまじもそつとつられて、そしてその基準として、いや、おまえはよくぞこの制度の不備を的確に見つけた、おまえはよくぞこの無駄な予算をやめた、それは大臣表彰だ、こういうことでやると非常にいい。わけのわからぬ厳重注意処分を、何か詰め腹を切らせる形でトップにやらせたところで、役人は白けちゃうと思つてゐる。

いかがでしょうか。そういうものをつくられたらどうでしょうか。

○甘利国務大臣 このところ、行革論議の中で、ともすれば役人のモチベーションが下がるような議論ばかりが先行しているという指摘もよく聞かれています。その優秀な人材が能力を二〇％発揮して国家国民のために貢献をしてくれるということが大事でありますから、おつしやいますように、どうやってモチベーションを上げるか。下げ

る仕組みはない。御指摘、真摯に承りたいと思つております。大臣表彰がいいのか、私の賞を出してそんなに喜んでくれるかどうかはわかりませんが、いい提案をした、まさにトヨタのカイゼンというのはトヨタの今日をつくつたというふうには社長が言つてゐるわけでありまして、経済産業省内のカイゼンシステムをいろいろと検討してみたいというふう

○近藤(洋)委員 ぜひ、これは本気で考えていた
だいたいと思うんですよ。

うれいものですよ。例えば、そういう表彰を
されたら大臣と食事をする、これでもいいんです
よ。事務次官と食事をする。例えば、入省十年生
ぐらいとか十五年とか……(発言する者あり)ゴル
フはだめです、もちろん。ゴルフはだめですが、
食事をする、事務次官と、大臣と。それは、いわ
ゆる一種だけでなくても、Ⅱ種、Ⅲ種の方、こう
いう方々で、よくやったといって、二時間、大臣
とともに食事をする、事務次官とともに食事をする、局長とともに食事をする。これだけでも意欲
向上になるんだらうと思うんですね。

ぜひ、私は、大臣、先ほどちょっと御答弁でお
答えいただいたので、お聞きしたいなと思うんで
すけれども、省略しますけれども、やはり経済産
業省、かつては悪名高きMITIとか言われるぐ
らい、北の湖のように強かつたわけですね、海外
から見れば。憎らしいほど強かつたと言われる最
強の経済官僚集団だったと思うんですね。

そういう意味で、大臣にあえて、もしお答えが
あればですけども、私は、ちよつとここ数年、
最強の経済官僚集団経済産業省ですら、現場のモ
チベーションというのがどこまで維持されている
のかなという気がいたしますし、今現在の状況は
どうか、大臣の御見解を伺いたいと思いますし、
あえて、ちよつとこれは通告がなくて恐縮ですけ
れども、守屋事務次官のようなケース。

あれは、私はやはり最悪だと思ふんですね。二
つの意味で最悪です。公務員倫理規程に違反した
ということもあるんですけども、業者とのつき
合い方が余りにもみすばらしい、言葉で言えば。
みすばらしいつき合い方をされたと思うんです
ね。毎週一回、特定の方とゴルフをやっていた。
あなた、そんなに暇なのかということですね。ま
た、非常識と、みすばらしさと寂しさ、わびしさ
を感じるという意味で、非常にまずいかな。

その背景に何かあるのか、これから民主党も国
会で説明をしていかなきゃいかぬ、こう思ってい

ますけれども、少なくとも今伝えられていること
については、非常にみすばらしいと思うんです。

そのみすばらしさも、トップ官僚、事務次官まで
やつた方が、しかも、あの防衛省の中ではエース
と呼ばれていた方がそういうことだったのかと。
振り返りますと、エースと呼ばれた官僚たち
が、ここ十年ぐらい、次から次とさまざまなス
キャンダルで失脚しているんですね、個人名は
ちよつとあえて申し上げませんが、役所でいえ
ば、財務省もそうでした。大蔵省がそうでした
ね。厚生労働省もそうでした。エースと呼ばれ
た人たちが、何かさまざまな接待だとかそういう
理由で失脚をしていった。

そして、今回また、守屋さんか、こういうこと
で、それは役人のモチベーションは、目標にして
いた人がみすばらしい理由で失脚するわけですか
ら、上がるはずないと思うんですが、その件につ
いての御感想と、MITIの現状についての危機
感をお伺いしたいんです。

○甘利國務大臣 我が省に入省してくる役人の多
くはだと思ふんですが、民間企業も受かつて、
そつちの方がうんと待遇がいい、しかし、それを
つけてMITIに入ってくる。それは、やはり志
の高さといえますが、自分がいろいろ政策を提案
して、それによって日本をいい方向に少しでも
持っていく、そういう気概と誇りで、給与その他
の条件が他より悪くてもあえて選択をするという
役人が多かったと思います、少なくとも。今はど
うかということになると、役人バッシングの中
で、自分の存在感をなかなか見出せないで悩んで
いる者が多いと思います。

私は、就任をしましたときに、この役所には許
認可権限はほとんどない、予算も少ない、ないな
い尽くしだけれども、君らの頭で考える政策が日
本をよくしていくんだ、そういう誇りを持つてく
れという就任のあいさつをいたしました。省内の
全員に届くように中継がされたはずでありますけ
れども、それを聞いてフアイトを呼び起こしたと
いう職員が少なくないという報告を受けて、大変

うれしかったと思っております。

いろいろと、先ほど来の御提案は、一つ一つ心
にしてみるものでありまして、私も、どうやって、
優秀な職員が集まっているんだから、その能力を
一二〇%発揮させるということが大臣の務めだと
思っておりますし、そのことを通じてさらに優秀
な職員が我が省あるいは中央官庁を目指してくれ
る、そういうところであり続けなければならぬ
というふうに思っております。

先ほど来の御提案、しつかり検討してみたいと
思っております。

○近藤(洋)委員 ぜひ御検討をしたいと思います。

我々民主党も、もちろん霞が関の方々と厳し
く、指摘をする立場ですから、対応する。ですが
から、役所の綱紀粛正については厳しく申し上げま
すが、しかし、国会としても、やはり霞が関の人
材というのは国有財産ですから、国有財産を劣化
させても意味がないわけでありまして、良質な資
産として育てなきゃいかぬと思っておりますし、
民主党も……(発言する者あり)まさに今、経年劣
化という話がありましたけれども、経年劣化して
は困るわけでありまして、そこは、我々民主党が
政権をとったとしても、今の自民党、公明党さん
以上にこの資産をフル回転させたい、こう思っ
ています。そのことだけ申し上げたいと思います。

さて、法案の話に関連してですけれども、今回
の電気用品安全法につきましては、リチウムイオ
ン電池の品質安全基準についても定められること
になりました。最近リチウムイオン電池に関して
事故が起きていることに対応しての措置であり、
正しい方向だろうと思っておりますが、委員長の
お許しを得て、資料を配付させていただいており
ます。

この「リチウムイオン電池市場の概要」というこ
とで、経済産業省の資料でございしますけれども、
出荷額は若干最近頭打ちではありますけれども、
このグラフを見てのとおり、日本のメーカーが大
変なシェアを占めている。三洋、ソニー、松
下、この三社が大変なシェアを占めている。とこ

ろが、この日本の独壇場だったところで、サムソ
ンであるとか中国の企業が急速にここ最近、過去
の経年の数字が出ていないのであれですけども、
も、非常に勢いで伸ばしている。

そういう中で、今回、この御三家で製品事故が
起きてしまった。非常に衝撃を、これは実は、さ
れど電池と言ったと思うんですね。日本の産業界
にとつてある意味で衝撃を与えた三つの御三家に
よる事故だったと思うんですが、これは事務方で
結構です、この原因についてはそれぞれもうきち
んと説明しているということでもよろしいわけだ
ね、この三社の事故について。済みません、審議
官、お願いいたします。

○本庄政府参考人 お答えいたします。

先生御指摘の三社の事故につきましては、原因
を解明いたしました、それぞれ各社において製品
の回収を行っておりますし、また、設計、製造工
程の変更も行っておりますのでございます。

○近藤(洋)委員 三社それぞれ、最初は、何が原
因なんだろう、プログラムのミスなのか、それと
も何なのかとさまざまなことが言われましたけれ
ども、物理的に説明をされて回収された、こうい
うことであります。

そういう中ではありますけれども、やはりこの
御三家で同じように起きてしまった、こういうこ
とでありますし、私は技術屋ではないのでわかり
ませんが、リチウムイオン電池というのは、電池
の世界というのは、機械設備、機械物と違って化
学の世界だ、したがって、安定した製品をつくる
というのは極めて難しいと。プロに言わせると、
全く同じ性質のものをつくるということは化学的
になかなか不可能なんじゃないかということ、化
学的なものでしょうかということも話を聞いて
おりますし、大変レベルの高い技術を求められる
んだらうと。

先ほど、別の議員の御質問にもありましたが、
やはりこの分野、特に自動車の世界、リチウムイ
オン電池というのは、まだ今のグラフでは頭打
ちになりますけれども、またさらに二段、三段と

大きく広がる可能性もある分野であります。引き続き日本がトップランナーであるべきだろうと思えますし、このリチウムイオン電池の新たな技術の開発について、国としてもプロジェクトを立ち上げて支援すべきじゃないかということ。

さらには、もう一つ、これは、後ろを見ますと、太陽電池。ある意味で、電池の世界というんですかね、リチウムイオン電池はためる技術で太陽電池は発電ですから、若干違うんですけども。

エネルギー関連という意味では、太陽電池も、出典は経産省の資料ですから、やや日本がトップを維持、こういう形になっていますけれども、この下の表を見ていただくと、その他の地域が大変な勢いで生産量を、その他というのは基本的には中国でありますけれども、二〇〇一年が三・三万キロワットの生産量だったのが七十一・四と、大変な生産量になっている。中国メーカーが大躍進をしているというのも太陽電池の世界であります。日本がトップだったのが、いきなり中国が、この三年ぐらいいで中国メーカーが伸びている、こういうことに今業界地図が塗りかわろうとしています。

あわせて、この太陽電池、さらには燃料電池、こういったエネルギーをためる、つくる電池関連の技術、これについては、やはりさまざまなプロジェクトを立ち上げて後押しすべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○中野副大臣 近藤委員から力強い御支援のお話もございました。もうまごう方なくお説のとおりだと思います。

ついぞこの間、モーターショー、私も見てきましたけれども、すばらしいハイブリッド車あるいは電気自動車、展示をされておりました、たくさん見物人がおりました。その中でいろいろ説明も聞かせていただいたのでありますけれども、まごう方なく、地球温暖化対策だ、あるいは石油依存度の低減だ。その本格的普及のためには、動力源となる、今お話がありました蓄電池について、

正直、性能面、コスト面の課題があることは御承知のとおりであります。

こういった課題を解決して、具体的には、航続距離あるいはコスト等の面において、ガソリン自動車並みの電気自動車を実現化するため、リチウムイオン電池を初めとした蓄電池の大容量化、あるいは低コスト化の実現、安全性の確保等のための蓄電池の技術開発を行っておりますことは、今お話をいただいたとおりであります。

日本の蓄電池技術は、世界に對し競争優位を有しております。今後とも技術優位を保つべく、経済産業省としては、蓄電池の技術開発を積極的に推進いたしてまいります。

ちなみに、数字で申し上げますが、蓄電池技術開発事業、十九年度予算額は四十九億円でありますが、二十年度予算要求額は七十一億円で、一生懸命これから獲得のために頑張りたいと思っております。

また、今、リチウムイオン電池に限らず、太陽電池あるいは燃料電池のお話もございました。ちよつと長くなりますけれども、太陽電池及び燃料電池は、エネルギーの多様化及び地球温暖化対策の観点から、その導入が必要であるとともに、新たな産業の育成が期待をされるという大変重要なエネルギー技術だと認識をいたしております。

太陽電池については、過去三十年以上にわたり、低コスト化、高効率化に向けた技術開発を強力に推進してまいりました。昔でいうサンシャイン計画でありますとかあるいはムーンスカイ計画、こういうことで実施をいたしておりますが、この結果、日本は、太陽光発電設備の導入量ではドイツに次いで世界第二位であります。ついぞこの間までは第一位でございました。残念ですが、しかし、太陽電池の生産量では世界の約四割を占める、まごう方なく世界第一位を占めておられて、世界最先端の太陽電池技術を有しておることだけは間違いありません。

燃料電池についても、技術開発に加えて、デー

タ取得のための実証試験を実施しております、これまた世界でも最先端レベルの技術だと、内外ともに評価をいただいておりますところでもあります。現在、環境に優しい究極の自動車である燃料電池自動車について約六十台、家庭用燃料電池について約二千二百台の実証試験を行っており、世界に先駆けた実用化を目指しております。ちなみに、経済産業省でも、燃料電池自動車二台、水素自動車一台、使用させていただいておりますところでもあります。

今後とも、経済産業省では、太陽電池の抜本的な高効率化技術や燃料電池の普及に不可欠な水素貯蔵技術の開発を初め、太陽電池や燃料電池の実証試験や導入支援を強力に支援してまいりたいと思っております。

ちなみに、太陽電池関連の予算でありますけれども、平成二十年度予算額、対前年度で大幅な金額を要求いたしておりますし、燃料電池関連予算についても同じでございます。十九年度予算は三百六十六億円、平成二十年度予算要求で三百三十億円、その中で、今申し上げましたような実証実験、研究、そういった形、開発も含めて、しっかりと私たちは取り組んでまいりたいと思っております。

今後ともの御支援をよろしくお願い申し上げます。

○近藤(送)委員 中野副大臣、この分野、非常に大事だと思っております。半導体では、残念ながら日本は後塵を拝してしまつた。圧倒的に強かったのが、あつという間にやはり韓国に抜かれてしまつた、またアメリカにはさらに一歩先に行かれた、こういうことだと思っております。

やはり、ドッグイヤーではありませんが、非常に日進月歩の世界でもありますし、今シェアがあるからといって安泰だということではないと思っておりますので、ぜひ、こういった分野は、税制の措置は、太陽光発電についてはストップしてしまつたわけですね。ドイツはその辺は大変な力を注いでいるわけですから、そういうことを

しないのであれば、では逆に技術開発に思い切つて予算を投ずる、こういうことだろうということをお私の方からも指摘させていただきたいと思っております。

時間があれないので、一点確認であります。消費生活用製品安全法についてでありますけれども、こちらの方、九品目について特定保守製品として品目を定める。そしてさらには、注意喚起の表示を義務づける製品として、別途審議会ですらに検討する、こういうことでもあります。

私、事務方から伺っているのは五品目、ブラウン管テレビ、洗濯機、換気扇、扇風機、エアコン、この五品目が指定される見通しだと伺っておりますが、これについては、随時見直しをする、状況に応じてその品目を洗い直す、特定保守品目として決めている九品目も、さらには別途の五品目についても内容は随時見直ししていくということをお願いしたいと思っておりますが、よろしいんですか。お答えください。

○中野副大臣 お話もいただきましたけれども、特定保守製品、たゞいまは九品目を想定いたしております。

なおかつ、情報提供を行うべき対象製品は、経年劣化による重大事故の発生確率が高くないものの、経年劣化による重大事故件数が、お話しのとおり、一定数以上のものであります。具体的には、扇風機、エアコン、それから換気扇、テレビ、電気洗濯機・洗濯乾燥機という五品目がその想定品目であります。

ちなみに、経年劣化による重大製品事故発生率、年一ppm以上を特定保守製品予定品目といたしておりますけれども、今申し上げました五品目につきましては、それぞれ、発生率からいいますと〇・二六以下でございます。ただ、年の重大製品事故件数につきましてはそれなりの数字を示しておりますので、先生のようなお話、当然出てくるのであります。

今後、これら九品目、五品目以外にも、経年劣化による重大事故発生確率が高い製品、または、

発生確率は高くなるとも、経年劣化による重大事故が一定数以上発生している製品が明らかになった場合などには、適切に指定を見直していきいたいと思っております。よろしく御理解をいただきたいと思います。

○近藤(洋)委員 ぜひ、状況に応じて、随時そういった情報を収集して指定をいただきたいと思えます。また、これはやはり企業にとっても大変な影響を与えるわけですし、もちろん消費者保護が第一であります。あわせて、さまざまな観点から随時見直しをしていただきたい、こう思います。

最後の質問になります。

先ほど、こういったものを点検する、製品を特定してメーカーに義務づけをしても、問題はそれが運用されるかという質疑がございました。これからも同僚議員からあるかと思いますが、私も、そういった流通を管理するという意味では、やはりトレーサビリティシステムというのが重要なんでしょう、こういう認識に立ちます。

その意味では、先ほどもお話しになりましたICTタグ、さらにはネット家電と言うんですか、つないでただでネットとつながって、家電情報が増えるだけとか、そういう製品、システムの開発が重要だろうと思うのですが、その上で、そうしたものの開発にはソフトウェアがかぎになるわけですね。ソフトの技術が成否を握っていると考えるのもいい。そもそも、もう今や、携帯電話でも家電でもパソコンでも自動車でも、あらゆるものがソフトウェアの塊だと言ってもいいわけだと思いませんか。機械製品というよりは、むしろソフトウェアの塊だ。

ところが、そのソフトウェアの技術者がどうかという、今、さまざまな方に話を聞くと、ソフトウェアの技術者が大変少なくなっている、三K職場ではないけれども、その技術者たちが非常に枯渇しているという話を伺います。プログラムのミスが重大な製品事故になりかねないわけでありまして、自動車もプログラムのミスで事故が起

きかねない。飛行機だってそうですね、航空機でも。

その意味では、ソフトウェアの技術者養成というのは国策として取り組むべき課題かと思えますが、最後に、経産省、その点についての危機感と対応策を伺って、質問を終わります。

○中野副大臣 ありがとうございます。

前段のトレーサビリティ、その重要性につきましても、私たちも共通認識でございます。ちなみに、平成二十年度予算において、電子タグを活用した製品安全対策に関する実証実験を行うべく新規要求をいたしております。三・九億円、要求をいたしております。

また、電子タグは、お話をいただきましたように、傷や汚れに強い、また高い読み取り精度を実現することができると技術であることは当然であり、この実用化及び普及を目指すとして、低価格化に向けた二十三億円の技術開発やさまざまな実証実験に取り組んでまいりましたけれども、来年度も先ほど申し上げたとおり新規要求をいたしてまいりたいと思っております。

また、今、ICT人材の確保の問題、育成の問題を提起いただきました。

御指摘のとおり、有効求人倍率についても、今、ICT人材に対する需要は三倍を超えておりまして、実質的には人材の不足、これが顕在化をいたしております。

こうした状況にかんがみて、昨年の十月よりでありますけれども、産業構造審議会においてICT人材の育成について審議し、本年七月に、「高度ICT人材の育成をめざして」と題する提言を取りまとめたところであります。

この提言を受けて、私たち経産省では、ICT分野で求められる人材像を明確化する、そして、必要な知識やスキルを体系的に整理し直していく、これを踏まえて、情報処理技術者試験を大きく改定させていただくことになりました。企業においてこれらを活用して適切な人材評価が行われることが、産業界の魅力の向上につながり、ICT人

材の創出を促す、そのように認識をいたしております。

また、今回の改定では、ICTについての特別な知識を持たなくても挑戦できる試験区分を設けることで、より多くの人にICTへの関心を持っていただけるような仕組みも考えております。

さらに、文部科学省と協力をいたしまして、産学連携でのICT人材の育成を進めることとしており、多くの学生がICT分野に関心を持ってくれることを期待いたしております。しつかり取り組みをさせていただきま。

○近藤(洋)委員 終わります。

○東委員 長 これにて近藤洋介君の質疑は終了いたしました。

次に、後藤斎君。

法案に入る前に、幾つかちよつと大臣の御見解をお伺いしたいと思えます。

冒頭、今、原油価格が、毎日毎日、史上最高値を更新しております。いろいろな影響が国民生活にも出てきているというふうに認識しています。

特に、ガソリン価格、これは、もしかして都市と地方の格差に近いものがあるというふうにも認識していますし、例えば、全国の町村平均だと年間、ガソリンを一世帯当たり大体十万円くらい使います。一方で、東京都内、公共交通機関が発達しているから、余り車をお持ちでない方もいらつしやるので、大体一万六千円くらいが一年間のガソリンの支出だという話も聞いております。

また、石油元売価格も、原油高騰ということ、十一月一日からさらに卸価格を上げていくという話で、ガソリンがレギュラーでリッター百五十円を超えていくという中で、まず冒頭、この原油価格の高騰というのはこれからも継続的にやばり続いてしまうんでしょうか、それとも、生産や消費の部分で下がっていくという見通しを大臣はお持ちなんですか。それによってこれからいろいろな施策というものがかなり変わってくる

と思うんですが、まず現状認識について大臣に冒頭お尋ねをしたいと思います。

【委員長退席、梶山委員長代理着席】

○甘利国務大臣 原油価格の上昇でガソリンや灯油、あるいはこれで電気料金やガス料金が改定をされると、家計負担が上っていくわけでありまして、まだ立ち行かなくなるといふほどの深刻な影響は与えておりませんけれども、しかし、じわじわと家計を圧迫しているということは現実の問題であります。

今後、価格がどう推移するかということについて、私は、かつてのレベルに下がっていくという期待はそう持てないのではないかと思います。高どまりの懸念があります。産油国の中には、バレル百ドルでもいいんだなんて乱暴なことを言う国もありますけれども、私は、安過ぎてももちろん産油国にとってよくないのはわかるけれども、高過ぎても、やがて世界経済への悪影響から、産油国の経済への影響にも返ってきますよというのを常々言っているわけでありまして。

需給関係はショートしているわけではないんですけれども、なぜ価格が上がっているかというのは、やはり投機資金、ファンドの運用先が石油の先物に向かっていくという点は大きいんだと思います。でありますから、本当は産油国が、今の価格の上昇はかなり、通常、実体経済を反映していない、あるいは取引を反映していないので、増産に入るといふような意思表示をするだけでも違うと思うんですけれども、そういうメッセージをずっと発信していきたいというふうに思っております。

もちろん、こちら側、使う側としては、省エネ技術を開発普及していくということで防衛線を張らなきゃいけないと思えますし、消費国には省エネの技術の移転を通じてよりローコストで経済運営ができるように協力をしていきたいというふう

に思っております。

○後藤(斎)委員 大臣今おっしゃる通りに、投機的な動きというのが現時点では非常に大きいとい

うのもよくわかるんですが、この数年間では、何れ度大臣とも議論させていただきましたが、中国を中心とした新しい消費大国という国が生まれ、それも需給を大きく圧迫しているという中で、その動きも、じゃ、これから中国や新しい消費国、輸入国が石油消費を急速に減らしているかという、なかなかそうではなくて、逆にふえていくという要素があると思うんですね。

大臣、ここで一番大切なことは、省エネ技術のいろいろな国への普及というのはいちろんありますが、やはり生産国にもきちっと消費国全体として要請をしていく、そして、消費国も全体で協調しながら、消費の削減というわけにはいきませんけれども、需要がそんなに拡大をしないように、やはり国際的な協調体制をつくっていくということが必要だと思うんですね。

以前であれば、ガソリン価格、卸が値上げをしても、今ガソリンスタンドはかなり競争が厳しいです、以前にも中小企業の部分で指摘したように、倒産をしているガソリンスタンドが非常に多いことも事実だと思います。

それが今、農産物も、バイオエタノールということで、トウモロコシの生産が、世界的に見れば、生産国で小麦や麦類から、トウモロコシを増産するというところで、ほかの農産物の価格が急上昇しているという話もありますので、いろいろな部分でもちろん連鎖というか連鎖をして、原油だけだったから大臣がおっしゃることになるんじゃないけれども、農産物もそう。

結局は、ガソリンを使って軽油を使った流通、物流の部分も競争が激化している、そんなに目立った動きはまだトラック料金はありませんけれども、いずれ耐え切れずにコスト増。結局は、消費者、国民の皆さんが一番負担増になっていく。

秋は本当に、食欲の秋と読書の秋だけじゃなくて、値上げの秋という認識をかなり持つてくるところで、大臣、やはり国際協調という部分を、後でもちよっと触れさせていただきませんが、大臣

は来月の中旬にはアフリカにも行かれるようでありますけれども、ぜひそういう部分でもいろいろなメッセージをエネルギー担当の責任者として発していただきたいと思うんですが、その点について、いかがでしょうか。

○甘利国務大臣 原油がバレル九十ドルを超える、普通は代替エネルギー開発がもっと進んでいるはずなんですけれども、それが進んでいかないうちで、コストは合うはずなのに、ということ、まだ市場が高値でずっと張りついていることの認識はしていないのかなという点も一つあります。ただ、中東情勢、イランも含めて、見通しが極めて悪いところから、先物への投資、投機が進んでいるのであるというふうに思っております。

産油国に対して適正な対応を求める、上流投資を拡大させるという要請は今までもしてきましたけれども、産油国グループに大きな地位を占める可能性が将来出てくるであろうところについても、しっかりとその要請をしていきたいと思っております。

今御指摘がありましたアフリカは、資源大国であります。国会のお許しをいただければ、近い機会にアフリカに行こうと思っております。これは希少金属が中心であります、しかし、アフリカは化石燃料の宝庫でもあると言われております。ただ、正確な調査が行われていないということであり、まず、先進国は、アフリカの開発援助の際に、資源をてこにしたアフリカの自立ということを図っていくべきだと思っておりますし、ODAの有効活用のような会議でも私はそういう主張をしております。近いうちに訪問できたら、いろいろと二国間関係を築いていきたいというふうに思っております。

○後藤(意)委員 大臣、一昨年の十月四日、原油問題に関する閣僚打合せという組織がつくられて、いろいろな調査や分析を原油に関してしているということ、一番新しいものは、ことしの八月七日に原油価格・原材料価格上昇の我が国産業

への影響に関する調査結果というのが出されております、これはまた十月下旬から来月、十一月中公表ですか、来月に公表なさるということ、調査をしているらしいんですが、この八月七日のものを見させていただいても、大企業はそれほど、価格転嫁がある程度できて、そんなに原油価格の影響はないだろう、これは原材料価格の影響もそんなに大きく逼迫しないだろうという回答が多い。

一方で、中小企業では、原油価格の影響というのは、収益面でかなり影響が生じているという企業が、この八月時点でもう既に九割あるという分析になっております。あわせて、原材料価格の上昇ということでも、同じように中小企業では影響が生じているというのが九割。でも、価格転嫁はなかなかできないというのが、半分くらいの数字をやはり中小企業から得ている。

これは、昨日の、きょうの新聞にも報道されている、きのう総務省が出された失業率の統計も、「中小自営の雇用悪化」、大企業との格差が鮮明になったというふうな見出しで、各社きょう報じております。先ほどガソリンの消費の話をさせてもらいましたが、原油価格、原材料価格の上昇というのは、大企業と中小企業の格差、もうこの委員会でも何度も何度も話をさせてもらっています、やはりそこにもかなり影響を与えてしまいう。

大臣、これからの中小企業政策ないしはエネルギー政策とのバランスをどうとれるかというのは大変難しい問題だと思いますが、ことし、地域資源活性化プログラムとかいろいろな新しい制度が法律としても国会を通過して、今それぞれの地域で一生懸命やっておられるというのは承知してはいますが、なかなか一つの企業体では解決できないような原油価格、原材料価格の上昇、これにもつと積極的に経産省は対応していくんだという姿勢をやはり必要だと思うんですが、もう一度お尋ねをしたいと思います。

○甘利国務大臣 御指摘がありましたとおり、エネルギー価格と原材料価格の転嫁がスムーズにできていくかという調査をいたしますと、大企業は、全部とは言いませんけれども、比較的できていくという回答であります、中小企業はその大半はできていない、ですから、つまり自分がかぶっているわけ、これに加えて、仕事量はふえているけれども発注単価が上がる、人はふやさない、きやならないから人件費がかかる、それもかぶつてきている、そこで利益率が落ちていくということでもあります。

これは、中小企業の交渉力というのが大企業に比べて弱いわけでありまして、市場への交渉力もそうでありまして、元請への交渉力もそうです。元請に對しましては、下請取引の適正化ということに今取り組んでおりますし、元請企業全体に、自身の利益の適正な還元ということを、一緒に努力していただく下請取引企業についてもやっていくということの要請をいたしております。

あわせて、やはり日本のお家芸は省エネエネルギーでありますから、省エネを進めれば進めるほど、それだけ資源調達をしなくて済むということになるわけでありまして、もちろん、環境にも貢献するということ、いいおまけもついてくるわけでありまして、そこで、日本のお家芸の省エネ技術を徹底的に推進していくという、官民一体の取り組みも今進めているところであります。

あわせて、抜本的な問題はやはり上流開発でありますから、上流投資をどう進めていくかということにも今取り組んでいるところでございます。なかなか油の場合は、産出国が共同して生産量全体の枠を決めて、そのルールを最近では相当みんな守っている、昔は少し逸脱してくれるところがあつたわけでありまして、最近では結束がかなり強くなつております、消費国にとつては都合の悪いことなわけですが、しかし、全体の状況を安定させるということが産出国にとつてもめぐりめぐってプラスになるんだということを力強くこれからあらゆる機会でも説得し、情報を発信していききたいというふうに思っております。

○後藤(意)委員 大臣、ある意味で、原油、ガソ

リンとか食料品、生活必需品というものの価格上昇と、これから話をしますけれども、例えば、家電製品の価格下落ということで、CPI、消費者物価指数自体はまだ下がっている、でも一方で、その実感、毎日主婦の方が買い物に行く、私も一カ月に一週くらい子供を連れてスーパーに行くようにしているんですが、やはり野菜も含めて高値は高いです、高い高いという消費者の負担増という意識があれば、全体的に消費というの循環が悪くなるというのが当然あると思うので、私たちの政党も生活第一ということで、生活に根差したいろいろな制度や、いろいろな心理的な融和も含めて対応していかないとはいえないと思います。

大臣も奥様やお子さんとスーパーに行かれることもあるかもしれませんが、一番生活に近い部分の負担がふえていくというのはやはり大きな問題だというふうに思うので、ぜひ、先ほど大臣がおっしゃられた、いろいろなあらゆる角度をとらえて、大臣が一言言えば国際原油価格が下がるといふことはもしかししてないのかもしれないが、最大限の御努力を省を挙げてしていただきたいというふうに思います。

それでは、法案の関連の方に移らせていただきます。

今回、消費生活用製品安全法も含めた改正をしますが、消費者の方にはかなりプラスに当然なっているんですが、ある意味では、製造業者、輸入業者の方にはコスト増の部分も、今お話をしてきた部分が出てくると思うんです。今回、我が国がこの法改正をしようとしている、この方向性というのには正しいと思うんですが、ほかのいろいろな国は、どんな形でこういう法改正、消費者安全行政を進めているのか、わかる範囲で結構ですから、お尋ねをしたいと思います。

○寺坂政府参考人 お答えいたします。消費生活用製品につきまして、今回の法案と同様な経年劣化対策を設けている海外の例につきましては承知をしております。

一部、ガス消費機器関係でヨーロッパ諸国などでは点検を義務づけている、そういった制度の例があるというふうに承知をしております。例えば、イギリスでは、家主さんに對しまして、居住者が使用しておりますガス機器、それから排気筒、これを点検することを義務づけております。あるいは、ドイツにおきましては、煙突に接続された暖房機器につきまして、煙突掃除の専門家によりまして排気、それから効率のための定期点検、こういったものが義務づけられている、そういう制度があるというふうには承知しております。

○後藤憲委員 この法改正の目的というのは正しいと思うんですが、今審議官から御答弁をいただいたように、かなり特異というか、非常に徹底した改正の方向性だと思っております。

これを大臣、日本の国がこれから、新しい電気製品、特に家電という部分では、数十年前であれはジャパン・イズ・ナンバーワンで世界じゅうを日本の家電製品が席巻したものの、なかなか今はそうではないような電気業界全体の状況になっているというふうに思います。

この安全性を徹底した対策を講じ、それがもちろん製品というものにも生かされるということですから、それをもっと積極的に情報発信していかなければ、もちろん我が国一億二千万人の国民の皆さんにとつてみたらこの法案の改正というのは正しいということになると思うんですが、それを日本国経済全体が、輸出も含めて、もう一度家電製品も含めて世界に物を出していくというのを考えれば、この法案のあり方というの、ほかの国から見れば、日本は本当によくやり過ぎだなどというふうにももしかしたら評価を受けるのかもしれない。

大臣、そういうふうなことで、新しい製品や、もちろん経産省自体が全部手とり足とりという昔のような状況にならないのはよくわかっていますが、政府としても、その辺の情報発信というのをやはりしていくべきだというふうに思うんです。

その点については、いかがでしょうか。

○甘利国務大臣 今や、電気製品に限らず、例えば食料品も含めて、安全というのが販売をする際の競争力の要因の一つになっているわけでありまして、

でありますから、日本のものは安全であるというところが、これは消費者にとつて購買意欲をそそぐということになるわけでありまして、日本は国内でこういう措置をしております。これはもちろん関係者にコストがかかるわけでありまして、そのことをコストをえれば、海外で勝負をする際に、そういうコストを含んだ製品というのはそれだけ競争力にハンディを持つわけでありまして、しかし、安全である。これは国内法でありまして、けれども、国内ではありますけれども、こういう対応まで、世界に類のない対応をしているというのが日本製品であるということは、外に向けても発信をしていくということが日本の安全神話をさらに確固たるものにしていくのでありまして、うし、それが国際競争力につながるということでありますから、そこは積極的に対応のPRはしたいと思っております。

〔梶山委員長代理退席、委員長着席〕

○後藤憲委員 大臣もお話されたように、もちろん安全性というのが大きくな、電化製品だけではなくて食料品もそうです、すべてのサービスも含めそうだと思うんですが、その中で、確かにきちつとした質のよいものをつくる、それに対するコストはかかる。例えば、農産物でいえば、以前であれば肥料や農薬をかなりかけたものが、今はそういう時代ではないということで、究極を言えば有機みたいな形でやりますけれども、それだと二、三割はどうしても単価が高くなってしまう。

同じことがこの家電製品でも当然言えるわけですから、大臣、例えば国内の消費者の方にも、安全なものをつくるのは当たり前のことであります。が、やはりコストはかかりますよ。でも一方、先ほどもお話ししたように小売業界では激烈

な競争状況になっていますから、ではその価格転嫁がすぐできるかどうかということを考えれば、なかなかできないというふうなことで、その部分とはぎまどういうふうにしていくのかというのは大変難しいと思うんです。

以前、日経ビジネスにも、二〇一〇年日中経済逆転という特集記事が載って、そうすると、あと二年と二カ月で、世界第二位の経済大国から第三位の経済大国に日本も下落をするという表現がいのか、三番目になってしまうということを含めていろいろ考えると、やはり人材の育成というのも大切なこと。

大臣、これは全然質問通告をしていないんですが、ちよつとお話を聞いていただきたいんです。今、例えばこれからマーケットとしても消費国、生産国として非常に伸びていくであろうと言われているインド、中国という国。当然、人口も、二国を足すと二十五億人くらいつしやる。先日、東洋経済を読んでおりましたら、大学卒業生、一年間に行く数が、これは二〇〇五年だそうですけれども、中国は今二百五十三万人、インドは二百三十万人、我が国は五十五万二千二人。その中で特に、IT含めて情報工学系という数字の分類なんです、中国では八十一万二千二人、インドでは五十五万一千二人、我が国は二万二千二人。これがいずれ量から質へということで、こうして毎年蓄積をされていくわけですから、すごい数字。五年で、例えば情報工学系の方だけでも、中国でも四百万人ということになっていく。

我が国では五年で十万人ということですから、やはりこういう専門性のある方が、例えばものづくりや安全な製品をつくるという部分に人材として育成というのか、以前、原子力工学の話もさせていただきましたけれども、今、一つの大学しか原子力工学系の専門大学というのがない、コースがないというお話をさせていただきました。が、同じような部分で対応が進んでいくと、人材の部分を含めて、これからそれをものづくり、安全な製品をつくるということにどうつなげていく

かということなんですが、その点については、経産省として、これからどういうふうな大臣は考えていくんでしょうか。

○甘利国務大臣 IT人材をどう育成していくかということは、我が国の国際競争力、そしてGDPをしつかり確保していく上で極めて重要な問題でありまして、このIT人材の育成に関しては、今官民一体となつて取り組んでいるところでございます。なかなか量的には中国やインドにはとてもかなわないとは思いますが、しかし、質の高い人材を効果的に、効率的に育てていくということで、官民が一体となつて協力して取り組んでいくということを今進めているところであります。

○後藤(高)委員 特に大臣、きのう、今度小学校の数学の授業時間もいずれふやしていくというお話が報道されておりました。ただ、いろいろ聞いていると、私、子供が三人いるんですけども、おやじに似たかどうかは別としても、なかなか理科系的な人間ではなくて、やはり理科や算数が好きな子というのがまず理科系に行くベースになると思うんですね。これは、大臣おっしゃられた部分も含めて、初等中等教育、高等教育含めて、この運動をどうするかということが非常に、好きこそ物の上手なれという、急に今思い出したんですが、やはりそういう中で、いろいろな施策を関連して、ことしからいろいろな地域資源の部分であるとか企業誘致の部分も各府県連携して一緒にやっていくようにという方向性を本当初めて出されたということも含めて、ぜひ人材育成という点も、文科省とも連携しながらお願いしたいというふうに思います。

大臣、南ア、ボツワナにというふうな記事が先週載っておったんですが、国会のお許しが得られればということでもあります。

大臣は以前も、レアメタルがメーンだというふうに思っていますが、もちろん大切な部分で、レアですから非常に希少だという部分で、いろいろな研究開発も含めて経産省はやられているというお話を伺いしておりますが、やはりレアじゃないものを、同じ素材というか材料であれば使っていくという、その代替、例えば埋蔵量が多い品目にかえていくみたいな、そういう技術開発も当然必要だと思ひますし、当然備蓄というものもレアメタルについてはやっておりますけれども、それとて、以前もお話をさせていただいた、数カ月というのが一つの上限、当然コストもかかりますから。

ということも考えると、もろもろの部分で、埋蔵量が多いものにもやはり技術開発をして、同じ製品ができるということも、枯渇というか希少な資源を使っていくわけですから、そういう研究開発、技術開発も必要だと思ひますが、その点について、簡潔で結構ですから、どんなふうにかから考えられていくのか、お尋ねをしたいと思います。

○甘利国務大臣 レアメタルは、レアであるから確かに希少でありまして、レアメタルというのは日本語なんです、それは。日本語の造語なんだそうでありまして、きのう、南アフリカの資源大臣と話してましたら、レアメタル、希少金属のことをプレシャス・グループ・メタルという表現をしていました、ああ、それが本当なのかなと、私も初めて発見したのでありますけれども。

このレアメタル、希少金属に関しては、探鉱開発、備蓄、そしてリサイクル、それから御指摘の代替材料の開発、これがしっかり組み合わせられていくことが大事だと思ひます。埋蔵量が多い資源をそういう希少金属の代替品として使うことができれば、安定供給にこれ以上資することはないのでありまして、これも、御指摘をいただいた大事な点であります。

本年度から五年間の計画で、特にリスクが高いというふうな考えられていますタングステン、インジウム及びジスプロシウムの代替等を目指した技術開発プロジェクトを開始したところでございます。例えばインジウム、これは液晶パネルに欠かせないものでありますけれども、このインジウ

ムにつきましては、埋蔵量が多い亜鉛をもとにした酸化亜鉛で代替を目指す等の研究開発、これが着実に成果が得られるように一生懸命推進をしていきたいと思ひております。

○後藤(高)委員 大臣、日本ブランドとか日本の電化製品、電気製品も含めて、競争力を持った形でこれからまた世界に、市場に輸出をしていくという中で、日本の本場にオリジン、例えば鉱物資源があつたりすれば、それを生かした新製品をつくるということも必要だと思ひます。

以前、たまたま日経新聞を読んでいましたら、日本産新鉱物、日本にしかないということ、どの程度差別化ができるのかよくわかりませんけれども、約百種類、百二種類あるというふうな形で載っております。ジャパン・オリジンというのがどういうふうにつくれるかという、その製品開発の努力、もちろん民間の大企業、中小企業を問わず皆さんそれぞれ研究開発、それを製品化する御努力をしているのは十分わかつているんですが、やはりそういうところにも予算、研究開発の投資を国としてもやっていたくということが必要だと思ひます。

ほかの委員会との関係でちよつと時間が、あと一問、今します。

大臣、その中で、ことし、地域資源活性化プログラムを含めて、いろいろな地域資源をもつとちよつと使っていくという中で、私の地元で、以前も大臣にお話した、貴金属、宝石関係が日本で実は一番出荷額、生産額が多い地域であります。

数字がいろいろあつて、どの数字が正しいのかちよつとわかりませんが、例えば平成二年というのが、貴金属関係が日本全体、山梨でも出荷額で一番多かった時点です。それから、一番新しい数字が十七年の数字ですけども、全国では五四％減、山梨では六〇％減ということ、もちろん需要の低迷もあつて出荷額が非常に減少しているんですが、一方で、先ほどの原料価格ではありませんが、金やプラチナという部分は、実はこの十五

年間で二倍から三倍になっています。

やはりこれは、中小企業の今の苦境の典型だと思ひますが、原材料が上がつても、それをなかなか価格転嫁できない。需要全体も厳しい状況だから、なかなかマーケットが伸びない。一方で、輸出ということももちろんやられている部分があるんですが、やはり苦境から抜け出せない方々があつて、事業者数も、四人以上の事業者の方々でありますけれども、全国でも四八％減、山梨でも三〇％近く減をしているということで、ある経営者の方に言わせると、もう自分の息子にはこの業界は継がすことができないというふうなことを思っている、その方もまだ五十代の前半ですが。

地方の資源の活用という大目的は当然あれなんです、やはり個々に見ると、本場に日本の中でも一番生産量や出荷額や技術があるというふうな言われているところでもあるというのが、私は山梨の宝石が地域資源活用の典型だと最近思ひまして、大臣、こういう中で、経産省がそれぞれの業界を全部見るといことは不可能なのかもしれませんが、ぜひ経産省としてもその点について積極的に輸出ブランド化も含めて対応をお願いしたいと思ひます。

大臣、最後にぜひ御答弁をお願いいたします。

○甘利国務大臣 我が国のいわゆる宝石産業、需要の低迷、それから原材料高で全体の売り上げが半分以下になつていく。従来から、展示会の開催への助成とかブランド育成支援策は行つてきましたけれども、地域資源法がさきの国会で成立をしまして、今、山梨では既に宝石を地域資源として指定されているわけでありまして。従来よりも広範な仕組みで支援ができると思ひておりますので、この地域資源法の施策の活用を通じて、宝石産業の振興に取り組みたいというふうな思ひております。

○後藤(高)委員 済みません。時間の前なんです、以上で質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○東委員長 これにて後藤高君の質疑は終了した

しました。
午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。
午前十一時五十四分休憩

午後一時開議

○東委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
質疑を続行いたします。下条みつ君。

○下条委員 民主党の下条みつでございます。
午後一番ということで、おなかもしつかりして

おりますし、また大臣に対して初めて今回質問させていただきます。五分前に来られた大臣の心意気で、ぜひすばらしい回答をしていただきたいと思っております。

午前中、いろいろ質疑がありまして、私も、行政がこういうことを出すのは世界的に見ても非常にいい方向の法案だというふうに思っております。ただ、どんなものでも、人間でも法案でもそうですが、そこに少しプラスしていく必要がある、直していかないと、またこの先、方向感をどういうふうに向かわせていくことも必要だと思っております。その辺を含めて、時間の範囲内で質問させていただきます。何とぞよろしく願います。

最初に、消安法についてちょっと質問したいと思うんですが、もう既に午前中、同僚議員の方からのいろいろな質問に対してお答えいただいておりますが、私もちょっと細かいところを調べてみました。

その中で、今回の対象品目の選定についてちょっと御質問したいと思っております。十月に製品事故情報報告・公表制度の施行状況というものが出たわけですね。これは、ことしの五月十四日に改正消安法ができてから、重大製品事故報告・公表制度の運用が開始されて以来からの事故件数がいろいろな機種別に出てきた。

例えば、電気製品なんか、この数カ月で、電気こんろは四十件事故がありました。エアコンは三

十七件、扇風機は、たびたび出ておりますけれども、三十件事故があった。電気洗濯機は十八件、冷蔵庫に至っては十五件あった。これがベストファイトであります。

それから、燃焼器具にしましては、ガスこんろが三十二件、あとの四品目についてはこの九品目に入っているのですが、石油ふろがが十五件の事故があり、ガスふろがが十五件、石油給湯器が八件、ガス湯沸かし器は四件と、本場に、確かにガスを中心に非常に多くの事故が重なっております。

本来であれば、ほかにも事故がある部分について、局長を含め、審議官を含め、御質問の予定でありましたが、既に品目の選定についてはもう午前中の質疑で御回答いただいて、私もそれを見ておりますので、今回は省かせていただきます。

そこで、備えつけその他の部分はあるのですが、私が思いますのは、例えば電気こんろとかガスこんろ、これは備えつけであろうとなかろうと、大体これは人が多くいるアパートとかマンションとか、それからビルなどに多く使われているわけですね。簡単に言えば、人が多くいるところであれば、一度事故が起こったら建物全体にその被害が及ぶ。

例えばマンションでも、一戸当たりは非常に少ないかもしれない。だけれども、高層マンションであれば何百世帯とそこに入っているわけですね。そうすれば、私も頭はよくないのですが、掛け算をすると、その事故発生率が何倍にもなっていくわけです。ですから、もう一歩踏み込んでよく考える必要があるのかなと私は思っております。

そこで、エアコンなんですけれども、大臣、エアコンは今、この夏の暑さもそうだったですけれども、大体一部屋に一台ずつあるわけですね。そうすれば、例えば二LDKなら、何かよくわかりませんが、二台か三台あって、その部屋が十戸あれば、それだけで三十台あるわけですね。そうすると、百万分の一、何とかppmです

か、その事故発生率から比べていくと、一台当たりは事故件数が、電気関係だし、備えつけだけけれども非常に低いかもしれない。だけれども、この先、それがでかいビルにたくさんある、でかいマンションにたくさんついているということをは、単純にその電気製品一台の発生確率じゃなくて、全体の建物でいくとその発生確率は数十倍、数百倍に膨れ上がっていくのじゃないかと僕は思うんです。掛け算でいけば、同じものがついているわけですから。

そこで、私も米国に若干いまして、米国では、例えばリコールの基準はどうだというと、彼らが言っているのは、事故発生の可能性または起こり得る事故の被害の程度、もしくはその両方が重大と疑われる場合には義務づけをしているんだと。つまり、可能性や被害の甚大さにかんがみて、こうやっていきなりよと義務意識を持たせよう。これはリコールの部分ですけれども、アメリカの場合、そうだと。

私も、午前中いろいろ質疑があった中でもありましたが、発生率で、その甚大な被害の部分をやはりもうちょっと建物ごと、例えば一戸ではなくて、五百戸ぐらいついているところもありまして、そうすると、確率が五百倍になるわけですね。そういう意味では、そこをもうちょっとこれからの対象選定の中に入れていったらいいのじゃないかなという感じはしています。

最初言いましたけれども、私はこの法案、賛成であります。非常に画期的だと思えますし、諸外国ではこうやって行政がばしつとやるのはないです。日本みたいな島国だからきつとできると思いますが、今言ったような部分を入れていくことが今後の選定の中の、足腰の部分でいえば非常に腰を入れた、アクセルとブレーキを分けたらアクセルの部分につながっていくんじゃないかと思うのですが、ぜひこれは大臣の方から、今後の課題です、きょうじゃありません、今後の課題として

て前向きに踏み込んでいっていただけるのか、御回答いただきたいというふうに思います。

○甘利国務大臣 経年劣化する製品に対して消費者安全を図っていくということで、抜本的な対策はまさに世界に先駆けてこの法律が規定をするところであります。

そこで、Sランク、Aランクというのですか、特別に注意を喚起しなければならぬもの、それからAランクは一般的な注意喚起を要請するものというところで、Sランクには経年劣化の表示に加えて、通知と、それから消費者から要請があれば、もちろん有料でありますけれども、修理をする、点検をするという義務づけを課したわけであります。

この際に、どこでその足切りをするかといいますが、これはいろいろ議論があったところであります。ただ、安全という面だけでいえば、ありとあらゆるものに全部かければいいんじゃないかという議論に極端に言えませんが、そうすると、そのデータの保存から通知から何から、物すごいコストがかかって、それは結局消費者にはね返るわけでありまして、そこをどういうふうでSランク、Aランクを把握するかということになるのかと思えます。その基準として目安にしたのが、百万台当たり一台が重大事故を起こすというところで、それ以上を指定するというようにしたわけであります。

先生御指摘のとおり、一台当たり重大事故発生率と、それが散在しているような種類のものと、どうしても一カ所に集中するような種類の製造物であるか、その点は今回の基準の中で特に勘案をしたということではないと確かに思います。

ただ、おっしゃるような重大事故が、一台当たりの発生率は低いけれども、それがどうしても製品の特質上、ある一つのところに集中するというような性質のものであるということは、今後、将来の課題の、検討する中の一つには考えられようかというふうに思っております。

○下条委員 ありがとうございます。

私は、この法案は何回も言いますが、いいと思ふんですが、たくさん集まっていれば、単純に掛け算をする。汐留を含めてあれだけ高層ビルが建つていて、その中にもたくさんエアコンがある。また、マンションがあれば、世帯は物すごくたくさん入っていて、各部屋ごとにいろいろなものが備えつけられているわけですね。そうすると、物すごい倍率で確率が上がっていくわけであります。

それともう一つは、私も九死に一生を得たんですが、あのワールド・トレード・センター南棟に、あいう超高層の部分もこれからふえていったときに、事故や火事というのは、一瞬のもので済むのであればいいんですが、それがまた、上や下の階につながっていくことで莫大な被害になってくることをかんがえたときに、今、検討課題とおっしゃっていただいたので、ぜひ、集合住宅、集合ビルとか、人の多く集まる部分で多用する品については、備えつけだろが何だろうが、さらにブラッシュアップして、この九品目プラスの中に深く加えていっていただければというふうに思っています。何とぞよろしく願ひいたします。

次に、販売時における実効性の確保というところなんです。何を私は言いたいかというと、一般的に、消費者の方に販売する人たちがきちっと説明をしているかということなんです。物の製品に対して。

それは何かというと、例えば使い方が間違っていたとか何かあったらきちっと点検しないとかという説明を、販売業者がきちっと消費者にしているかというところをかんがえたときに、製造業者に対しては、現在、法制度で、保守点検体制の整備や商品への表示、点検の通知など義務を怠った場合は、改善命令など厳しい姿勢で臨んでいると聞いております。一方で、販売・設置業者に聞いているのは、説明についてはやりなさいというだけであって、何にも規定を設けていないんですね。ただ売ればいいじゃないか、どんどん売っ

ちゃえ、それについては適当に説明すればいいことは今まで起きなかった、扇風機の事故とかというのは起きなかった。そういう意味では、この部分の実効性の確保を、今後販売業者に責任を持たせる意味を含めて、何かやっていく必要があるんじゃないか。

同時に、それは、きちつとやることによって、これからこの法案を生かす、法案が実行されたときに、きちつと消費者との間のデータが販売業者に残るわけですね。きちつと説明して、それについてはちゃんとそこで説明責任があるんだから、それで一筆もらって、私は説明をきちつと受けましたよ、この扇風機、エアコン、備えつけの湯沸かし器だとか冷蔵庫、それをちよつとやっていけば、一番最初にこれがスタートしてから後の法制度の実効性の確保が高まっていくと僕は思っているんですよ。

ただ、いいですよ。これは確かにいい法案だ。だけれども、わつと流しただけだと、結局は、販売業者が会員登録してくれとかポイント制のカードをやってくれとか、それをやらない人等々についてはそのままざつといつちやいます。それは、罰則がないからです。販売業者や設置事業者は、今、一切罰則が法案上ない。

この部分を僕は、最初の段階で少し指導を入れていく必要が今後としてはあるんじゃないかなと。そうすれば、この法案が動き出したときに、これをやらないと怒られるんだということで一筆をとるようになれば、そこで必ずカスタマー、顧客は確保できていく、データとして。これはどうかと僕は思っているんですが、この辺、お考えをお聞きしたいというふうに思います。

○寺坂政府参考人 御指摘のように、この制度がしっかりと有効に機能していくに当たりまして、販売業者の役割というのも大切なものというふうに思っています。

販売事業者等がしっかりと説明を実施しているかどうか、購入される消費者の方に、こういう制度が始まっております、あるいは製品の安全のリス

スク、長くずつと使っているとリスクが高まってしまうとか、そういったようなことも含めましてしっかりと説明をするということが、制度の実効性を確保する上で非常に重要と考えてございまして、所要の取り組みを行ってまいりたいと考えてございまして。

具体的に申し上げますと、販売業者が消費者に適切に説明をしておれば、相当の割合で消費者から製造業者に所有者情報が提供されてくると考えております。そういったことでございまして、製造事業者等から定期的に所有者情報の提供の割合を聞いたりいたしまして、例えばほかの事業者に比べて提供の割合が低いとすれば、それはどこに課題があるんだろうかと、販売業者だけの問題ではないかもわかりませんが、そういった、どこに問題があるのかというようなこと、その販売業者の点も含めまして、必要な調査を実施してまいりたいと考えてございまして。

それから、国民生活センターを初めとしたしまして各地に消費者相談窓口、私どもも持つてございすけれども、消費者相談窓口があるわけでございますので、そういったところに制度を周知して、消費者の方に知っていただくということが大変重要な前提となりますけれども、そういったところに寄せられます消費者の方々からの苦情といったものも収集をしっかりといたしまして、問題のある販売業者がいらないかどうか、必要な調査をしてまいりたいと思っております。

その上で、法律上はそういう説明をしなければいけないという規定を設けてございまして、ただ、製造業者や輸入業者等と違ひますのは、この場合、販売業者等が適切な説明を実施していないというような状態にあるということがわかりました場合には、報告徴収、そういったもので実態を把握して、これは法律上も書き込んでございすけれども、必要に応じて、勧告あるいは事業者名の公表、そういったものができると、するといふふうに規定をしているところでございまして。

それから、行政の方からも、販売事業者等に対

しまして、説明を行う際に用います様式を提供して、この様式に消費者の方々から説明を受けた旨を確認する、そういったような欄を設けるといふようなことも考えてございまして、そういうものを販売事業者から消費者に手渡ししていただければ、説明義務をどういふふうにならざるを得るのかというものを事後的にもある程度確認ができるんじゃないかと考えてございまして、そのようなことも対応を進めてまいりたいと考えているところでございまして。

○下条委員

ありがとうございます。

せっかく法ができたなら、その法を生かすためには、やはりデータを逃げないようにするということだと思ひます。データというのは、顧客情報です。

そこで、今いい話が出たので、次に移りたいと思ひんですが、データというところ必ず情報、情報というのは個人情報というところになるんですが、ちよつと御質問したいと思ひるのは、個人情報保護法の第十六条の三の二にこういう規定があります。人の生命、身体または財産の保護のために必要である場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるというときに、目的外の個人情報の利用を容認できるというわけでありまして。こういうことですね。これは、皆さんが御得意のところだ。

経済産業省でもガイドラインというのをいいて、それは、個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドラインというのをつくつていますね。これは、皆さんがつくつていられるもの。それは何かというと、よく読んでいくと、リコールする場合だけなんです。リコールする場合には十六條の三の二に該当するの、販売店などに所有者の情報を提供してもらうことは可能なんだと。

私が言いたいのは、今おっしゃったいろいろな連携というときに、どうしてもこの部分のガイドラインをいじくつておかないと、保護法の十六條の三の二にぶつちやうなんです。結局、

やはり、この制度をつくったときにきちつと対応するためには、このガイドラインを見直すべきではないかという提案をいただいております。私ども、この制度の施行までの間にしっかりと議論して、必要があれば所要の見直しを講じたいという

売台数をちよつと調べました。そうすると、物すごい数です。これは。ガス瞬間湯沸かし器は約一千四百万台、ガスふろがまは約四百三十二万台、石油給湯器は約三百八十万台、石油ふろがまは三百八十九万台、石油温風暖房機は二百七十九万

売台数をちよつと調べました。そうすると、物すごい数です、これは。ガス瞬間湯沸かし器は約一千四百万台、ガスふろがまは約四百三十二万台、石油給湯器は約三百八十万台、石油ふろがまは三百八十九万台、石油温風暖房機は二百七十九万台

この法律、これから成立をしていただくわけでありますけれども、この法律前の既販品については、なかなか所有者の存在というのは、こういう法律を想定しておりませんから、しつかり把握されていないということでありますし、この法律のすることを予見して対応していないわけでありますから、表示や点検等の義務を課するということは事実上難しいわけであります。

力してもらって全部、全面的に宣伝を出すわけですね。これは危ないぞ、これはこうだぞと。そうする。これによって、メーカーや販売人、そして行政の責任を、言いくいんですけれども、消費者に渡してしまおうということであります。

ですから、そのぐらいやることによって、最近でも、アメリカでは、六千九百万人ということですから、三億弱の全体の人口からすれば四分の一

の人がこれを知ることができたということだと思ふんですね。

そういう意味では、今おっしゃったような形で、ぜひメーカーと消費者のコミュニケーションづくりを、やはりやっていくしかないんですね、これは。世界に先駆けてこういうことをやったことは大変いい法律だと僕は思うんですが、既販製品について、一番これは起る確率があります。またあした起きるかもしれません。きょう起きてくるかもしれない。そういうことを考えたときに、今の、もうこれで終わりにしますけれども、大臣の御決意でぜひ進めていただければというふうに思っております。

まだちょっとお聞きしたいのは山のようにあるんですが、時間が参りましたので、ここで、次の質問者に譲りたいと思います。

ありがとうございます。終わります。

○東委員長 これにて下条みつ君の質疑は終了いたしました。

次に、川内博史君。

○川内委員 委員長のお許し、御指名をいただきましたので、質問をさせていただきますと思います。

消費生活用製品安全法と電気用品安全法の改正案。私は、特に一年半前、去年の通常国会で、この電気用品安全法、いわゆるPSE問題ですね、中古電気用品を売っていらつしやる方々の販売ができなくなるという問題で経済産業省と随分激しいやりとりをさせていただいた関係で、きょう、この質疑に立つ時間をいただきました。

まず、PSE制度を見直す、今回、電気用品安全法の改正案を政府の方から御提案になられる。なぜ提案しなければならぬのかということについて、御説明をいただきたいと思ひます。

○甘利国務大臣 今回のことに関する懸念については先生が以前から随分指摘をされていたということをお聞きしました。まさにそういう点、御指摘の点が極めて適切であつたという部分があるんだと思ひます。

電安法ですが、旧法と新法、技術基準は同一でありますけれども、安全性が同等であるかどうかということの実態把握ができていなかったということであります。要するに、法の施行は迫つてくるといふことで、それで、安全サイドに立つて、いわば先回りして、PSEマークの表示をするよう求めたということだと思ひます。

その期間に早くやればよかったんじゃないかという指摘は、おしかりはもつともだと思ひます。周知期間があつたんだから、その機会にも、基準が同一で安全性も同等だということを把握されればよかったと。それを、一万五千点ほど旧法に基づくものについて調査をした結果、基準も同一なら安全性も同等という実態把握ができたわけでありす。遅きに失したという御指摘があれば、それは甘受しなければならぬと思ひます。

そこで、同等であるという確認が、確証が得られたものでありますから、こうした実態を踏まえて、中古品の販売時に旧法品のみに検査の全数実施を求めることについての合理性は見出せないという判断に至つたところでございます。

○川内委員 私は、去年の通常国会、この議論が大きな議論になつたときに、何らかの対策を打てばいいのではないですかということを盛んに申し上げていたわけですが、とにかく、法律上、電気用品安全法上の電気用品という言葉に中古も新品も区別がないということにおいて、中古もこの電気用品安全法の対象になる、したがつて、中古電気用品を売ろうとする方々は、絶縁耐力検査なる検査をした上で、これは製造事業者の届け出をして、絶縁耐力検査をしてPSEマークを張つてからでないと売っちゃいけませんよというふうなことになるてしまつたということで大変な混乱があつたわけでございます。

今回、販売しにくい中古電気用品の事業者に製造事業者の届け出をさせるとか、あるいは絶縁耐力検査という専門的な検査をさせるとか、そういうことがなくなつただけでも一歩前進かなというふうには思ふんですが、しかし、この一年半の

間、リサイクル事業をやられていた方々の中には、大変な苦しみをされた方もたくさんいらつしやるというところで、その方々の中の声を一つだけ、時間を七十五分いただきましたから、きょうは大変にもしつかりとお聞きをいただきたいと思ひます。

そちらにいらつしやる本庄審議官なんかは、説明会、ずっと全国を回られて、そういう方々の声をしつかり聞いていらつしやるというふうに思ひます。

読み上げます。

去年の一月末に突然、電気用品安全法によつて、PSEマークのない電気用品を販売してはならぬ、と言われました。たつた二ヶ月で、それまで延々と築き上げてきた商売を、この業界が何らかの社会的な問題を起したわけでもないのに、いきなり売つたら違法ですよ、と言われました。そのため私も多くものを失いました。二人の従業員を解雇し、店舗は二十坪から十坪になり、一年の売上は五千五百万から二千二百万に減少し、私の給料は九十万から十五万になりました。少しあつた財産も、事業再建のためにほとんど使つてしまいました。

やめた従業員のうち一人は、年金があり家族に収入があり大丈夫ですが、もう一人は身よりもなく、古いオーディオ一筋で二十数年間、私といつしよに仕事をしてきた人です。やめる時に、仕事が見つかりましたから心配しないでください、といつて別れたのですが、今ごろどうしているかとても気がかりです。

この秋、経済産業省では、電気用品安全法を改正し、中古品の売買に対する規制をはずすとともに、新たにSR制度の導入を計画していると伺いました。それに先立ち、各地で百回におよぶ意見交換会が催されています。私は、七月十七日の日本青年館における意見交換会に出席して、PSE問題の総括をして、経済産業行政

に対する信頼を回復しなければ、新しい制度は有効に働かない、という主張をしてまいりました。

その席で、経済産業省の本庄審議官が、PSE問題での過ちを認め謝罪され、この法律の制定時に中古品のことは想定していなかったことを言明されました。しかし、昨年の二月以降、経済産業省は中古品を扱う業者に對して、中古品への適用は法制定時に決まっていたことであり、講習会、セミナーの開催、パンフレットの配布等、広く周知を行つてきた、ということを決まつて言われました。平成十八年五月十七日の内閣委員会で、谷消費経済部長は、法制定当時、中古品を扱う全国的な業界団体はなかったから周知ができなかった、としてその時点で中古の業界に周知する意思があつたように発言されています。想定していなかった中古品への適用について、法制定時から周知の努力をしてきたというのは、明らかに矛盾しております。

また、国会答弁において、当時の迎審議員、谷消費経済部長が政府参考人として行つた答弁について、その責任は重大であると思ひます。迎審議員の「旧取締法の時から中古品は規制の対象であつた」とか「中古品がもう一度販売される段階で流通前にもどる」とか、谷消費経済部長の「電気用品安全法と旧取締り法との間には、検査方法に違いがあるため、安全性に差がある」といった発言は、電気用品安全法の運用の間違ひを正当化するための強弁であり、詭弁を弄したとしか申しようがありません。

このように切々と、本当に大変な財産的な被害を受けた方々が全国にたくさんいらつしやるわけですね。

私は、もちろん、経済産業省の皆さん方が全国を回られて、自分たちのある一定の過ちについて謝罪をされたということに関しては評価をいたします。恐らく、きょうは、傍聴の方は一人もいません

が、インターネットでたくさんのリサイクル事業者の方がこの中継を見ているようですというところが、先ほど私の事務所にたくさん入っておりますので、先ほど甘利大臣から、なぜ改正に至ったのかということについての御認識をお示しいただいたわけでございますが、もう一度改めて、全国の被害を受けた方々に対して、経済産業大臣として、経済産業省が至らない部分があった、申しわけなかったということをお詫言していただきたいと思います。

○甘利国務大臣 法律を改正する際に、我が省の法律施行に至るまでの対応に適切さを欠いた部分がありました。結果として随分と大した劇になってしまいました。中古事業者の方々には大変な御迷惑をおかけいたしました。謹んでお詫言を申し上げます。

○川内委員 経済産業大臣に敬意を表させていただきます。

それでは、経済産業省として、当時の五名の担当幹部の方々を、反省の上に立ち、厳重注意処分をしたというふう聞いております。その経緯についてお聞かせをいただきたいと思います。

○山本(香)大臣政務官 お答えさせていただきます。

PSE制度につきましては、先ほど大臣のお話にありましたとおり、法律公布時以降に、施行後五年間の経過措置終了までの間、中古品販売事業者の方々を含めた周知が十分でなくて、先ほどのような混乱が生じてしまいました。

こうした状況を踏まえまして、本制度の担当課の課長以上の職にありまして本制度の周知に責任を有していた者が、中古品販売事業者の方々も含めた周知を十分に行っていなかったという理由といたしまして、このたび厳重注意処分とさせていただきます。

○川内委員 今、山本政務官から、五名を厳重注意処分にしたという御報告でございますが、その理由として、周知を十分に行っていなかったからという御説明でございました。その前の大臣の御

答弁は、法律改正時に適切さを欠く部分があったので謝罪をするという答弁でしたから、処分については、私は、処分の理由として十分であるというのを申し上げたいが、もう処分がされてしまっているもので、これ以上、追加の処分というのはないでしょうが、私、くれぐれも、経済産業省として二度とこのようなことを繰り返さないように十分に注意をしていただきたいと思います。

それでは、法律の身について若干聞かせていただきたいと思います。

先ほど大臣からも教えていただきましたけれども、一万五千台、調査の結果、安全性も、旧法と新法、電気用品安全法では同等であったというふうな御報告がございました。この点に関しても、私は、電機メーカーの工場まで行って、随分昔からすべての製品を、絶縁耐力検査を全数検査しているのではないかと、この点を去年の通常国会でも御指摘を申し上げていたわけでございますが、この調査の結果を振り返って、何かしらの御反省がありやなしやというところを事務方の方から御答弁をいただきたいと思います。

○寺坂政府参考人 甘利経済産業大臣、それから山本大臣政務官から、いろいろお詫言の点も含めて、ましてお話し申し上げたところでございますけれども、私は、商務流通審議官といたしまして、本件を担当する事務方といたしまして、今回の経緯を含めまして、どういうふうにかえておられるのか、反省点も含めて御説明を申し上げたいと思

います。先ほどと重なりますけれども、旧法品と新法品にしまして、その技術基準が同一でございます。同一ではございますけれども、旧法において全数検査の実施が制度上義務づけとなっていたというところでございます。また、その制度の周知活動が不足していた、そのこと自体が一つの反省点でございますけれども、そういったこともございまして、経過措置期間が切れる間近になつて、中古販売業者の方々を初めといたします

関係者の方の不安、そういったものを認識した、そういった事情があるわけでございます。

したがって、昨年の段階では、経過措置期間終了の直前、そういう時間的な制約がございまして、本来、そこで気づいたとして実態調査をしつかりやつて、その上でどのように対応すべきかということを考えるべきだったという御指摘かと思ひますけれども、そういう時間的な制約もございまして、安全サイドに立ちまして、自主検査を求めたわけでございます。

それで、その時点以降、さまざまな御指摘があったわけでございまして、そういった御指摘も踏まえまして、改めて一万五千件余りにつきまじり分析をしますと、結果といたしまして、実態上、旧法品と新法品の安全性が同等であるということが確認されたということになったわけでございまして、こういったことは、結果的にしろ、中古品販売に当たりまして、旧法品のみに検査を義務づけていた、そういうことについての合理性が認められないということの意味しているわけでございまして、産業構造審議会の製品安全小委員会での議論も踏まえまして、今回、制度を見直すこととしたものでございます。

このようにことに限らず、制度の構築、運用につきましましては、きちんと幅広い方々の御意見を伺つて、それから、制度ができました場合には、実際に実行に移す前、それからもうその後も、制度の周知に努めることが非常に大切なこととでございます。そういったことについては、先般、甘利大臣からも、しっかりと幅広い方々の御意見を伺つて制度の構築、運用に努めるよう、強く御指示をいただいたところでございます。

今回のこういった経緯を忘れることなく、製品安全制度の実効、信頼性を高めるために、業務の遂行に尽くしてまいりたいと考えているところでございます。

○川内委員 それでは、幾つか確認をさせていただきます。今、PSEの表示をするために必要な中古販売事業者が届け出な

ければならない製造事業者の届け出というものはいらない、要らなくなるという理解でよろしいですか。

○寺坂政府参考人 今回の改正をさせていただきますましたならば、中古品の販売に当たりまして、旧法に基づきます表示品は、新法施行後出荷された製品の中古品と同様、改めて検査をすることなく販売できることとなります。したがって、こういった点に関しまして、製造業者としての届け出をすることは不要となると考えております。

○川内委員 先ほど御紹介した、昨年通常国会のときの政府参考人としての迎審議員や谷消費経済部長の御答弁、中古品がもう一度販売される段階で流通前に戻るとか、あるいは、電気用品安全法と旧取締法との間には検査方法に違いがあるため安全性に差があるとか、製造とは何ですか、製造という言葉は定義してくださいということに対して、電気用品を完成させる行為であるとか、こういうさまざまな珍妙な答弁が繰り返されたわけであります。

この電気用品安全法改正案、今回の改正案が成立したならば、そのような答弁は全く不要な答弁になるわけでございまして、正直に、寺坂審議官、去年の通常国会のこれらの答弁は、不適切とは役所としては言えないでしょうから、当時は電気用品安全法のもとでのつじつま合わせの答弁だったわけですが、珍妙な答弁であつたというところについては言いただけますか。珍妙な答弁であつた。

○寺坂政府参考人 繰り返しの恐縮でございますけれども、昨年の段階では、時間的な制約もございまして、中古品の販売に際しましては、PSEマークを表示するときには製造事業者であるということが法律上必要であつた、そういう事情がございまして、その届け出を行っていたかどうかを御説明したわけでございます。

その際、今先生から幾つか御紹介ございましたような答弁も含めまして、製造事業者には、製造

行為を行う可能性が少しでもある者も含み得るんだ、そういう法律の文言解釈、運用解釈、そういったことを考えまして、販売行為しか行っていない事業者の方に製造事業者の届け出をしていただくことになったわけでございますけれども、そういった法律の文言あるいは運用、その解釈におきまして、答弁、御説明したことが、一般的な理解を得るのとはかなり難しい、そういうものであったということは否定できないものであるというふうに認識をしております。

○川内委員 私は珍妙という言葉を使い、役所は一般的に理解を得がたい言葉であったというふうにおっしゃるということで、さすが、やはり経済産業省というか役所は言葉が上手だなと。私も、ボキャブラリーをふやして頑張りたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移させていただきます。これから、まずまずリサイクル市場というのは大きく拡大していくというふうに思われます。そもそも、昨年こういう騒動が起きたのは、電取法を電安法に改正するときにはまだそれほどリサイクル市場が大きく成長していなくて、したがって、審議会の中にもリサイクル市場を代表する方々がメンバーとして入っていませんでした。だから、審議会の中でも中古品のことはだれも言わないし、もちろん我々も責任があるんですが、国会の議論の中でも中古電気用品のことについての言及がなかった。そして、そのまま法律が通り、いよいよ経過措置期間が終わって本格施行されますよというときになってみんなで慌てたというところでございまして、そういう意味では、国会の側も大いに反省をしなければならぬわけでござい

ます。

そこで、お尋ねをさせていただきます。今後、リユース市場、政府としてはリユース市場というふうにおっしゃるんですが、リユース市場が拡大することを踏まえて、今後、中古品販売業者、中古電気用品販売事業者の意見をしっかりと聞きながら製品安全行政を進めていく、

すなわち、産業構造審議会の下にあるさまざまな小委員会や部会等を含めて、その団体の方々の代表の意見をしっかりと聞きながら行政を進めていくべきではないかというふうに思いますが、政府としてのお考えをお聞かせください。

○本庄政府参考人 お答え申し上げます。

今般の国会に提案させていただいております法改正の検討に当たりまして、御指摘のとおり、中古品販売業界の代表の方にも御参加いただいておりますし、また、全国で延べ百三回の中古品販売事業者の意見を絞った意見交換会もさせていただいております。

この法律が通り次第、施行の準備に着手いたします。その過程におきまして、再び産業構造審議会製品安全小委員会にて御議論いただこうと思っておりますが、そういった場にもまた中古品販売業者の方に参加していただきます。

また、その施行の準備で、全国の中古品販売事業者の方も含めて説明会、意見交換会を鋭意させていただきたいというふうに思っております。

○川内委員 そこで、お尋ねいたしますが、この改正された電気用品安全法に基づく中古品安全・安心プログラム、SR制度というふうに呼ばれておりますけれども、この目的、そして概要について教えていただきたいと思っております。

○甘利国務大臣 産構審に中古品を扱う事業者の方の意見が適切に反映されていないという先生初め関係者の御指摘をいただいて、産構審の製品安全小委員会に中古事業者の方、代表二名に入っていたわけでありまして、

ここでいろいろ議論を、検討を重ねていただいた中で、この製品安全小委員会から提言を受けたわけでありまして、それは、中古品の安全、安心を図っていくこのプログラム、消費者側から見るとより安全で安心に中古電気用品を購入できるようにすることを目的としているわけでありまして、ただ、これはあくまでも、行政が押しつけるやり方ではなくて、中古品の販売事業者の方々の安

全、安心に向けた自主的な取り組みを促していくというためのものでありまして、各販売事業者の取り組みを業界全体が認証するという仕組みになつていくわけでありまして、国は、これに對しまして、中古品の販売事業者が遵守すべきガイドラインの策定であるとか、普及広報面で支援をしていくということとしております。

具体的には、中古品販売事業者が、検査の実施等、安全、安心にかかわる取り組みを着実に進めていければ、業界団体等により認証を受けることができて、所定の標識、SR標識を、セルフティーリユースですか、店頭等に掲げることができるといふことでありまして、こうすることを通じて、消費者が中古品を購入する際の目安となることを期待しているわけでありまして、

あくまでも、中古品販売の事業者の間で、より信頼される事業者たるということの自主的な取り組みを進めていかれる、それを行政は支援をしたと思っております。

○川内委員 このSR制度においては、PSE問題の際に大変に話題になりました絶縁耐力試験等をそのガイドラインの中に盛り込むのではないかと、またそういうことで復活してくるのではないかとというような声も、心配も聞かれています。ありますが、このSR制度において、絶縁耐力試験などを実施する必要があると考えていらっしゃるのかどうかということについて教えていただきたいと思っております。

○本庄政府参考人 お答えいたします。

ことしの五月からの産業構造審議会における中古品の安全・安心確保プログラムについての議論の中におきまして、消費者の方々からそういう絶縁について心配というような意見もございまして、また、私も別途、審議会の議論と並行して行っておりまして消費者へのアンケートにおきまして、中古品の安全、安心を向上させる上で、絶縁性能、特に感電について不安を感じるといふ消費者の答えもかなりございましたので、安心・安全プログラムを議論する過程で、ガイドライン

の中の項目として、絶縁機能が低下していないということを確認項目に入れてはどうかという提案をさせていただいております。

若干技術的なことで恐縮でございますけれども、昨年お願いいたしました絶縁耐力試験というのは、千ボルトを一分間かける、しかも機械は三十万円もするという大変な負担を伴うものでございまして、感電のおそれがないかということをご試験するものとしては絶縁抵抗試験というものがございまして、比較的簡単に、五百ボルトで数秒間、機器も一万数千円というところで、基本的にはそういうことをやっていただければ消費者も安全、安心に中古家電製品をいただけるのではないかと、先ほど御説明させていただきましたように、全国百三回の中古品販売事業者様との意見交換会でも、中小零細の方からは、ちょっとできないんだよねというふうな御意見もいただいております。

したがって、この点については、今後、制度設計に当たって、事業者の皆さんあるいは消費者の皆様との意見交換を通じて決めていきたいというふうに思っております。

○川内委員 今、本庄審議官から、どういふようにして、どういふような方法で安全、安心を確保していくのかと。

もちろん、そもそも不良品を売つたら、その店はあるという間に評判が悪くなつてだめになつていくわけで、その辺は私はある程度市場に任せていいのではないかと。なぜならば、そもそも製造し出荷される前にさまざまな試験がある。さらには、電気用品のさまざまな部品についても、技術基準に適合したものが、安全なもの、安心なものが製造されているという当初の出発点がある。そしてまた、経年劣化に対する懸念というものの関係しては、それはリサイクル市場でビジネスをされる方々の目、そしてまた消費者の目というものの、その店の信頼というものが、製品の安全、安心というものを担保していく上ではまず大前提になるわけで、この試験をしない、あるいはした

方がいいですよというように強制的なものでもないのではないかなというふうに思ったりもするんです。

いずれにせよ、今の本庄審議官の御答弁では、SR制度の具体化を図る際には、消費者並びに中古電気用品販売事業者の意見をしっかりと聞きながら進めていきます、ガイドラインの策定に当たりますという御答弁でございました。

山本政務官に、今の本庄審議官のガイドライン策定に当たっての進め方、そのとおりだ、そのとおり進めますよというふうに確認をしていただきたいと思いますか。

○山本(香)大臣政務官 御指摘のとおり、また、先ほど答弁がございましたとおり、今回の中古品安全・安心確保プログラムというのは、中古品販売事業者の自主的なプログラムという位置づけでございますから、もとよりこの中古品販売事業者の方々の意見を踏まえながら進めていくということが前提でございますので、しっかりと十分意見交換をしながら進めてまいりたいと思います。

○川内委員 ありがとうございます。

それは、次の質問に移らせていただきたいと思います。

最近、食べ物についての大変な偽装が次々と発覚しております。私なんか、もう赤福餅、生まれてこの方何千個食ったかというぐらい食っているわけでございますが、それでもびんびんしているんですけれども、そういう食べ物、安心、安全。さらには、さまざまな電気用品も事故が起きたり、あるいは火災が起きたり、中にはシュレッダーに赤ちゃんが指を入れてしまったというような痛ましい事故も起きているわけでございます。

どのような製品でどのような事故が起こるのかということについて、その事案についての集約というものは、これまでのさまざまな知見に基づいて改善、改良をされてきているのであろうというふうに思います。

そこで、今回、消費生活用製品安全法の中で指定される九製品について、発生している事故は経

年劣化が主因であるというふうに、私がいただいた経済産業省のおつくりになられた一枚紙の中に出ております。これを、経年劣化が主因であるというふうにしていらっしゃる根拠について教えてください。

○本庄政府参考人 お答え申し上げます。

いわゆる製品によりまして事故も、御案内のとおりいろいろな原因がございます。設計上、製造上の問題があったもの、あるいは消費者の不注意あるいは誤使用によるもの、施工の不良によるもの、偶発的な事故によるもの、また経年劣化によるもの、多種多様なものがございます。

そういった事故の原因の分析につきましては、私どもの所管しております独立行政法人製品評価技術基盤機構、いわゆるNITEが事故情報を収集しておりますので、そこで専門家の御意見も聞きながら、この事故は何か原因なのかという分析をさせていただいていこうとでございます。

○川内委員 NITEで分析をしていらつしやるということでございますけれども、私が聞いたのは、今回指定される九製品について、さまざまな事故が発生しているから特定保守製品として今回指定をされるのであろうというふうに思いますが、さらに今回は、経年劣化が主因である、経年劣化が主な原因ですよ、だからこの九製品を指定していただきますよというふうにおつしやられているわけでございます。

具体的には、そのNITEに集積されたどのようなデータに基づいて経年劣化が主な原因であるというふうになされているのかということをお教えいただきたいと思っております。

○寺坂政府参考人 御指摘のとおり、今回の改正法案におきまして特定保守製品として指定を予定しているもの、経年劣化による重大製品事故の発生率が高いものを対象にしようと考えているところでございますけれども、どうやってその発生率を算出しておるかという御質問かと思っております。

どうしても、データ上の制約がございますので、推計の要素が入ることはやむを得ないというふう

に御理解いただきたいと思います。

まず、先ほど御答弁申し上げました製品評価技術基盤機構、ここに事故情報のデータベースがございます。そのデータベースの中で経年劣化が主因であるというものを、さまざまなこれまでのデータ蓄積、あるいは専門家の方に実際の事故が発生いたしました機器をごらんいただくとか、あるいはメーカーにいろいろ調査を依頼してやっていただくとか、そういったもので、データベースにある事故のうち、これは経年劣化が主因であるというふうにご覧いただろうというものが出てまいります。したがって、重大事故発生件数の中で経年劣化が主たる要因と考えていいというものの一定の割合が出てくるわけでございます。

一方で、重大事故発生そのものは、これは、NITEにももちろんございますけれども、それ以外にも、例えば、火事に関する情報というものは、消防庁が一番データとして整備をされているというふうにご覧いただけます。あるいは、それ以外の業界団体、一酸化炭素中毒とかそういったものは、消防庁というよりも業界団体の方がデータが蓄積されているのではないかとといったようなものがございまして。

したがって、そういう重大事故の事故件数というもののトータルをある程度把握いたしましたという中で経年劣化が原因となつていっているものというのとは大体このくらいの割合だと、一つの確率といえますか、分母、分子の関係で出るわけでございます。それで重大事故発生率のうちの経年劣化の事故発生率というのが出てまいります。

その上で、先ほど別の委員の方からお話ございましたけれども、残存台数というものがございまして、この残存台数も、正直申し上げまして、いろいろな推計を用いざるを得ない、そういう制約がございますけれども、残存台数がありまして、その残存台数を分母として、その上に、先ほど申し上げました経年劣化による重大製品事故の件数、これを分子ということで、その分母、分子の関係で、経年劣化による重大製品事故発生率、その確

率を算出している、そういう作業の過程でございます。

○川内委員 寺坂さん、私は、重大事故発生率の算出の仕方を聞いていたわけではなく、特定保守製品として今回指定されるであろう九製品は、経年劣化がその製品の事故の主な原因であるというふうにご覧に書いてあるから、それはどういったデータに基づくんですかというのを聞いていたわけ、そのデータの出し方を聞いていたわけではないわけですね。どういうデータに基づくんでしょうか。

では、お尋ねいたしますが、NITEに報告をされる事故原因の中で最も多いものは、本庄審議官、何でしょうか。また、製品別に、多いものは何でしょうか。教えてください。

○本庄政府参考人 お答え申し上げます。

NITEに報告されました事故のうち、調査が終了した件数が多い平成十七年度の二千六百七十七件について見てまいりますと、一番多いのは消費者の誤使用や不注意と考えられるものでございまして、九百八十五件、四七・七％と半数近くを占めております。

このほか、設計上または製造上問題があったものが二百八十六件、また、製品自体に問題があったものの使用の問題もあつたものという複合要因が二十八件でございます。経年劣化によるものが六十一件、工事等、施工上の問題があつたものが四十七件、偶発的な事故等の製品に起因しない事故が三十九件となっております。なお、原因不明のものが四百四十八件、調査中のものが百七十三件というのが原因の分析でございます。

製品別に見てまいりますと、全二千六百七十七件中、最も多いのが燃焼器具の八百五十五件でございます。次いで家庭用電気製品の七百五十九件、乗り物・乗り物用品の百八十七件というぐあいになっております。

○川内委員 平成十七年、NITEに報告があつた事故報告二千六百七十七のうち、経年劣化が原因であるというのは六十一件だということでございます。

ました。二千六十七分の六十一、それほど高い確率ではないわけですが、やはり一番注意しなければならぬのは、その製品をきちんと取扱説明書どおりに使わなければならないよという説明、誤使用が一番事故の原因としては多いということのごさいます。では、今回指定される九製品というのがこの経年劣化六十一件の中に何件含まれるかということは、データはあります。

○本庄政府参考人 お答え申し上げます。

その六十一件のうち、この九製品が幾つあるかについては、申しわけございませんが、手元にございませんで、後ほど御報告させていただきます。(発言する者あり)

○川内委員 いやいや、私もわからないんですよ。やはり、立法事実、何がどうだからこういう法律をつくりますよということについては、しっかりと御説明をできるようにしておいていただきたいなというふうに思います。

というのは、もちろん、役所は縦割りですから、自分の局や自分の課が持っている法律をよくしていくという意味において、経年劣化対策としてこういうことをやりますよということについて、私は、それは安心、安全を強化するものであるという意味において、評価しないわけではないですよ。きちんと評価はします。やらなければならぬことは、やらなければならぬ。

しかし、こういう議員の先生方にお渡しをされる、「本年二月の瞬間湯沸器に係る死亡事故等は、製品の経年劣化が主因であり、出荷後における事故の未然防止が重要な課題。」というふうに出てあるわけですが、では、本年二月の瞬間湯沸し器は経年劣化が原因であったかもしれないが、その他の今回指定される九製品について、経年劣化が本当に事故の主原因であるのかどうかということについては、しっかりとしたデータの裏づけというものが必要なのではないかなというふうに思うわけですが、

なぜかならば、先ほどの本庄審議官の御説明で

は、取りつけのふぐあい、工事のふぐあいというものも、何件でしたか。(本庄政府参考人「四十七件です」と呼ぶ)四十七件というふうに報告をされているわけですが、例えば浴室乾燥機、今回指定される九製品のうちの一つの浴室乾燥機などは、事故原因は、電気工事士でない者がいいかげんな工事を行った結果として、過熱をして発火するというようなことが起きているんだというふうに聞いております。

経年劣化対策も大事だけれども、しかし、経済産業省全体としては、こういう、本来、法律で電気工事士が行わなければならないとされている作業を、ハウスメーカーの普通の大工さんが適当にくるると針金を巻いただけで工事を済ませてしまふというようなことも、やはり製品の安心、安全という意味においては注意をしなければならぬというふうに考えるわけですが、例えば、この浴室乾燥機の、電気工事士以外の人たちが工事をしてしまっているというようなことについて、どういう対策をおとりにされるのかということについて教えていただきたいと思

います。

○甘利国務大臣

御指摘のとおり、事故には経年劣化による事故のほか、設計上の問題とか、使用上の問題とか、御指摘の工事にかかわる問題、それによって事故が生じているケースがございま

す。したがって、経年劣化対策以外に、使用上の注意を消費者に呼びかけるとか、あるいは適正な工事が行われているか工事等を担保すること等、事故の原因とか形態ごとに複合的な取り組みが大事だということに思っております。

ただいま御指摘がありました電気式の浴室換気乾燥暖房機の事故原因でありますけれども、これは電源電線接続部の電気工事が不適切に行われていたことが理由というふうな考えられるわけでありま

す。このために、経済産業省では、使用者の安全確保に万全の対応をとるために、電気工事業者を初めとする関係事業者等に対する点検要請を

行っているところであります。今後とも、同製品の使用者の安全を確保するために、電気工事業者等に対して必要な指導を行ってまいりたいと思

○川内委員

電気工事業者に対する必要な指導というものは、大臣、私もまさしくそのとおりであるというふうに思いますが、そもそも電気工事の業者さんたちは、今めっちゃめっちゃ迷惑をこう

むっているわけですよ。結局、自分たちがきちんと施工していたら起きなかったであろう事故が発生して、よくよく調べてみたら、ハウスメーカーの全く電気工事の素人が、電気工事士に関する法律があつて、電気工事士以外はしちゃいけませんという作業がきちんと定められているにもかかわらず、全く素人が作業した。そのおかげでこんな事故が起きて、しかも、その点検なり、あるいはもう一度つけ直すために、すごい安い値段ですつと家をボランティア的に回つてそういう作業をしていらつしやるというふうに聞きます。

したがって、これは非常に細かい論点なのかもしれないが、経済産業省だけで電気工事業界を指導するのみならず、しっかりと建築、国土交通省などにも、そもそも施工する人は関係法規をしっかりと守つて施工をすべきではないか、だからこういうことが発生しているんですよといううな国土交通省に対する申し入れなり協議なり、あるいはそういうような情報の共有なり、そしてまた国土交通省からハウスメーカーに、電気工事士以外に電気工事にかかわる部分についてはし

ちやいけないということは知っていますよねといううような文書を出していただくとか、そういううな決裁が私は必要なのではないかというふうに思いますが、大臣、御見解いかがでしょうか。

○甘利国務大臣

こうした設置工事にかかわる事業者、それに対する仕事を発注する当事者、ハウスメーカー等に対して、適切に法令に従つてそういう工事が行われるようにきちんと指導してまいります。

○川内委員

それでは、次の論点に移らせていただきます。

だいたいと思いますが、さらに今回の改正案では、経年劣化により一定数の重大事故が発生している製品(扇風機)について、事業者の情報提供義務を措置するというふうに、この説明の一枚紙に書いてございませうけれども、具体的にはどういったことを行うのかということについて教えていただきたいと思

○寺坂政府参考人

扇風機などのように、経年劣化により重大事故の発生のおそれは高くないんですけれども一定の件数発生している製品につきましては、消費者に対して適切な注意喚起を行うことで消費者の方の適切な行動を促して、事故の未然防止に役立つというふうな考えてございます。

具体的には、事業者に対して、一定年数たつているという、こういう製品でこういう機種についてはもう相当年数がたつていますといったようなことについてのホームページへの掲載とか、あるいは店頭におきますカタログへの記載、そういったことをいたしまして経年劣化によるリスクを周知していく。そういう情報提供活動、これは行政サイドももちろんでございませうけれども、事業者の方にもそういう活動を求めていると考えております。

それから、これから出荷される製品につきまして、今申し上げました扇風機等のそういう製品につきましては、製品本体に経年劣化による事故リスクの表示、例えば具体的な数字も入れて、何年以上たちますと経年劣化による重大事故の発生リスクが出てきますといったような、そういう趣旨の表示をしていただくということで消費者の方への注意喚起を促したいというふうに考えているところでござい

○川内委員

それでは、この情報提供を行う製品というのは、何を基準としてお決めになられるのか。また、特定保守製品の要件とどこが異なるのかというところについて教えていただきたいと思

○本庄政府参考人

お答え申し上げます。

お答え申し上げます。

情報提供を行っていただくべき対象製品につきましても、何度も例に出して恐縮でございますけれども、扇風機のように、経年劣化による重大事故の発生確率は高くはございませんが、他方で残存台数が多いということもございまして、経年劣化による重大事故件数が一定数以上のものを考えているところでございます。

他方で、特定保守製品につきましては、経年劣化に伴いますリスクと申しますか、重大事故の確率が高いため、特に重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品であって、保守を促進することが適当なものであることを要件といたしておるところでございます。

冒頭申し上げました情報提供を行うべき対象製品につきましては、今後、特定保守製品の政令による指定とともに、産業構造審議会製品安全小委員会御審議いただきながら、具体的な品目を決定してまいりたいと考えております。

○川内委員 情報提供を事業者に対して義務づけていくという製品は、今後審議会の中で議論をされていくというところでございますけれども、具体的に、扇風機等の情報提供について、どのような注意喚起を行っていくとしていらっしゃるのか、そしてまた、具体的にはどのような表示をいかなる場所に行うのかということについて教えていただきたいと思います。

○本庄政府参考人 情報提供対象品目についての情報提供といたしましては、まず、ホームページへの掲載でございますとか、店頭におけるカタログへの記載といった方法によりまして、消費者の皆様方に対して、経年劣化によるリスクを周知するための情報提供活動ということを検討しているところでございます。

また、これから出荷されます製品につきましても、そういう製品本体の目立つ場所に表示をしていただく。例えば、表示の内容といたしましては、この製品は継続して例えば二十年以上とか何年以上使用されますと経年劣化による事故リスクが高まりますといった表示を、製品本体の消費者

の目にとまりやすい場所になされるべきというふうに考えているところでございます。

いずれにせよ、こういった具体的な情報提供の内容、具体的な表示内容につきましては、関係業界とも今後よく相談の上、決定してまいりたいというふうに思っております。

○川内委員 今、多分、家電メーカーの方々が聞いたら、もちろんもう既に相談はされていると思うんですけれども、委員長も私も愛煙家でございますけれども、たばこの箱に、このたばこはリスクがありますよと書いてあるじゃないですか、それと同じように、製品の本体に、この商品は経年劣化のリスクがありますということをどこかに書かせましょうねということは今御答弁されたわけでございます。

アメリカなんかじゃ、例えば、自分の家で飼っている猫ちゃんを洗って乾かすのに、電子レンジの中に入れたらその猫ちゃんが死んじゃった。それで裁判が起きて、いや、その電子レンジの注意書きに猫を乾かすなと書いてない、だから、乾かしてもいいんだと思っちゃったと。裁判でその人は勝っているらしいんですけど、そういうようなこともあるんでしょう。

とにかく、何か世知辛い世の中になったのかなという気も一方ではするんですが、そういう製品本体に経年劣化のおそれがあるから注意してくださいねという表示を、目立つ場所に、どこかに、これからこの法律が成立して、正式に施行されたら、産業構造審議会そのやり方の細部が詰まっただけで、そういう商品が出回るとなるということなかなというふうに思っていますけれども、そもそも、製品本体にそういう表示をつけなさいよ、つけてくださいねということと今回の改正案の中ので読み込むのがちよつとよくわからないんですけど、そこをちよつと、法的なところを説明していただけますか。

○本庄政府参考人 お答え申し上げます。今回、情報提供の責務につきましては、消費者活用製品安全法の一部改正で、製造事業者、輸入

事業者が責務を担っていただくことを検討しております。

ただ、今先生御指摘のとおり、具体的な表示はどの根拠かということでございますが、電気用品安全法に基づきます経済産業省令の技術基準の中で具体的な表示をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○川内委員 消費生活用製品安全法の改正の中でこうしようねというふうに書くことを、電気用品安全法の省令である技術基準の中で実現しますというこのつながりが、きのう一晩考えてみたら、でも私にはよくわからないんですけど、もう一回ちよつと説明していただけますか。

○本庄政府参考人 お答え申し上げます。先ほどの答弁で、若干はしよつた点があった点をおわび申し上げます。

製品安全法、私ども、いわゆる製品安全四法というふうには呼んでおりますが、今回御審議いただいております消費生活用製品安全法がいわば一般法でございます。消費者が日常お使いになられる消費生活用製品の安全についての基本的なルールを定めさせていただいているところでございます。例えば、昨年の臨時国会で成立させていただきまして改正に基づきまして、重大製品事故報告制度というものをことしの五月から導入させていただきます。これは、すべての消費生活用製品が対象になっていくものでございます。

こういった消費生活用製品の中で、例えば電気用品、それからガス用品、液化石油ガス用品といった三種類の製品につきましては、個別法、特別の法律に基づきまして、製品出荷前の安全規制を規定してございます。いわばこの電気用品安全法は消費生活用安全法の特別法ということになるわけでございます。

したがって、消費生活用製品安全法で表示というのにつきまして一般的なルールを定めていただいて、その表示の仕方について、具体的なルールを定めるツールとして、特別法であります

電気用品安全法を使わせていただきたいというふうに考えている次第でございます。(発言する者あり)

○川内委員 北神委員はわからないと言っているんですが、私は何となくわかったような気がするんですが、次のテーマに移らせていただきます。

それでは、もう一つ。リチウムイオン蓄電池が今回電気用品安全法の対象になるわけでございますが、蓄電池というのは幾つか種類があるかと思いますが、蓄電池と申しますけれども、今回、このリチウム蓄電池のみを対象とするのはなぜなのかということについて教えていただきたいと思います。

○寺坂政府参考人 今回、電気用品安全法にその規制対象として追加いたします蓄電池には、御指摘のとおり、リチウム蓄電池のほかにも、ニカド電池とか、あるいはニッケル水素電池とか鉛蓄電池、そういったものがあるわけでございます。

そういったうちの、リチウム蓄電池を指定対象と考えておることなんですけれども、パソコンとかあるいは携帯用電話、そういったものの携帯用の電子機器に用いられておりまして、かつ、小さくて薄くて、一方で長もちした方がいいといった、そういう長もちが極限まで要求されるリチウム蓄電池、これは、高いエネルギー密度を求められるために発火等の危険性が高いというところがありまして、今現在事故が発生しているわけでございます。したがって、現時点におきましては、このリチウム蓄電池を具体的な指定対象としている、そういうことでございます。

○川内委員 それでは、最後にもう一点だけ聞かせていただきたいと思います。

随分古い通達なんですけれども、昭和四十九年の四月十六日に発出をされている家電製品に係る補修用性能部品の最低保有期間の改定等というふうに題打たれている通達でございますけれども、この中に、家電製品の補修用の部品については最低何年間保有していただきたいという、それぞれ、例えば電気冷蔵庫が九年、エアコンディショナーが九年、電気洗濯機が六年、扇風機が八年という

ような形で部品の保有期間を保有してくださいねということが書かれています。

私は、製品の安心、安全を最も担保するというか、日本のものづくりの根幹となるのは、丈夫で長もちというのが、実は日本の商品の国際競争力を高めていく上では最も大事なのではないかと思います。

しかし、この通達が出て以来ずっと、この通達は業界の中では、山本政務官、これは結構有名な通達なんですよ。どういうふうに業界の人たちが言っているかというと、最低保有期間が六年と書いてあると、最低保有期間が六年だから、行政側の思いとしては、最低六年なんですよ、十年でも二十年でもいいんですよという思いなんだけれども、業界の人たちからすれば、いや、六年もてばいいんだらうという理解に変わるわけですよ。

そうすると、製品がつくられて大体六年ぐらいたつと、ふぐあいがいろいろなところに出る、補修に出そうとしても、最低保有期間が六年だから、もう部品ありません、新しいものを買つてねということ、メーカーとしては、業界としては、新しいものに買いかえさせるといふことなんですよ。

しかし、そもそも、丈夫で長もちというのが流通をし、それがリユース市場に回り、日本のメーカーのつくるものというのとはすばらしいんだ、いいんだということになると世界じゅうに売れていくということになるかと思うんですね。私は、この通達を若干お考えになられた方が、これからますますものづくりを強化していこうとする政府の姿勢としては正しいのではないかと思います。ふうに思いますが、御見解をお示しいただけますか。

○山本(香)大臣政務官 御指摘のとおり、昭和四十九年の通達でございますが、製品の製造事業者に対して、その製品の補修用の部品を一定期間保有することについて要請を行っているものでございまして、消費者が、先ほど丈夫で長もちとおっしゃいましたけれども、安全に、かつ継続的に使

用していくためには、この補修用の部品が用意されていることは大事なことでございまして、こうした観点も踏まえまして、製品を安全に、かつ継続的に使用していくために、さらに製造事業者の皆様方の御理解を求めまいりたいと思っております。

以上でございます。

○川内委員 あと三十秒ぐらい、もう終わりましたけれども、大臣、今回の電気用品安全法の改正の反省というものは、私は、経済産業省にとつては非常にいい教訓になったというふうに思っています。しかし、その陰で、冒頭お手紙を御紹介申し上げたとおり、大変な思いをした方たちがたくさんいるんだということ、肝に銘じて、今後、製品安全行政に取り組んでいただきたいということをお願いして、終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○東委員 長 これにて川内博史君の質疑は終わりました。

次に、北神圭朗君。

○北神委員 民主党のしんがりを務めさせていただきます。まず北神圭朗でございます。

私は、消費生活用製品安全法の改正について御質問をしたいというふうに思います。この一本に絞りたいと思います。

まず最初は、私、この改正をやるという話を聞いたときにちょっと違和感を感じたのは、一つは、昨年の十一月に改正をしたばかりだと。これは当然パロマの瞬間湯沸かし器の事件をきっかけとしてその改正が行われたわけですが、しかし、それは別に瞬間湯沸かし器だけに限ったことではなくて、言ってみれば製品全体の安全の制度というものをつくる、そういうふうに認識をしておいたわけでございます。ことしの五月に施行されたんですね。半年もたたないうちに、またこの経年劣化の分野について改正がなされる。これ一つ、もう一つは、関連するんですが、先ほど言いましたように、去年の十一月の改正において、製品

全体について安全体制というものをつくる。製品安全対策として企業に基本的に報告義務を課して、そしてその情報が総合的に役所に入つて、場合によっては情報公開をしたりして、再発防止というものに力点を置かれていたというふうに考えております。しかし、今回は、経年劣化について、再発防止というよりは未然防止みたいなところに力点が置かれていると。

この辺について、私の理解では、製品安全対策というものは、昔は罰と事前規制というものが非常に強かった。これが、規制緩和という時代の流れの中で、だんだん、規制緩和という要請の中で事後規制の方に移ってきた。昨年の改正というのは、その事後規制の一つのあり方かなと。要するに、事故が発生したときにちゃんと監督をして、改善命令をして、情報公開をして、その企業に社会的な罰を含めて罰則をかけること。

しかし、今回はむしろ、企業にいろいろ表示義務を課したり、届け出を義務づけたり、さらに点検の通知義務を課したりして、かなり企業に対して事前に負担を強いるような、そういう形になって、別に私はそれを悪いとは思いません。ただ、ただ、やはりこの製品安全対策について、大臣初め経済産業省がどういう方針をとっているのか、今回でやわわかにくくなったんじゃないか。ここはやはり総論として整理をすべきじゃないか。そうじゃないと、今後、企業も大変だし、いつ方針が変わったりするのかわからない。消費者の方もなかなか意識が追いつかない。そこをちょっと御説明いただければと思います。

(委員長退席、谷本委員長代理着席)
○甘利国務大臣 大変に重要な鋭い御指摘だと思います。

消費者は無防備であつてもすべて行政が守るということではなくて、やはり消費者も賢い消費者になつていただかなければならないわけでありまして。この兼ね合いをどうするかというのは悩ましいところでありまして、経済的規制は原則自

由ということがあります。ただ、安全、安心にかかわることに関しては、全部自己責任でというぐあいにはなかなかない部分がありまして、そこで今回、経年劣化について、ともすれば、もう三十年、四十年、掃除も整備もしないで使つていて心配ないということでは、やはり消費者も、消費者自身の自己責任ということも少し気がついていただかなきゃならない。ただし、重大な、人命にかかわるような事故が頻発することについて手をこまねているわけにもいかなないということ、そこで、Sクラス、Aクラスと先ほど申し上げましたけれども、重大な注意を払わなきゃならない。つまり、それだけ重大事故件数が多いものについて、消費者自身の注意喚起をするような仕組みをつくった。それから、通常の注意喚起をするに關しては表示をするということにしたわけでありまして。

確かに安全行政も、消費者が全く無防備でいて心配ないという世界をつくるというのは、これは企業側に過剰な負担がかかるし、ひいてはそれが消費者にはね返ってくるコストになつてしましますから、そこら辺は、重大事故の発生とその啓蒙とのうまい間合いを今後探しながら、少なくとも悲惨な事故が起きないように可能なことはやっていこうというふうに考えております。

もちろん、コスト、消費者にかかわってくる負担等を勘案しながら、世の中が許容する範囲、許容しない範囲、そういうところを見出しながら対応をしていきたいというふうに思っております。

○北神委員 なかなか整理が難しいと私も思います。ただ、今、昨年からいろいろな事故に追われて、それにばたいたで対応してきているという感があるんですが、やはりその、全体のどういう考え方なのかということとをぜひとも整理をしていただきたいなと。

おっしゃるように、経済規制については緩和、そういう安全、社会的な規制については必要だと。ただなかなか、この社会的規制と経済的規制

というのは境界線が非常にあいまいな部分があつて、社会的規制を強化すれば当然経済的活動にも非常に影響が出てくるというところが難しいところですが、例えば、今回の経年劣化については、あるいは、おっしゃる通りに、重大事故については、多少事前規制というものを強化するとか、特別の、分野別に対応していくという、多分、結果としてはそういう考え方になつていくというふうな思いですが、ぜひそこを方針としてわかりやすく整理をしていただきたいというのが、まず指摘をしたいと思います。

あともう一つは、先ほど大臣も触れましたが、これは当然、企業の負担が今回非常にふえる。表示義務も課せられるし、通知義務というものの課せられる、場合によっては、技術者も提供して点検あるいは修理に当たらなければならぬ。これは大変なコストだと思ひますが、業界の話を聞いていても、彼らは、確かにコストの部分もあるけれども、これによつて自分たちの製品の信用みたいなものが高まるのであれば、これは逆に自分たちの商売にも利する部分があるという話だつたというふうに思ひます。

しかし、皆さんの立場では、難しいのは、この消費生活用製品安全法というものは、目的が消費者の安全だ、生命身体に危害が発生しないように防止をするためにこの法律というものがあつて、ですから、こういう法律をつくつて、あるいは改正していくのであれば、やはりこの目的を達成しなければならぬ。まずそれが最優先課題であつて、そしてその中で、企業コストをいかに軽減するかとか、そういうことを考えていくというのが多分発想の順番かなというふうに思つております。

その点について、こういう考え方でいいのかどうか確認をしたいと思ひますが、どうでしょうか。

○山本(書)大臣政務官 お答えさせていただきます。

したとおり、必ずしも企業だけに負担を求めるものではなくて、事業者と消費者と国、これが三者一体となつて、それぞれの役割を果たすことによりまして、経年劣化の重大事故を未然に防止するというものであります。

ただ、今御指摘のように、やはり企業に対してコストが生じるということでもございますけれども、それに対しては、やはり経年劣化による重大事故発生の高確率の製品にこの制度の対象を限定するというのもつて、消費者安全の利益を確保するため必要最小限度の企業のコストとなるようにしていこうと考えております。

○北神委員

わかりました。ですから、大臣も何度もおっしゃつておられる、今回の法案というのは世界でも割と先駆的なものであつて、そういう意味では、非常に私にも、大胆な試みである、そういうふうな評価をしたいと思ひます。

しかし、せつかくやるのであれば、効果があるようにしなければならぬ。いづれにせよ、企業に相当なコストを、企業だけじゃなくて、消費者にもある意味ではコストを強いるわけでございますから、中途半端なものに終わるのが一番よくないなというふうに思つております。

というのは、世界でやつていないというのも、恐らくそういう負担の部分があつてなかなか踏み込めなかつたというふうに思ひますので、やるのであれば、それで目的が達成されなかつたら一番悪い結論になるというふうに思ひますので、やるんだつたら、当初の法案の改正案の目的をやっている程度は実効性があつて確保しなければならぬ。

そういう意味で、各論に移りたいと思ひますが、まず一点目は部品の問題ですね。これは余り今回審議には出なかつたので、最初に取り上げたいと思ひます。質問の通告では後の方になつていましたが、ちよつと先の方に持つていきたいというふうに思ひます。

これは当然、業者の方が消費者に、所有者に通

知義務があつて、そろそろ点検の期間ですという通知をする。それに対して、消費者が、そういう意思があれば、点検をしてくださいという要請をして、そこで点検が行われ、場合によっては修理が行われる。その点検というのは、具体的に言えば、やはり部品です。基本的には部品が問題になる。今までのリンナイの事故でも何でもやはり、ほこりがパイプにたまり過ぎて爆発をしたとか、そういう問題だということに思ひます。

まず一点目は、先ほど川内さんが言つておりましたが、最近の製品、特に電化製品なんか、私も音楽が好きで、CDプレーヤーとかそういうものがあるんですけども、物すごい変化が激しい。修理に出しても、もう部品がないということをよく言われます。これはどんな製品でも、多分、今、経済的な理由もあると思うんですが、非常に変化が速い。

今回、通知義務を課していくわけですが、十年、二十年たつと、その辺は企業がそれぞれ決めると思ふんですが、そのときに、消費者が、所有者が、では点検をしてくださいというふうな言つたときに、点検をして、やはりここちよつと、この部品をかえないといけないですよ、でも問合せてみたら、もうその部品はない。そういったことになれば、全くこれは無駄な作業をみんな強いられることになりまして、この点についてどういう手当てをされているのか、伺いたいと思ひます。

〔谷本委員長代理退席、委員長着席〕

○本庄政府参考人

お答え申し上げます。まず、この特定保守製品につきまして、点検期間内におきましては、当然、点検の結果に応じた適切な整備が行われることが肝要でございます。したがって、点検の結果必要となると見込まれる整備に要する部品につきましては、適切な量で適切な方法で製造事業者等が保管するということをお願いしていこうというふうに思つております。

○北神委員 それは、義務づけることですか、法

律あるいは政省令で。

○本庄政府参考人 法律上、製造事業者等が特定保守製品につきまして、製品に添付する資料の中で、今申し上げました部品の保有期間というものを説明書の中に記載することになっております。その記載の方法につきましては、経済産業省の方で、判断基準という形で、先ほど御答弁申し上げましたような保有を求めていこうというふうに考えております。

○北神委員

ということは、部品の保有期間を表示する、それを義務づけるということですね。それは、一つの方策としていいと思うんですが、それでも、本日に点検期間内にそういう点検の要請が来たらいいんですが、場合によっては、例えば十年目が点検期間だ、そしてそれを超えて十二年後、十三年後ぐらいに要請をしたときに、もう部品がない。あるいは、これは余り想定されていないんですけども、車の車検だつたら二年ごとに毎回点検をする。これはどうも一回限りのような印象も受けるんですが、実際は、二十年、三十年、四十年持つていく方も、そういう事例も結構出てきているわけですから、本日は何度かやらないといけない。この点も一つの論点で、質問は余りしませんが、そういう場合にも、もはやその部品がないよということも十分あり得ると思うんです。こういう点についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○本庄政府参考人 お答え申し上げます。点検期間を過ぎてからの部品保有につきましては、基本的には製造事業者等の判断にゆだねることとなりますが、他方で、部品の保有状況につきましては、一般の皆様が閲覧できるように方法で消費者に提供することを働きかけていきたい。要は、消費者が製品の購入に当たりまして、将来この製品はいつごろまで事実上の点検を受けられるかどうか、消費者が商品の選択をする際の一つの選択肢としての情報という形で提供していただきたいというふうに思つておる次第でございます。

○北神委員 今話があつたように、最後は、この件についてはやはり事業者の判断にゆだねるということだと思ひます。

これは別に、部品を保存するというのは、在庫の費用とかかかる大変なことだと思ひます。昔の製造物責任法のときも、部品というのは一つの物すごい大きな問題になつて、逆に言えば、消費者保護の観点からいへば、これに引つ張られていくところがある。点検期間とか標準使用期間、そういうものも部品の保存の關係で引つ張られてしまつていくところもあるというふうに思ひます。

で、これはいろいろな考え方はあると思ひますが、この法案の一つのちよつと弱い部分は、その期間を過ぎた後どうするか。一回目はいいかもしれない、しかし二回目、三回目的ところはどうかというのをやはり今後ぜひとも検討していただきたいというふうに思ひます。

もう一つ、部品について。これまた違う観点ですが、先ほど車の車検の話をしました。車の車検というのは、多分今回の法案のスキームに現存の制度で一番近いものかと思ひて比較してみましたが、車検の部分で、部品について、点検の対象になる部品と対象にならない部品とあると思ひます。

今回の法案も、恐らくそういうものを分別するんだというふうに思ひます。すべての部品を見るというのはなかなかコストがかかる。しかし、車検の方は、例えば車の燃料ホースなんかは点検の対象になつていないんですね。その前提としては、恐らくこういうものは車の寿命と同じぐらいの寿命で、その前に何か欠陥が出ると故障をするとか、そういうことはあり得ないだろうという前提だと思ひます。したがつて、車検の段階では点検をしない。

しかし、実際は、燃料ホースのせいで火災事故になつたり、そういうことが起きているんですね。裁判所の判決とかを見ると、大体の判決は、裁判官が、これは自動車メーカーが車の寿命と同じぐらいの寿命があるという前提で車検の対象に

してない、したがつて、これで事故が起きたというところは、やはり製造業の方に非常に重大な責任がある、そういう判決になつていくと思ひますが、扇風機でも何でもいいんですが、この点についてはどういうふうにお考えでしょうか。どう手当てをされているか。

○本庄政府参考人 お答え申し上げます。

特定保守品目につきます点検につきましては、点検実施時点での製品の経年劣化状態を明らかにして、その情報を消費者に提供することによって消費者の適切な対応を促すということを目的にしております。適切な保守がなされ、経年劣化に起因する事故の未然防止が図れるようにするため、点検を実施すべき項目として、省令で経年劣化による事故の防止のための点検基準を定めることとしております。

したがいまして、省令で定める項目以外の箇所に関して、通常、経年劣化による事故が発生する可能性は低いというふうに考えておりますが、万が一事故が発生した場合、その事故の原因によってメーカーが責任を負うかどうかということとは、最終的には司法の御判断というふうに理解しているところでございます。

○北神委員 今、部品の問題で二点ほどちよつと申し上げたんですが、ぜひともこういう点も含めて検討していただきたいというふうに思ひます。

まだ時間がありますので、次は、今までも議論が出てきましたが、特定保守製品の対象について御質問をしたいというふうに思ひます。

今、九品目が挙げられているという話ですが、選ぶのはなかなか、これもまた企業のコストの問題と深くかかわつてくるというふうに思ひますが、私も指定基準自体についてちよつと疑問があります。

これは、簡単に言えば、今までの事故の発生率が高いもの、かつ重大事故につながつてくるもの、こういったもので、一ppm以上のものということだと思ひます。しかし、冒頭の総論の部分

でも議論したように、これは経年劣化という部分について、やはり重大事故、人の生命あるいは重傷に及ぶ、そういった事故につながる、こういったことで、ある意味では特別に事前規制を導入するものだというところを考えると、やはりその重大事故の部分についてはもう少し広目に考えないといけない。

これは、皆さんの今までの答弁を聞いてみると、今九品目あつて、今後、例えばppmがどんどん高まる商品とかが出てきたらそれをつけ加える、そういう発想なんです。私は、こういう安全の分野については発想が逆じゃないかなと。つまり、最初多目にとつて、それで必要なければ削除していくという方法の方がいいんじゃないか。

それで、具体的に、私の提出している資料の一枚目にあります。これは経済産業省の資料として、製品区分別に製品事故による被害状況というものがかかれております。左側に被害状況があつて、上に製品区分があつて、太線で囲んでるところが死亡、重傷、非常に重大事故の範囲に入るところですね。こういうところを見ると、家庭用電気製品とかあるいは燃焼器具、こういったものは非常に高いということですね。そして、これらの製品がすべて今回の九品目に入るかというと、そうでもないと思ひます。

そこで、二枚目の方を見ると、ppmの、重大事故発生率の試算結果というものが出ていて思ひます。網がかつていてる部分が今回その対象になる部分、一ppm以上の部分だと思ひます。右の方の網がかつていない方を見ると、F式ガス温風暖房機とかガスストーブとかガスファンヒーター、これは一未満になつていてるんですけれども、物すごい重大事故の事例が結構多いと思ひます。

例えば、わかりやすく言えば、F式ガス温風暖房機と、その上に、対象になつていないF式右油温風暖房機、そんなに違うのかと。これを分けて、一つはこの規制の対象にするけれども、もう

一つはしないというのとはちよつと恣意的過ぎるんじゃないかな、特に人の生命にかかわる、あるいは身体にかかわるということではない。

ですから、一未満というふうに片づけているんですけれども、下手すると〇・九九のものもあるのかもしれないし、そこは、最後は決めだと思ひます。最後は決めだと思ひますが、申し上げたいのは、発想として、広目にとつてから落としていく方が製品安全対策としては適当な考え方なんじゃないかなというふうに思ひますが、いかがでしょうか。

○寺坂政府参考人 御指摘のように、重大事故の発生確率の相対的に高いものを今回の対象製品ということで検討したわけでございますので、その確率という数字で見ました場合、どこで切るのかというのがどうしても出てまいるわけでござい

ます。その際に、御指摘のように、死亡とか重傷とか、そういったものが発生している場合はもう少しウエイトを高めるといふか、もう少し違った見方があつてもいいんじゃないかというようなことかと思ひます。今回はそういう意味で、一つの数字の区切り方として一ppm、百万分の一単位のもの以上というものを対象とすべく作業をしているわけでござい

ます。かつ、重大事故という場合には、死亡、重傷事故のみならず、火事に関してはこの対象に入つてござい

ます。火事の場合は、それによつてどういう人的、物的損害が出るのかというのは次の段階ではありますけれども、その可能性が非常にあり得るというものでござい

ますので、火事とかあるいは一酸化炭素中毒とか、そういったものを重大事故の部類に入れていくわけでござい

ます。そういう意味合いで今回の作業を進めているわけ

でございますけれども、午前のときから御答弁

申し上げておりますように、いろいろ社会状況、

そういったものの変化、あるいは事故の発生状

況、そういったものの中で、これは九品目を確定

的なもの、ずっとこれというものではもちろんないわけでごいまして、いろいろな場面が必要ない見直しは行っていきたいというふうに考えてございます。そういった場合に、今先生の方から御指摘いただいたような考え方、こういうものもどういうふう整理すればいいのかわかることは、今後の課題として検討してまいりたいというふうに思っております。

をお聞きしたいというふうに思いますので、よろしく願います。

○甘利国務大臣 通知を行うこと自身が注意喚起を促すわけでありますが、それ以外、業界団体の取り組みのPR、消費者に対する啓蒙の機会等々、いろいろな機会をとらえて、長く使っているばそれだけ事故の発生するリスクが高くなるという意識喚起を徹底していきたいというふうに思っております。

のリコール情報、それから事故件数につきましては、独立行政法人でございす製品評価技術基盤機構、NITEのデータをベースにいたしますと、まず、事故件数にしましては、一九九〇年度、百七十二件、それから二〇〇〇年度、六百三十七件……(吉井委員「書いてあるとおりですね」と呼ぶ)書いてあるとおりでございます。

いて示されていると私は思うんです。

この機会に、家電リサイクル法、これもこの委員会が審議したわけですが、ではそれによってどういうことになっているかというのが資料の二枚目の方ですが、消費者から大手家電量販店は廃家電リサイクル料金を徴収していますね。輸出業者などに引き取った家電製品を売却して二重にもうける。人から金を取っておいてまた売ってもうけるという厚かましい話ですが、こういう事件が多発しております。

あと、今のppmの算出式について、これは、こういった経年劣化の問題はよくバスタブ曲線とか言われて、当初、事故がばつと出る、それで鎮静化して、経年劣化によってまたふえる、そういう、例えば、今まで、製品が出回っていない場合は、ちょうど鎮静化しているところだけしか、そういういったところしか統計に入らないという問題もあるし、もう一つは、こういう重大事故の事例もすべて把握しているわけではないですね、恐らく、消防庁とかに聞いてみると、全部は当然把握できていない、やはり重立ったものしかない。

○北神委員 よろしく願います。

○東委員 長 これにて北神圭朗君の質疑は終了いたしました。

次に、吉井英勝君。

○吉井委員 NITEの方の資料の制約もありまして、おっしゃるとおりなんです。ただ、傾向としてはそういう傾向だということなんです。それで、九九年六月十一日の、当時は商工委員会でしたけれども、私、電安法など十一本の規制緩和の法案の審議をこの委員会で行ったときに、私は、規制緩和万端で、国民の安全を守る上で必要な検査から国が手を引くことは重大な問題だということを質問の冒頭に述べまして、そして、反対討論では、事故の未然防止により国民の安全を守るという国の責任放棄になるという反対理由を述べました。

これは、表に示すように名立たるところですね。上新、ヨドバシカメラ、ビックカメラ、コジマ、ヤマダ電機など、大手家電量販店が、言ってみれば、廃家電のお金というのを預かり金でしよう、それを払わないでさらに売ってもらうというの、いわば詐欺罪というのに等しいぐらいになるかと思うんです。ほかに売った場合は、少なくとも預かり金というの徴収した顧客に払い戻すのが当たり前だと思っておりますが、そういうことはちゃんとなされているんですか。

結局、このスキームでは、点検の通知は消費者にする、所有者にする、最後は消費者の判断だ。最後は自己責任の部分で、ちゃんと通知とかいろいろしてきたにもかかわらず、放置して何か事故があったら問題だということのようなスキームであって、これがいいのかわかるというのまたいろいろ議論はあると思うんですが、今のこのスキームでは、消費者の意識がやはり一番大事だ。そういう意味では、その意識をいかに喚起していくかということが大事だと思いますので、ぜひとも大臣に、どういことをされるのかという決意

お手元に資料を配らせていただいておりますが、私、最初にも、政府参考人に確認的に伺っておきたいんです。

電気用品取締法、旧法ですね、電気用品安全法の対象になった電気用品の事故発生件数及びリコールの件数、これを九〇年代からまとめたのがこの表です。家電製品の事故件数というのは、旧法のもとにあった九〇年度の百七十二件、それから、ちょうど電安法を審議した九九年、これはまだ旧法のもとですが、そのときの二百六十八件、大体その間ぐらいで上下しているんですね。電安法施行後の二〇〇一年度は六百八十三件と大体二・五倍になって、施行から五年たった二〇〇六年度は千二百九十五件と五倍になっているんですね。だから、リコールの件数の方で見ても、電気用品取締法のもとの九〇年代は年間数件から約二十件ぐらいだったんですが、電安法施行後の二〇〇〇年代が四十数件から百四十数件へと、大体二倍から七倍にリコールもふえています。

事前に安全チェックした九〇年代には、家電事故は百数十件から三百件だったのが、民間業者による事後チェック方式に変えた電安法施行後は、二・五倍から五倍に急増している。リコールの件数も、これも家電製品だけに絞ってというわけに、今おっしゃったように言えないんですが、傾向としては二倍から七倍も急増している。

先生御指摘のように、小売業者の引き渡し義務違反につきましては、これまで十件の勧告、そして二件の厳重注意をしたところでございますが、経済産業省といたしましては、今後このような義務違反が起こることのないように、立入検査などを通じて、小売業者による適正な引き取りと引き渡しが行われるように厳正に指導を行ってまいりたいと思っております。

また、今御質問にありましたリサイクル料を消費者から受け取っているわけでございますので、それにつきましては、返還するように指導をしているところでございます。

○吉井委員 それがちゃんと払い戻されているの

○岡田政府参考人 先生御指摘のように、家電リサイクル法におきましては、小売業者が廃家電を引き取った際には、リユースをする場合を除いては、メーカーに対して廃家電を引き渡す、そこでリサイクルが行われる、そういう義務を負っているところでございます。

○吉井委員 それがちゃんと払い戻されているの

かどうか、払い戻せるのかどうかという大問題が今あるということを、きょうはそれが本筋じゃありませんから、指摘だけして、それだけにとめておきます。

なぜこの問題を取り上げたかといいますと、大型家電量販店というのは、そういうリサイクル料金を取って、さらに物を売ったりして、一社で数億円ぐらいの利益を上げるとか、そういうことを一方でやりながら、実は大型家電量販店が、その経年劣化対策として、自分の売った製品の点検、修理を行うことのできる、地域的に、量販店がうんと遠いところじゃ、大体、買った人はそんなの持つてやっていられないですね。身近なところにきちんとか点検、修理を行えるサービスセンターをどれぐらい配置しているのか、このことも伺っておきたいと思っています。

○岡田政府参考人 先生今御指摘の、大手量販店が販売した家電製品のチェック体制のためにどのような体制をつくっているかということでございます。私どもが承知している限りでは、基本的には、大手量販店のそれぞれの店舗に窓口を設けて、そこに消費者が持つてきて部品を交換する。あるいは、場合によっては、量販店の中には、消費者のところまで出かけていって回収するところもあるかと思いますが、主な商慣行としては、お店にお客様に来てもらうという慣行が多いのではないかと承知しております。

○吉井委員 大型量販店ですから、身近にあるわけじゃないですね。うんと遠いところまで家電製品を運んでいかないことには点検も修理もしてもらえないということなんです。

こちらの実態は、規制緩和で大法を廃止して、大型家電量販店が随分急増しました。その結果として町の家電小売店を駆逐していったわけですが、今度の消安法で経年劣化を挙げているわけですが、これは私、非常に大事なことでと思っています。

この消安法の趣旨というのは、自分の売った製品の点検、修理を行えるサービスセンターも持た

ないで地域の家電販売店を次々つぶしてきた、こういう経営戦略のもとでは、せっかく消安法で、自分の売った物についてはきちんと点検も修理もし、やっていける、この体制がとれなかったならば、この法律は、法律は立派なんだけれども、どれだけ生き残るものになるかということがこれから問われてくると思うんです。

法律では、メーカーがユーザーに対して、点検期間内に点検を受けるように通知するわけですね。点検実施を求められれば点検を行わなければならないとしているわけですから、これは、経年劣化の早期発見と、できるだけ長く使用するという三Rの考え方やら、循環型社会形成という政策目標実現にとつて意味があると私は思っているんです。ただ、その点検、修理の地域のネットワーク、サービスセンターの役割を今までは、かつては地域の家電小売店などが引き受けてきたと思うんですが、それが今崩れてきているんですね。

そういうことで、本当にせつかく法律が生きているかどうかということで、私、まず、大臣にこの点についてのお考えというものを伺っておきたいと思うんです。

○甘利国務大臣 おっしゃいますとおり、かつては町の至るところにいわゆる電器屋さんがあつて、もちろんそこで買うこともできますし、あるいはぐあいが悪いということを持ち込む、あるいは親切な人は来ていただいたりするわけでありまして。そういうネットワークがしつかりしていますと、今回の法改正の趣旨も徹底すると思えますが、それが、大型量販店が進出するに従って町の電器屋さんがどんどん数がなくなつてしまつた。そうすると、そういうネットワークを活用した修理、点検が行えるのかという御心配であります。

大型店も、きちんと修理部門を持つてやっていただくとというのが基本であります。あるいは地域の家電店と連携をとつて、一緒にこの取り組みにネットワークとして参画をしてもらう。その際には、いろいろなマニュアル等、整備、点検がし

やすいような対応をしつかりとつていくことが重要だと思っております。

いずれにしても、大型店も町の従来からの電器屋さんを連携をとつて、この法律の趣旨に対応していたできるようにいろいろと要請をしていきたいと思っております。

○吉井委員 大臣も今おっしゃったように御存じのように、かつては日立の系列が、系列のいい悪いは別に、松下の協力店だとか協会の看板が上がった店で買っていましたから、だから、点検、修理から家の配線の安全のチェックに至るまで、随分そういう体制があつたわけなんです。

しかし、私、今大阪ですが、大阪の駅前にも東京から進出したかなりの巨大量販店が出てくると、もともと大阪の電器屋街が崩れてくるといことがありますし、もともと生まれは京都なものですから、京都の駅前にも同じように大型の量販店が出てくる。それによつて、町の小売店が今まで以上に厳しい状況に、廃業とか、追い込まれていく。

京都の町も高齢化しているわけですよ。高齢化社会において、家電製品というのは大事なもののなだけけれども、自分でちよつと車に載せて量販店まで修理にというわけにいかないんです。量販店は、小さいところをつぶさぬと向こうも商売にならないわけですね。しかし、小さいところは、今大臣がおっしゃった、私も同じ意見なんですけれども、その機能を果たしてもらえないように頼もうと思つたら、小売がどうして成り立つかというのは、ある程度経営基盤があつて、点検、修理もやっていけるわけですね。その経営基盤を根こそぎ壊してしまつておいて、どうしてネットワークがつくれるのか。ここは非常に深刻な問題で、実は私は、経年劣化対策というのは賛成なんです。だから、消安法の考え方は大事だと思つていられるんですけども、その地域のネットワークをどのよう組み立てていくのか。大臣も今少しおっしゃった面もあるんですが、

同時にそこは矛盾もありますので、今直ちにこゝで答えが出ないにしても、それはかなり突っ込んだ検討を経産省としてやっていかないと、法律はつくつたけれども生きてこないということになると思うんですが、もう一度大臣に伺つておきます。

○甘利国務大臣 身近なところに修理に出せる、あるいは場合によつては見に来てもらえるということがこの法の趣旨をしつかり実施していくために重要であります。地域の電器店等、身近なところに依頼できるようなところがあれば、そこが大型店が連携をとるといことはぜひやってもらいたいと思いますが、その際には、その電器店に対して点検マニュアルの提供だとか技術講習の実施とか、そういう対応もしつかりしていただかなきゃいけないと思います。

それらもろもろ含めて、この法律が法の目的をしつかり果たせるように、それを実施できるようにいろいろと検討していきたいと思つております。

○吉井委員 かつては、協力店の場合にはメーカーが今おっしゃつたようないろいろな講習会を持つたり、やっていただんですね。今度、家電量販店の方は、要するに経営基盤を根こそぎ崩れてしまつていられるんですね。そうすると、地域の家電小売としてそもそも成り立つのかどうか。経営が成り立たないと点検、修理もできる体制ができなものですから、この点については大臣に、本当に経産省として、この法律を生かしていくためにどのような地域のネットワークが組み立てられるような仕組みをつくっていくのか、これはかなり真剣に、深刻な問題として取り組んでいただきたいと重ねて申し上げておきます。

この問題の最後に、三枚目の資料をごらんいただきましたけれども、これは製品別の事故件数。家庭用電気製品とか燃焼器具とか、これもNITEの方のものを整理したものです。それから、事故までの製品使用期間がどれぐらいか。半年未満で壊れているものももちろんありますし、

五年以上十年未満とか、それぞれ表にあるとおりです。長い間使えるものもあるんですが、省資源、低エネルギー、資源循環型社会に進むまで、この点では長い間使えるようにすることによって、そういう循環型社会に進む上で大きな貢献をするところになると思うんです。

そうすると、今度設計標準使用期間を設けるというわけですが、この表をにらみながら、メーカーからしますと、短期間に設定して、これはもう使用期間を過ぎましたよということにして、一応、点検通知はするけれども、これなら早いところ買い換えようとなつてもらつた方が需要促進、利益につながるわけですね。消費者の方は、よい製品を適正価格で購入して長く使うことで循環型社会に近づくように取り組みたいということになるわけですが、では、そのときに設計標準使用期間というのをだれがどう定めていくのかということによってどっちに振れるかということになつてくるわけですね。これはどのように進めることにしているんですか。

○寺坂政府参考人 製造・輸入事業者の中には、既に設計標準使用期間を算定するための独自のノウハウを有している者もいらつしやるというふうな承知をしております。設計標準使用期間の設定に当たりましては、省令で算定の基礎となる基準を定めまして、その基準に従つて各事業者が設定することになります。

省令におきましては、現在のところでは、実態を踏まえた標準的な使用条件を前提として算出された数値、これを基礎として、例えば加速試験の実施など、そういった科学的な知見に基づいて算定しなければならぬ、そういった旨を定めていく考えでございます。

その場合に、標準的な使用条件というものはどういうものなのかというのがまた次のポイントになるわけでございます。今後、事業者によって標準的な使用条件の仮定、その前提に差が生じないよう、学識経験者の方の御意見なども踏まえながら、例えばその業界の自主基準あるいはJ-

S、そういったものの活用によりまして、標準的な使用条件の明確化などを図つていくこととしております。

それから、設計標準使用期間の適切性に関しましては、その算定の根拠を添付書類に記載することとしておりまして、不適切な設定や表示が行われないように手当てをしておるところでございます。

○吉井委員 いずれにしても、この設定というのは、点検保守によつて長く使う循環型、環境型社会へ進むか、あるいはメーカーの側からすれば買い換え需要促進にうまく結びつけていくか、ここが問われてくるところで、科学的というお話がありましたけれども、何かリトマス試験紙を入れてPH七でどっちへ振れるかみたいに簡単にいく話じゃないんですよ。やはり長く使う、日本社会の将来を見通して、その方向でこれは設定をしていくべきだということを重ねて申し上げまして、これ以上は今の段階で何もないようですから、次の問題に移ります。

次に、PSE騒動で多くの国民から批判が上がりました。迷走とまで呼ばれた二転三転の対応ぶり、とりわけ中古品販売業者に大きな被害を及ぼしたわけですが、ことし七月十七日に都内で開かれた中古品の安全・安心確保に向けた取組に関する意見交換会、ここで本庄審議官は、私ども、やはり役所を挙げて今まで行つたことについて反省すべき点はきちんと反省していきたい、御迷惑をおかけした皆様には何らかの形で、御迷惑をおかけした方に対して償いができるのであれば喜んで償いの方法について検討させていただきたいと思つておりますので、どうか御理解をいただきたいと発言をしておられますが、この考え方は変わりありません。

○本庄政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま先生から御指摘がございましたのは、ことし七月から八月にかけまして全国で総計百三回から成ります中古品販売事業者の皆様との意見交換会、この七月十七日に東京で開催されまし

た意見交換会で私が申し上げた発言、私の記憶の限りでは、一字一句同じところまでは覚えておりませんが、おおよそそういうことを個人的な考え方として申し上げた記憶がございます。

○吉井委員 あわせて伺つておきますが、一九九九年の立法時の判断ミスと昨年初めにおける判断ミスと、二重の判断ミスという形で皆様におわび申し上げなければなりません、こういうふうに言つておられたんですが、重ねて確認しておきますが、立法時と本格施行時にミス、二重のミスをしてしまつたという発言がありましたけれども、これはこのとおりでいいですね。

○本庄政府参考人 お答え申し上げます。

平成十一年度の法律をつくりました段階での判断ミスという言い方を申し上げたというふうに記憶しておりますが、これは細いことになりましたけれども、法律をつくる上で、旧法から新法に切りかわるまでの経過措置の期間を定めるに際して、新品と中古品との区別について十分な配慮がなされなかつたという意味で申し上げた次第でございます。

○吉井委員 今確認させていただきましたように、七月十七日に要するに二つのことがあつたと思ふんです、幾つもあつたにしても。

一つは、やはり中古品販売業を廃業した方も出ていますし、失業者も出ています。それから、検査機器を買つた業者の方もいられるんですね。いろいろな業者の方の打撃というのはあつて、深刻でした。

本庄さんは償いの方法を考えるということを一つ言つておられるんですが、これは一つ目の方で、まず、大臣もこの点についてはどういう形で償いをやつていくか、その方法については検討させていただくということですが、あれだけたくさん被害者を生み出してしまつていらっしゃるんですから、やはりこれは、償いの方法を考えるという本庄審議官のお話もあり、私は、大臣としてもそのことは指示をして、どういうふうに取り組むかと

いうことについてきちんとした検討をしていかなければならないと思ふんですが、この点は大臣に伺います。

○甘利国務大臣 過去のどたばたした対応で中古品販売事業者の方々に御迷惑をおかけした。この反省を踏まえて、今後のこの種の安全行政に関しまして、あるいはその体制をとっていくのに際して、中古品販売事業者の方々の意見をしっかりと織り込んでいくということが大事だと思つております。つまり、御迷惑をかけたことを反省して、その反省を織り込んだ行政を推進していくということが一番のおおびだというふうに思つております。

産構審の小委員会の中に二名代表者に入つていただきました。今後とも、その場での意見をしっかりと大事にして、それから、中古品を取り扱う事業団体の皆さん方の意見にしっかりと耳を傾けて、法律をつくる行政を行つていく等々の場面にしっかりと反映をさせていきたいというふうに思つております。

○吉井委員 しつかりこれからの問題として反映していただくというのは、これは、していくのは当然だと思ふんです。幹部五人に厳重注意をした、おしかりを与える、これは当然かと思ふんですけれども、問題は、廃業に追い込まれた人とか失業者とか、それぞれの人の人生や暮らしにかかわつてきたものについて、被害を受けた方一人一人についてやはりきちんと見た上でないとおれでなければ、一人一人の具体的な被害についてどのような償いというものを考えるのか、償いの方法というのはどう考えたらいのかというものは、今直ちに大臣もここでこんな方法がありますと簡単に言えることじゃないかもしませんが、やはり何らかの形で、この立法と施行と、その中であつて、法の運用の中で現実被害を受けた方について誠実にきちんとその償いの方法について検討していくということは、私は大事だと思ふんです。

ただ、検討するといつても、大臣が指示しない

と、現場が勝手に考えようがないと思うので、だから、その点だけは大任の方で、償いの方法について検討しない、このことはやはりきちんと指示をして、現実に被害を受けた方に対する誠実な対応というものをやるべきじゃないかと思うんです。大臣に伺います。

○甘利国務大臣 私から償いという話はしてはおりませんが、私自身がこの経済産業政策にかかわる責任者として現状で思っていることは、行政対応の適切さを欠いた部分、そのことについて迷惑をかけた、それをしっかりとある種の糧として次の行政にしっかりと生かしていくことが大事だということに思っております。

そこで、今後、中古品を取り扱う事業者の方々の意見をしっかりと受けとめて、その思いがきちんと織り込まれるような行政対応をしていくということをしつかりと現状では行っていないというふうに思っております。

○吉井委員 私は、次の行政に生かすというのはそのとおりだと思っております。しかし、現実に行行政対応によって迷惑をかけた人たちが生まれているときに、本当に人生が変わった人がいるわけですね。その人たちにどのように誠実な対応をきちんとやっていくかということについては、大臣も今直ちにここでこないしますというふうな簡単に言えないと思うんです。

だから、どういう形で償いなどを考えていくかということについては、やはり大臣がきちんと検討するように指示をされて、検討の結果どうなるかというのは、これはわからないんです、わからないかもしれないんです。しかし、少なくとも、誠実な対応をするように考えない、その指示だけはされた方がいいと私は思うんですが、どうですか。

○甘利国務大臣 実態の把握がまだ正確にできておりません。どういう被害をこうむられたのか、そして、我々として、中小企業政策、零細個人事業政策の中でどういう対応がなされるのか。いずれにしても、実態を把握することが先決だとい

うふうに思っております。

○吉井委員 とりあえずここでは、実態を把握するというお話ですから、行政対応で迷惑をかけたという内容については、実態をまず把握していただきたい。改めて、その上でどのように誠実に対応していくかということについては伺いたいと思います。

二つ目の問題として、都内での意見交換会でお話しになったのが、これは法律そのものについての方なんです。電氣用品取締法に基づく電氣用品の認証の技術基準と電安法による電氣用品の認証の技術基準というのとは実は同じ技術基準であったわけですから。そうすると、旧法で電氣用品の流通前に国が技術基準に適合していますというのを、いや、あれはあかんのや、電安法でもう一遍やり直してPSEマークを張らなあかんのやと言いついてしまつと、じゃ、前も技術基準は一緒なのに、以前と同じ技術基準で合格させた国の審査が間違っていたのかという問題が出てくるんです。

ですから、そういう点では、やはり国が、その技術基準でちゃんと適合していますということを確認して、その上で、合格したものにティーマークをつけて流通市場に出していただくわけですから、それが、電安法で事前規制じゃなく事後チェックにすること、公的検査機関のほかに民間機関を参入させて、ところが、やってみたら、私、冒頭に表の二で御紹介いたしましたように、電安法施行後、少なくともまだ同じぐらいの事故件数とカリコールであれば、まだそんなもんかいなという感じがします。しかし、PSEマークを取りつけた、取りつける法律をつくつたら、逆に事故件数がふえていた。それなのに、このPSEマークを張らないかぬ、張らないかぬと言つて、張らないようなものだったら販売を認めないというふうなやつたのは、やはりこれはとんでもない誤りです。

本庄審議官は、立法時とそれから本格施行のときにミスがあった、二重のミスだったということ

のお話ですが、電氣用品取締法及び電安法の国会審議のときに、そもそも中古品も法規制の対象にするという議論が行われていたのかどうか、これを伺います。

○本庄政府参考人 お答え申し上げます。

平成十一年の法改正、国会審議の際に、中古品の取り扱いについて国会の場で御議論されたとは承知しております。

○吉井委員 実は、これは、一番最初の旧法の場合、一九六一年の立法時には、国の技術基準に適合して、審査を通過してティーマークをつけた中古品は、これは法律の対象外だ。もともと、中古品で合格して出回っているものは、中古品であつても旧法の時代もよかつたわけなんです。だから、本来、その扱いをきちんとしておれば、もともと問題が起こつていないはずなんです。

これは、一九六一年十月二十七日の衆院商工委員会での田中委員の、二十七条、販売制限についての質問に対して、政府答弁の中で、店で売る限りは、検査マークがついていないと売れない、しかし、一番最初にそのティーマークがついている限りは、つまり、修理品にしても再生品にしても中古品にしても、これは本法で売つてよろしいと。これは、明確な国会答弁があつたんですね。

旧法でも、この法律が変わるにしても、国の技術基準をクリアして、国の検査を受けてマークのついていないものは、新たにPSEマークを張らなくともよろしいんですというこの基本的な考え方というのには、既に一九六一年に、四十年余り前の旧法のやりとりの中で、これはいわば、法案についての逐条解説ということをやるときには、政府答弁というのには、国会での答弁ですから、生きてきますからね。それをきちんとしておれば、もともと、この立法時も施行時も二重のミスなんというふうなことは出てこないのに、そこを行政側の側が、問題は、立法府が決めた法律を執行するの側が、問題が、それが、立法府が決めたものではないものを後から勝手に追加して執行するということをやつたのが、そもそもの混乱を生み出した元凶であつたというふうには私は思うわけですよ。

これは、六一年答弁でもそうだし、それから九九年の、私、そのときに審議に参加したわけですが、けれども、そのときにもそもそも問題になつていなかったし、そのときもそうだったんですけれども、もともと、技術基準に合格して、そしてマークをつけたものについては、法律が変わつたからといって、前のものは危ないんだというふうな、そんなあほなことはもととないんです。同じ技術基準なんですから。そこを、どういうことか、変な解釈を勝手に役所の側が加えたというところが、私は、その役所の解釈によって混乱を生じましたということをはつきり言わなきゃいけないと思うんです。

それで、今度、改正法を出すわけですが、この改正法を出したということ、この間の間違つた解釈については撤回するということですね。そういうふうな理解していいんです。

○本庄政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘の一九六一年の国会審議、政府委員の答弁でございすけれども、これは電氣用品取締法ができましたときに、それ以前のマークについては電氣用品取締法のマークとみなすという経過措置がございましたので、これは法的な手当てがなされておりましたので、中古品も新品同様検査なしという取り扱いをさせていただいた次第でございます。

今回の、電氣用品取締法から電氣用品安全法に移行しました際には、残念ながら、電氣用品取締法制定と同じような経過措置を設けておりませんで、五年間、七年間、十年間、品目によって違ひますけれども、新法下でも旧法品を中古品として売つていいという規定でございす。

したがって、この新法、電氣用品安全法では、いわゆる新法に基づきますマークがないと、新品、中古品を問わず販売できないということになつておりますので、今回提案させていただいております法律改正措置を講じていただきます

と、旧法品について円滑な販売ができないというふうになると解釈しているところでございます。

○吉井委員 ですから、それは、役所はそういう解釈をされたわけですね、しかし、新しい法律をつくったときに、では、それをさかのぼって遡及適用するのとか、それは、そういうことはしないでしよう。法律を施行して以降生きてくるわけですね。それを、技術基準に合っているものからこの混乱が生じているので、本当に何の問題もないわけですよ。

国がこの商品は大丈夫ですと認定して、マークをつけたわけでしょう。法律が変わったら急に危なくなるなんていうあほなことはないわけですよ。それを、そういう変な解釈をしようとしたから問題が出てきたので、新法のもとでやっても、マークをつけたって、安全上問題あるものは出てくるわけですよ。その場合には、リコールとか製品回収をきちんとするわけでしょう。旧法であれ新法であれ、国がたとえ合格だと言ったところで、問題が出るものはもちろんあり得るわけなんです。そのときは、製品回収とかリコールという手段でもつきちんと手当てをするわけですから何の問題もないのに、変な解釈をこり押ししようとしたのが、これは、先ほどあなたがおっしゃった二重のミスですね。

だから、この法律できちつとしようとするんだったら、私は、まず、この最初の解釈がやはり間違っていたんだ、そのことをきちんとさせておくことが必要だと思ふんです。もう一度伺います。

○本庄政府参考人 お答え申し上げます。繰り返しますが、新法、電気用品安全法二十七条では、新法に基づきまして定められたマークをつけたものでないと販売できない、これは新法品でも旧法品でも同様でございます。

ただ、経過措置として、法律施行後一定期間、五年、七年、十年と品目によって違いますが、その間は、旧法のもとでつくった品目については販売できるという経過措置を設けていただいております。

昨年の三月で五年物の経過措置が切れました。つきましては、PSEマークが張られていないものは販売規制がかかりまして販売できないということになることでございます。

○吉井委員 大体、新しい法律をつくって、その法律を遡及適用しよう、この発想から混乱を招いてしまっているんですよ。古いものが危なければあなたのおっしゃることもわかるんだけど、何の問題もない、政府自身が、大丈夫だ、安全だということをや技術基準で認めてマークを張りながら、この法律をつくったから、その法律以降に生産するものについてはわかりますよ、既にマークがついて市場に回っているものまで無理やり適用しようとしたからこういう混乱を招いたので、ですから、遡及適用しようとした、こんなやり方が次々と出てくると、新法をつくった人々と全部遡及適用されてしまふ、法律自体の体系をおかしくしてしまふんですよ。その解釈の誤りを犯したということをややはり正しておかないと、私は、このまま誤りを認めないということでは、本当の意味での責任を果たすということにはならないと思ふます。

私は、大臣、現場がああいうふうに言っているとき、大臣として、解釈の誤りを正しますとかなかなか言いにくいかもしれないけれども、しかし、その誤りを認めてこそ多くの被害者の方に対する責任をきちんと果たすということになっていくと思ふますから、最後にこの点について大臣にお考えを伺って、時間が参りましたので、質問を終わりにしたいと思います。

○甘利国務大臣 新法と旧法の技術基準は同一である、よって安全性にも差異がないということを確認する作業をきちんとやって間に合わせておけばよかったんだと思ふます。それが確認できないものでありますから、やはり安全行政については、不安があれば安全を優先するという立場であ

あいう対応をとったんだというふうに思っております。

一万五千品をテストした結果、技術基準が同一であり、安全性にも差異がないということが確認されたということであらうと思ふます。

○吉井委員 技術基準が同じで、前のものが危なかったんだなんというようなことを言ったら、政府自身が、前の政府の認証は間違っていましたというのを認めることになるんですよ。そういう矛盾に落ち込むことになるんですよ。

ですから、そのことをきちつと踏まえていただいて、法解釈の誤りがあつたということをしきりと正していけるよう求めて、時間が参りましたので、質問を終わります。

○東委員長 これにより両案に対する質疑は終局いたしました。

○東委員長 これより両案に対する討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、内閣提出、消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本안에賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○東委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○東委員長 たいだいま議決いたしました法律案に対し、谷本龍哉君外三名から、自由民主党・無所属会、民主党・無所属クラブ、公明党及び日本共産党の四派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。下条みつ君。

○下条委員 たいだいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

消費生活用製品安全法の一部を改正する

法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講じるべきである。

一 特定保守製品の指定については、経年劣化事故の発生の実態を踏まえ、機動的な対応を図るとともに、本法施行前の既製品や特定保守製品以外の消費生活用製品についても、必要に応じた点検の実施や情報提供等、事故の未然防止のための事業者等の適確な取り組みの推進に努めること。

二 本法に基づく経年劣化対策の実効性を確保するため、製造事業者等(製造・輸入業者)、取引事業者(販売事業者、工務店、ハウスメーカー等)、関連事業者(仲介業者、設置業者、修理業者等)及び消費者に対し、制度の周知徹底を図るために万全の措置を講じ、各関係者の責務の適切な履行の確保を図ること。

三 製造事業者等による点検の技術基準及び製品保守の体制整備に係る判断基準の策定に当たっては、製品安全の確保を第一義としつつ、循環型社会の推進に配慮し、消費者に過度の負担とならないよう留意すること。また、取引事業者については、所有者情報の収集に期待される役割の大きいことに鑑み、説明義務の確実な履行を期するとともに、所有者票の返送等の協力が確保されるよう関係部局が連携して取り組むこと。さらに、製品事故被害の拡大防止のため、個人情報保護に十分配慮しつつ、製造事業者等、取引事業者及び関連事業者がそれぞれ所有者情報を適切に管理・活用するためのガイドラインを策定すること。なお、所有者情報等の円滑な把握等に資するため、ICTタグの活用等IT化について検討すること。

四 製造事業者等が廃業した場合を含め、点検の実施に万全を期するため、特定保守製品の点検を行う技術的能力を有する事業者について広く情報を収集・提供し、所有者の点検実

施への注意喚起を図るとともに、点検に必要な人材の育成及び体制の整備を促進すること。

五 事故の未然防止に資するため、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人国民生活センター、消費生活センター、消防及び警察等との相互の情報連携を一層強化しつつ、製品事故に関する情報の収集及び提供の機能強化に努めること。特に高齢者及び単身世帯に対する情報提供に当たっては、情報の確実な浸透を図るため、きめ細かな対応がなされるよう配慮すること。

以上であります。

附帯決議案の内容につきましては、審査の経過及び案文によって御理解いただけるものと存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○東委員長 これにて趣旨の説明は終わります。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○東委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

○東委員長 次に、内閣提出、電気用品安全法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○東委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○東委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、谷本龍哉君外二名から、自由民主党・無所属会、民主党・無所属クラブ及び公明党の三派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。下条みつ

君。

○下条委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

電気用品安全法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、中古品を含めた電気用品の安全性を確保するため、本法施行に当たり、次の点について適切な措置を講じるべきである。

一 多発しているリチウムイオン電池の事故は、ものづくり立国の維持発展を目指す我が国の信頼を揺るがす事態であることに鑑み、再発防止を確保するため、設計、製造工程、使用形態等を視野に入れた安全基準の策定を図ること。

二 経過措置期間終了に伴う中古電気用品の流通に関する混乱を教訓とし、今後とも、中古電気用品市場の実態把握に努めつつ、旧電気用品取締法に適合した安全な電気用品の流通に支障が生じることのないよう関係者に周知徹底を図るとともに、中古電気用品の安全性の確保に向けた取り組みの促進に努め、消費者の安全確保に万全を期すること。

以上であります。

附帯決議案の内容につきましては、審査の経過及び案文によって御理解いただけるものと存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○東委員長 これにて趣旨の説明は終わります。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○東委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、両附帯決議について、甘利経済産業大臣から発言を求められておりますので、これを許

します。甘利経済産業大臣。

○甘利国務大臣 ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、これら法律案の実施に努めてまいりたいと考えております。

○東委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○東委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○東委員長 次に、内閣提出、外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。甘利経済産業大臣。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

〔本号末尾に掲載〕

○甘利国務大臣 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国は、平成十八年十月九日の北朝鮮による核実験を実施した旨の発表を初めとする我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、同年十月十四日よ

り、一度の延長措置を経て、平成十九年十月十三日までの間、北朝鮮からの輸入の禁止等の措置を厳格に実施してまいりました。しかし、拉致問題について具体的な進展がないことや核問題を含む北朝鮮をめぐる諸般の事情を総合的に勘案し、平成十九年十月九日の閣議において、引き続き、外国為替及び外国貿易法に基づき、北朝鮮からの輸入の禁止等の措置を実施することとしました。このうち、同法に基づき国会の承認が必要な措置について、承認を求めるべく、本件を提出した次第です。

次に、本件の要旨を御説明申し上げます。

本件は、外国為替及び外国貿易法第十条第一項の規定による平成十九年十月九日の閣議決定に基づき、同年十月十四日より平成二十年四月十三日までの間、北朝鮮からのすべての貨物について経済産業大臣の輸入承認義務を課す措置を講じたことに加え、北朝鮮から第三国へ輸出する貨物の売買に関する仲介貿易取引について経済産業大臣の許可を受ける義務を課す措置を講じたことについて、同法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求めることを内容とするものであります。

以上が、本件の提案理由及び要旨であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○東委員長 これにて趣旨の説明は終わります。次回、来る十一月二日金曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時十三分散会

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。)第十条第一項の

規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」(平成十九年十月九日閣議決定)に基づき、平成十九年十月十四日から平成二十年四月十三日までの間、法第五十二条の規定による北朝鮮を原産地又は船積地域とするすべての貨物について経済産業大臣の輸入承認義務を課する措置及び法第二十五条第四項の規定による原産地又は船積地域が北朝鮮であつて第三国へ輸出する貨物の売買に関する取引(仲介貿易取引)を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求める。

理 由

外国為替及び外国貿易法第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて、同法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求める必要があるからである。

平成十九年十一月十二日印刷

平成十九年十一月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

D